

平成 21 年度
包 括 外 部 監 査 報 告 書

八 尾 市 包 括 外 部 監 査 人
公 認 会 計 士 坂 井 俊 介

監査テーマ

委託契約及び工事請負契約
の事務の執行について

包 括 外 部 監 査

《 目 次 》

第 1 章 包括外部監査の概要	2
Ⅰ. 包括外部監査の種類	2
Ⅱ. 選定した特定の事件（テーマ）	2
Ⅲ. 包括外部監査の対象となった部署	2
Ⅳ. 包括外部監査の対象期間	2
Ⅴ. 事件（テーマ）を選定した理由	2
Ⅵ. 包括外部監査の方法	3
Ⅶ. 包括外部監査の実施期間	4
Ⅷ. 包括外部監査従事者の資格等	4
Ⅸ. 利害関係	4
第 2 章 包括外部監査の結果及び意見	5
Ⅰ 契約事務の概要	5
1. 契約の種類	5
2. 契約事務の流れ	8
3. 委託契約・工事請負契約の締結状況	13
4. 契約事務全般の監査の結果	18
Ⅱ 監査対象部署別監査の結果	21
1. 総務部市政情報課	21
2. 財政部資産税課	37
3. 人権文化ふれあい部自治推進課	41
4. 健康福祉部保健推進課	50
5. こども未来部こども政策課・こども家庭課	65
6. 経済環境部環境施設課	76
7. 建築都市部住宅整備課	93
8. 土木部下水道建設課・みどり課	105
9. 教育委員会学校教育部学務給食課	119
10. 教育委員会生涯学習部生涯学習スポーツ課	131
第 3 章 総 括	137

第 1 章 包括外部監査の概要

I. 包括外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 4 項並びに八尾市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条に基づく包括外部監査

II. 選定した特定の事件（テーマ）

委託契約及び工事請負契約の事務の執行について

III. 包括外部監査の対象となった部署

- ・総務部 契約検査課・市政情報課 情報システム室
- ・財政部 資産税課
- ・人権文化ふれあい部 自治推進課
- ・健康福祉部 保健推進課
- ・こども未来部 こども政策課・こども家庭課
- ・経済環境部 環境施設課
- ・建築都市部 住宅整備課
- ・土木部 下水道建設課・みどり課
- ・教育委員会学校教育部 学務給食課
- ・教育委員会生涯学習部 生涯学習スポーツ課

IV. 包括外部監査の対象期間

平成 20 年度における執行事務（自平成 20 年 4 月 1 日 至平成 21 年 3 月 31 日）

ただし、必要に応じて過年度及び平成 21 年度の一部についても監査対象としている。

V. 事件（テーマ）を選定した理由

地方自治体の財政健全化に資することを目的とした「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月に公布された。これにより平成19年度決算から、財政の健全性を判断するために設けられた健全化判断比率と資金不足比率の公表が義務付けられている。

八尾市の平成19年度決算に基づくこれらの比率は、いずれも基準をクリアしており、指標面からは概ね健全であるといえる。しかし、一般会計における収支差額を補う財政調整基金及び公共公益施設整備基金は、合計で平成19年度期首105億円から期末88億円へと大きく減少し、平成20年度決算においても10億円以上の取り崩しが見込まれており、現在の健全化比率を将来に亘って安定的に維持できる保証はない。

今後、より健全な財政運営を行うためには、歳出面の改善が大きな課題となっており、市は平成20年2月に「八尾市行財政改革プログラム」を策定し、「税金を1円たりとも無駄にしない」、「最小の経費で最大の効果を挙げる」姿勢で取り組んでいる。

このような財政状況のなか、平成19年度決算における市の委託料は約82億円（うち随意契約57億円）、工事請負費は約75億円（同18億円）であり、両者を合わせ、一般会計及び特別会計の平成19年度歳出額合計1,703億円の9%以上を占めている。「八尾市行財政改革プログラム」の具体的な取り組みを示した「行財政改革アクションプログラム」においても、積極的に外部委託を推進、事業費削減、人件費削減、事務改善及びサービス改善を図ることとしており、また、入札情報、随意契約の内容等の電子開示等を行ない、委託契約及び工事請負契約の改革を推進しているところである。しかし、随意契約をめぐるのは、全国的に地方自治体の決裁システムの欠陥をついた事件が継続的に発生しており、外郭団体の監理を含めコンプライアンスの強化、内部統制の強化が社会的に要請されているところである。

市における委託契約及び工事請負契約の改革の方向性と機軸を合わせ、現状の契約管理が真に有効かつ効率的に機能し、不正防止の観点から適正に手続がなされているかについて検討することが重要な課題と考え、今回の外部監査テーマに選定した。

VI. 包括外部監査の方法

1. 監査の着眼点

（1）適法性・合规性の観点

委託・工事請負契約の契約事務は法令規則に沿って適切に行われているか
契約相手の選定方法は公正性かつ透明性をもって行われているか

（2）経済性・効率性の観点

委託・工事請負契約にかかる予定価格の積算は根拠資料に基づき適切に算定されているか
仕様は適切に設定されているか

（3）有効性の観点

委託・工事請負契約の目的が明確に定まっており、当該目的達成のための契約となっているか
委託・工事請負契約が、市民サービスの向上につながっているか

(4) 評価の観点

委託・工事請負契約について、コストの管理は適切に実施されているか
契約締結以降、契約の履行状況確認は、適切に実施されているか
委託・工事請負契約等事業の見直しを毎年度実施しているか

2. 主な監査手続

前項の監査の着眼点に基づき、関係者への質問、関係書類、帳票類等の閲覧、突合等を実施し、その実態を調査・検討する。

VII. 包括外部監査の実施期間

自平成 21 年 4 月 1 日 至平成 22 年 1 月 28 日

VIII. 包括外部監査従事者の資格等

包括外部監査人	公認会計士	坂井	俊介
包括外部監査人補助者	弁護士	山本	哲男
	公認会計士	野呂	貴生
	会計士試験合格者	走出	広章
	会計士試験合格者	西本	利恵
	会計士試験合格者	西村	拓哉

IX. 利害関係

包括外部監査の対象となった事件につき、私は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はありません。

金額の表示単位未満は切り捨て、比率の表示単位未満は四捨五入している。 報告書の表中の合計が、端数処理の関係で合致しない場合がある。
--

第2章 包括外部監査の結果及び意見

I 契約事務の概要

1. 契約の種類

(1) 一般競争入札

(i) 契約方法

入札に関する公告をし、入札への参加を希望する不特定多数で競争を行い、最も有利な条件を提供した者との間で契約を締結する方法である。一般競争入札は最も公平な業者選定方法であり、地方自治法では一般競争入札によって業者を選定することが原則となっている。

〈1〉長所

- ・参加者が広く公募されており、多くの者が平等な条件で参加することができるため、公平性が確保されやすい
- ・最も低廉な価格を提示した者と契約を締結できるため、経済性の観点から優れている

〈2〉短所

- ・応募者が価格を下げることを追求するあまり、工事及び委託業務の品質確保ができなくなるというおそれがある
- ・業績が悪く、工事及び委託業務の遂行に支障をきたす業者が選定されるおそれがある
- ・一定の公告期間を要するなど、臨機応変の対応が難しい
- ・随意契約や指名競争入札に比して、入札事務に時間がかかり事務経費の上昇を招く

(2) 指名競争入札

(i) 契約方法

特定多数の入札参加資格者の中から、資力、信用その他について適当と認める者を選考・指名して、その者で競争を行い、地方公共団体に最も有利な条件を提供した者との間で契約を締結する方法である。地方自治法施行令第167条において、指名競争入札を適用できる場合を下記のとおり定めている。

- ア. 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき
- イ. その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき
- ウ. 一般競争入札に付することが不利と認められるとき

〈１〉長所

- ・入札により競争の原理が働くので、一般競争入札と同様、経済性を追求できる
- ・一定の参加資格を有するものだけが入札に参加するため、不信用、不誠実な業者を排除でき、品質を担保することができる
- ・一般競争入札に比して、事務処理手続が簡便である

〈２〉短所

- ・参加者が固定されやすく、相互に懇意になることで、談合の温床になるおそれがある
- ・入札参加者の範囲が限定されるため、参加機会が公平でないといえる

（３）随意契約

（い）契約方法

地方公共団体が、契約の相手方を選定するとき、競争入札の方法によることなく特定の者を選考し、契約を締結する方法である。地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号から第 9 号において、随意契約を適用できる場合を下記のとおり定めている。

ア. 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

なお、八尾市財務規則第 116 条において、下表の金額の範囲で随意契約が行えることとしている。

契約の種類	金額の範囲
（１）工事又は製造の請負	1,300,000 円
（２）財産の買入れ	800,000 円
（３）物件の借入れ	400,000 円
（４）財産の売払い	300,000 円
（５）物件の貸付け	300,000 円
（６）前各号に掲げるもの以外のもの	500,000 円

イ. 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

ウ. 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 12 項 に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第 21 項 に規定

する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第 1 項 に規定する障害福祉サービス事業（同条第 6 項 に規定する生活介護、同条第 14 項 に規定する就労移行支援又は同条第 15 項 に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法 （昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条 に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第 15 条第 3 項 の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 （昭和 46 年法律第 68 号）第 41 条第 1 項 に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第 2 項 に規定するシルバー人材センターから普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法 （昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 6 項 に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項 に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第 3 項 に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

エ. 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき。

オ. 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

カ. 競争入札に付することが不利と認められるとき。

キ. 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

ク. 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

ケ. 落札者が契約を締結しないとき。

〈1〉長所

- ・事務手続が簡易であるため、事務コストを抑えることができる
- ・資産基盤、信用、実績などの面から信頼できる業者を選定することができる

〈2〉短所

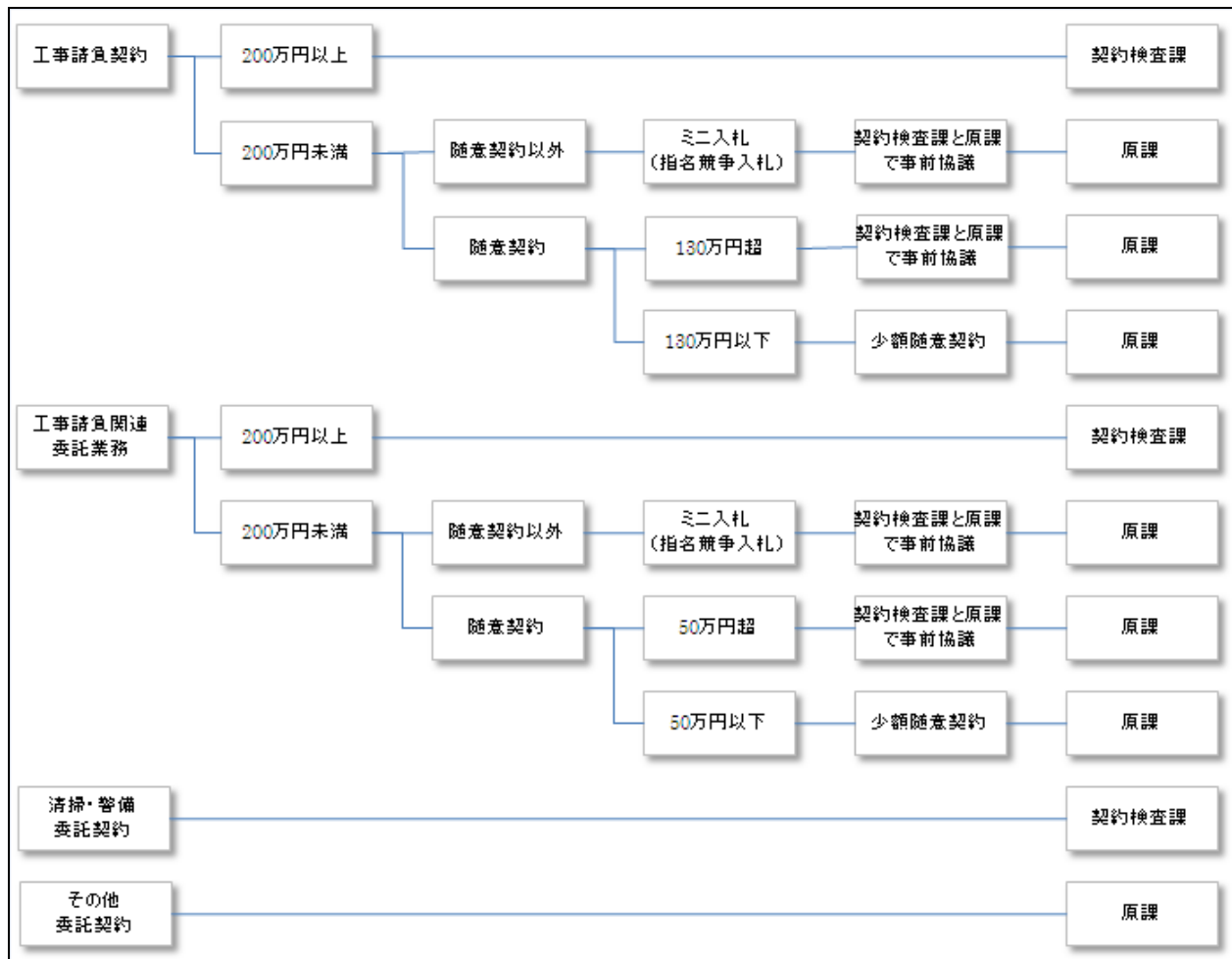
- ・契約相手方が固定されやすく、不正が起こる可能性が大きくなる
- ・競争の原理が働きにくく、不当に高い価格で契約が締結されるおそれがある

2. 契約事務の流れ

(1) 契約事務の管轄

八尾市事務分掌規則により、契約検査課は①工事請負契約及び工事請負関連委託業務の締結（200 万円以上）②物品の購入及び検収③清掃及び警備業務に係る委託契約に関する契約を担当しており、その他の委託契約及び工事請負契約については各原課が担当している。なお、今回の監査の対象は委託契約及び工事請負契約であるため、物品購入契約については検討を省略する。

(契約事務の管轄)



以下では契約事務の流れについて説明する。なお、文中の番号とフローチャートの番号はそれぞれ対応している。

(2) 契約事務の流れ

契約にあたっては、まず①契約締結の伺書を起案し、市長又は専決者の決裁を受けなければならない。工事請負契約及び工事請負関連委託業務については、起工伺に設計書を、その他の委託契約については伺書に積算書を添付して起案することが求められている。

②契約締結に関する決裁がなされた後、起工伺・伺書において選択された契約方法の手続が行われる。地方自治法第 234 条によると、契約は一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとされ、原則として一般競争入札によることとされているが、地方自治法施行令第 167 条に定める要件を満たす場合は指名競争入札、同第 167 条の 2 に定める要件を満たす場合は随意契約、同第 167 条の 3 に定める場合はせり売りによることができるものとされている。工事請負契約及び工事請負関連委託業務については、原則 500 万円以上について一般競争入札、500 万円未満について指名競争入札を行い、地方自治法施行令第 167 条の 2 で規定される随意契約の要件を満たすもののみ随意契約を行っている。

③契約方法が決定されると、それぞれの方法に従い手続が行われる。契約検査課所管の工事請負契約及び工事請負関連委託業務の一般競争入札の場合は、八尾市建設工事競争入札審査委員会（以下「審査委員会」という。）により参加資格等の条件等を決定したうえで、公告を行い電子入札が行われ、指名競争入札についても審査委員会により業者選定がなされ入札が行われる。200 万円未満の工事請負契約及び工事請負関連委託業務の指名競争入札については、原課により指名業者が決定される。原課の行う指名競争入札を八尾市では「ミニ入札」といっている。また、原課が主管の随意契約のうち 130 万円超の工事請負契約及び 50 万円超の工事請負関連委託業務については契約検査課と原課で事前協議が必要である。

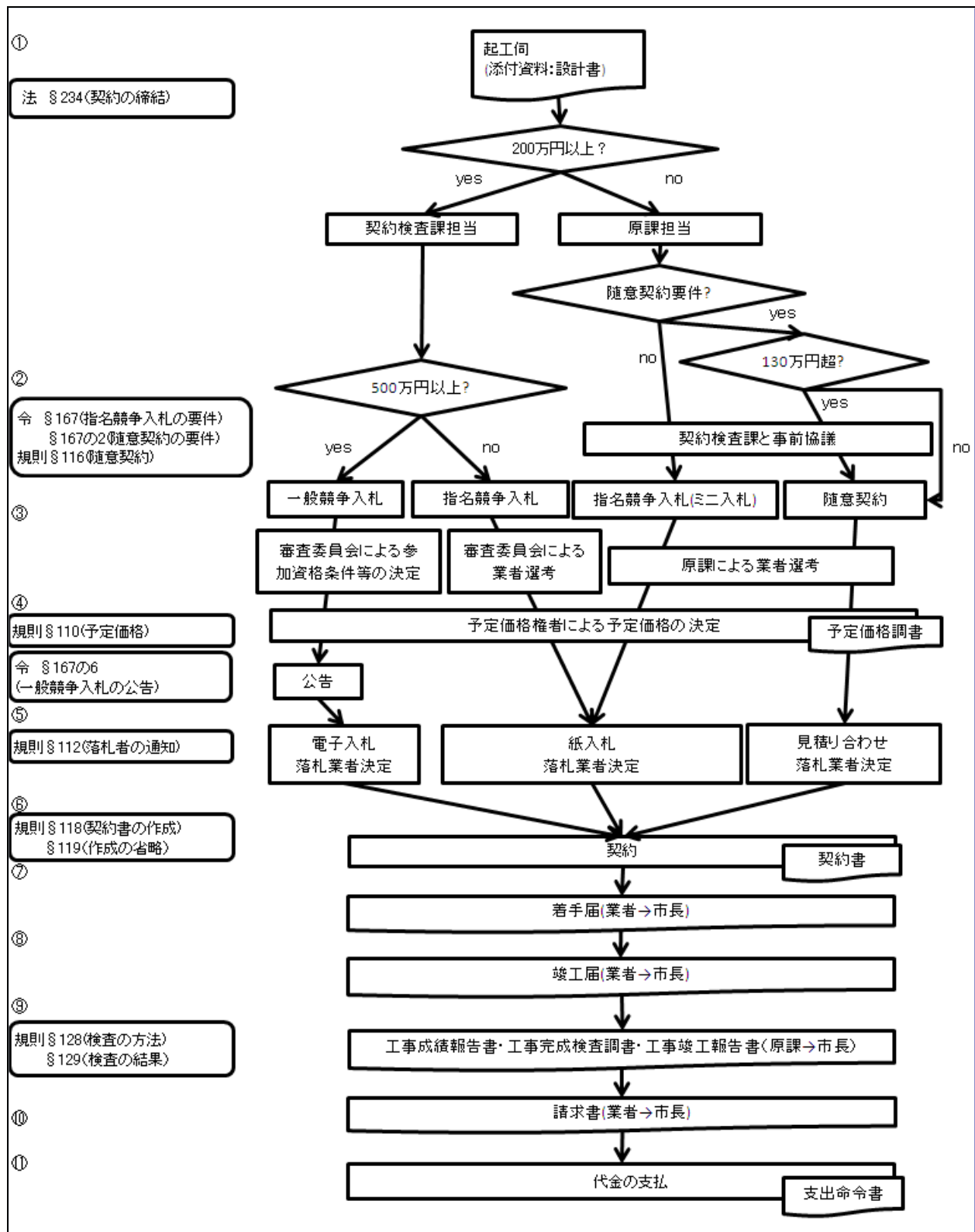
④契約業者の決定にあたり入札又は見積合わせを行うにあたっては予定価格を決定しなければならない（八尾市財務規則第 110 条、同第 116 条 2 項）。すべての業者の提示価格が予定価格を上回る場合は、入札は不調に終わり、再入札等の手続が必要となる。

⑤入札等の結果、落札者が決定すれば、業者に通知（同第 112 条）され、⑥契約が締結される（同第 118 条、第 119 条）

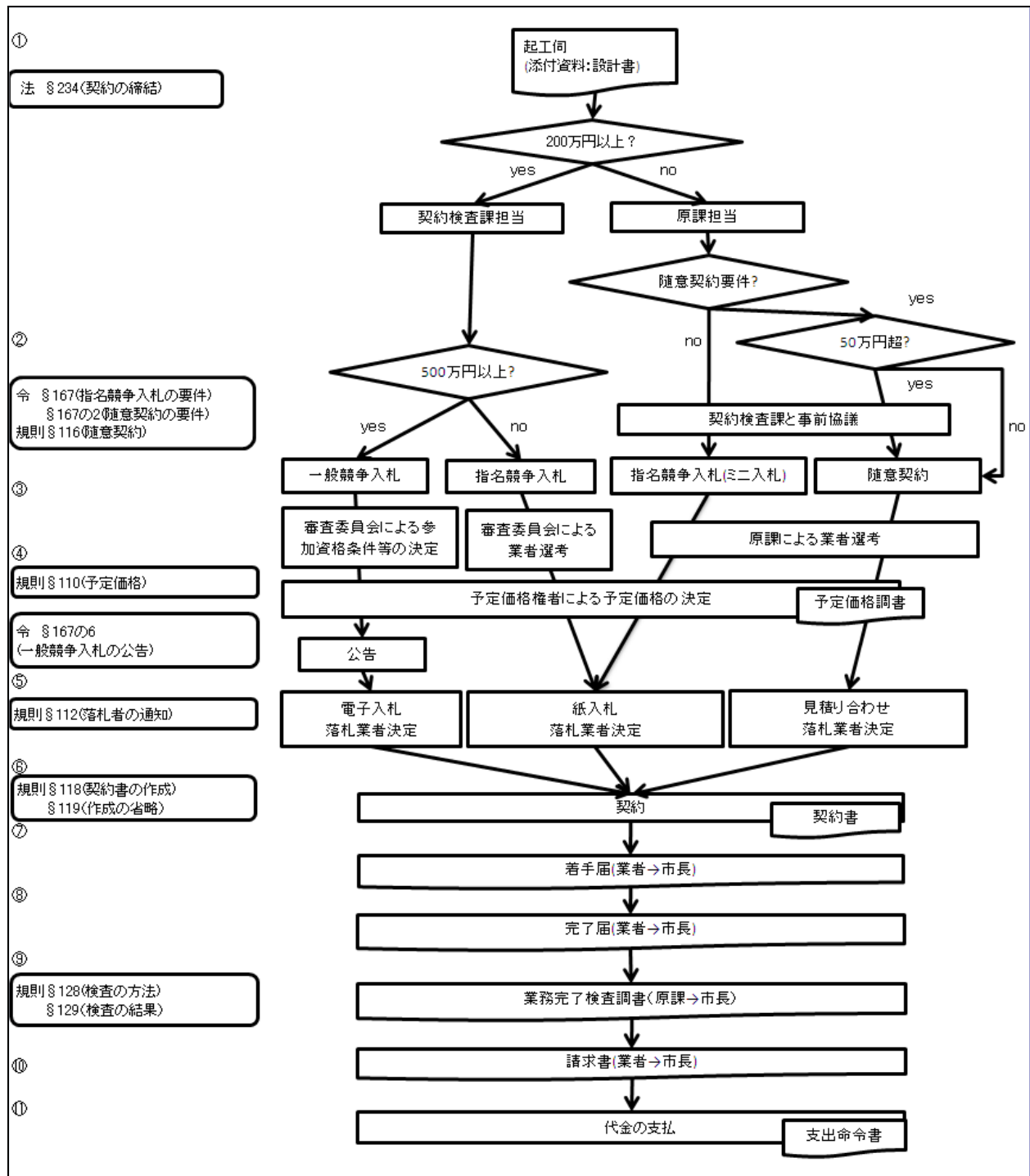
⑦契約が締結されると業者は着手届を提出し、⑧契約が履行されれば工事請負契約の場合は竣工届、委託契約の場合は完了届が業者から市に提出される。

⑨原課は検収をしたうえで、工事請負契約については工事成績報告書・工事完成検査調書・工事竣工報告書を、委託契約については業務完了検査調書を作成する。当該報告書等は⑩業者の請求書等とともに⑪支出命令書に添付し、支出に係る決裁を経て代金が支払われる。

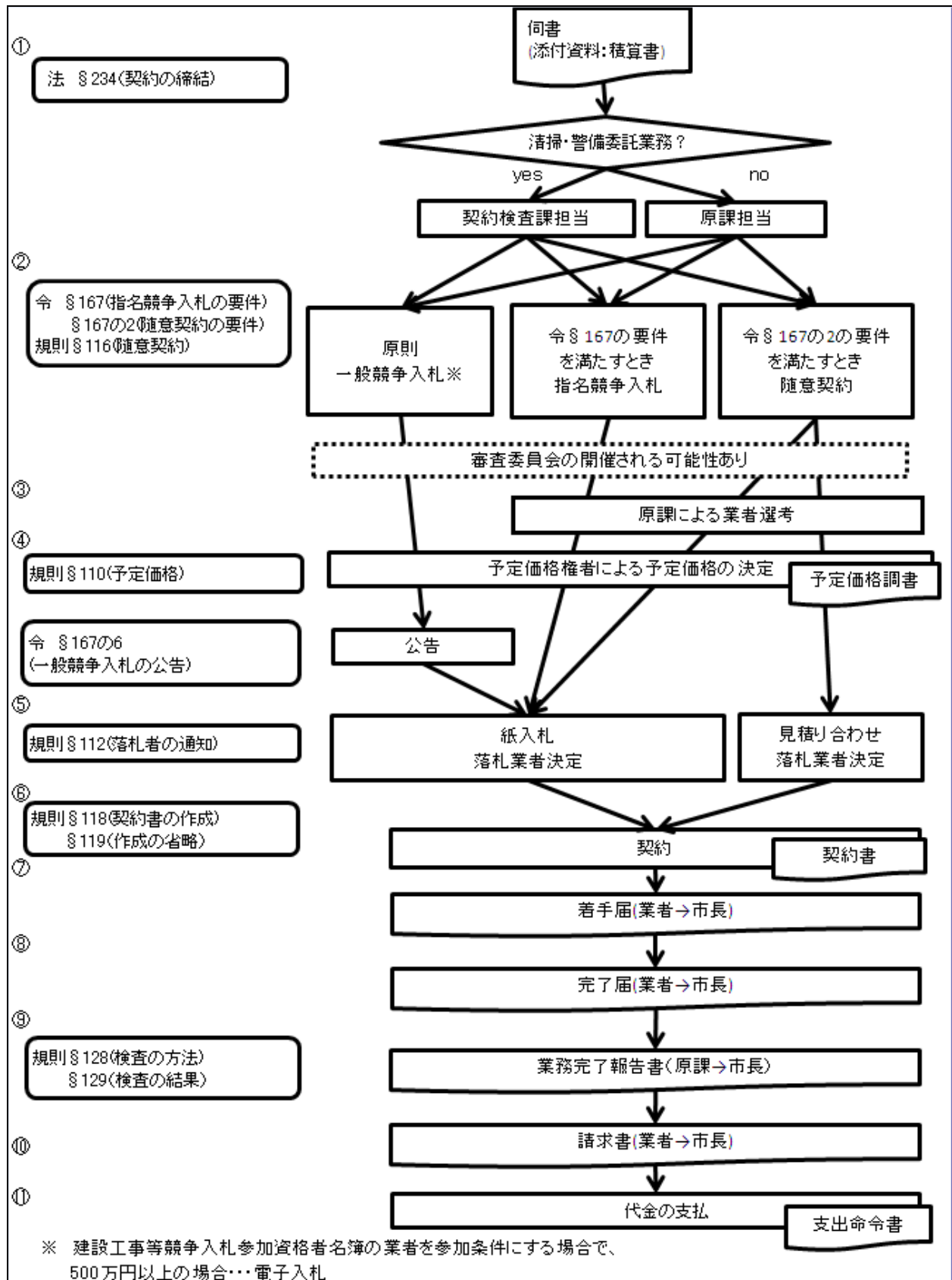
(工事請負契約に係る契約の流れ)



(工事請負関連委託業務に係る契約の流れ)



(その他委託契約に係る契約の流れ)



(略称、法：地方自治法、令：地方自治法施行令、規則：八尾市財務規則)

3. 委託契約・工事請負契約の締結状況

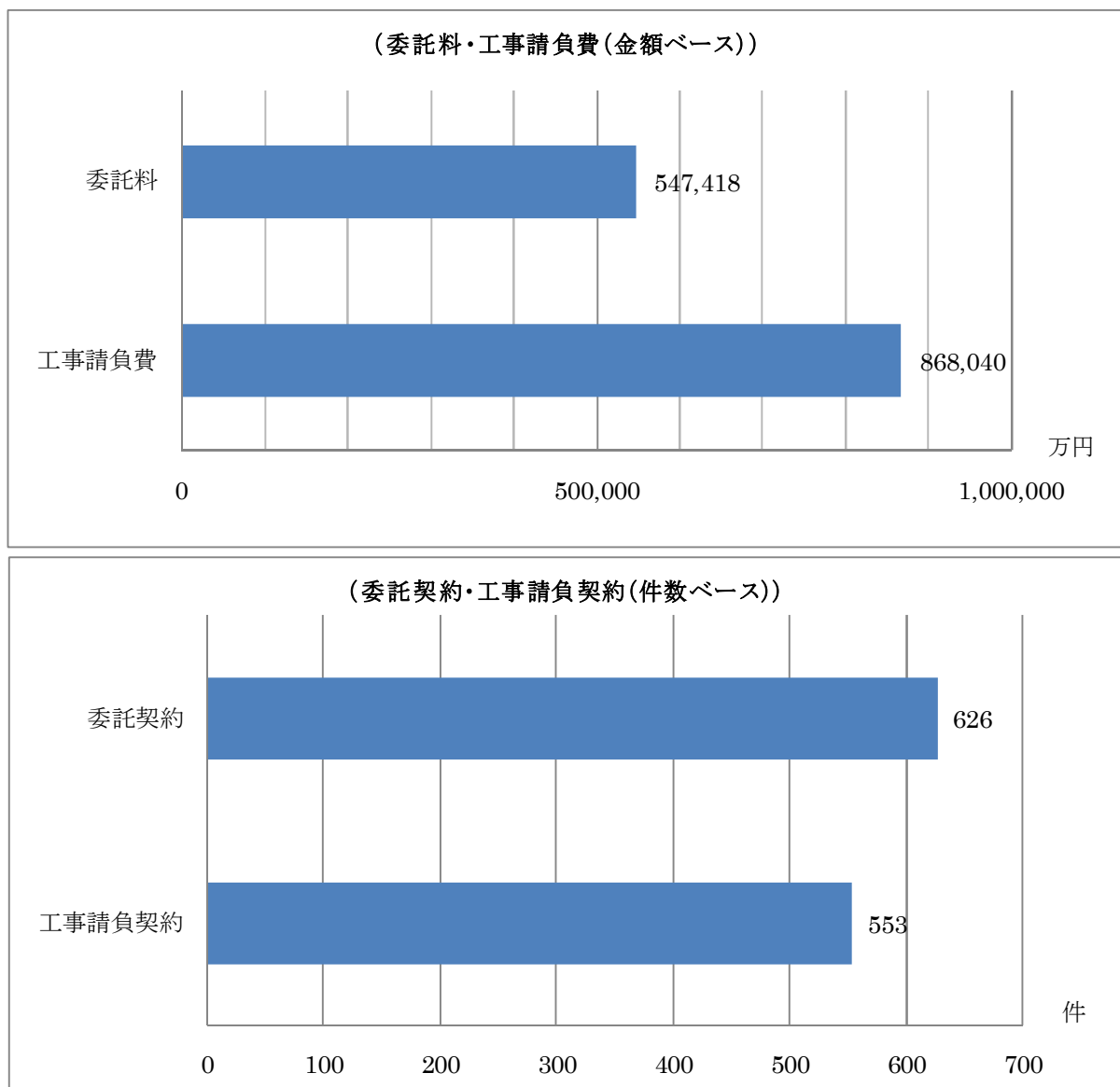
(1) 委託契約、工事請負契約の調査及び分析

市の委託契約・工事請負契約（契約額 100 万円以上）の状況を把握するため、各課に調査表を配布し、回収した調査表に基づき分析を行なった。但し、過去に複数年契約を締結したものについては除いている。

以下、委託料及び工事請負費として示す金額は、本調査において得られた契約金額を基礎として算出したものである。

(i) 委託料・工事請負費の状況

平成 20 年度における委託料・工事請負費の状況は以下の通りである。



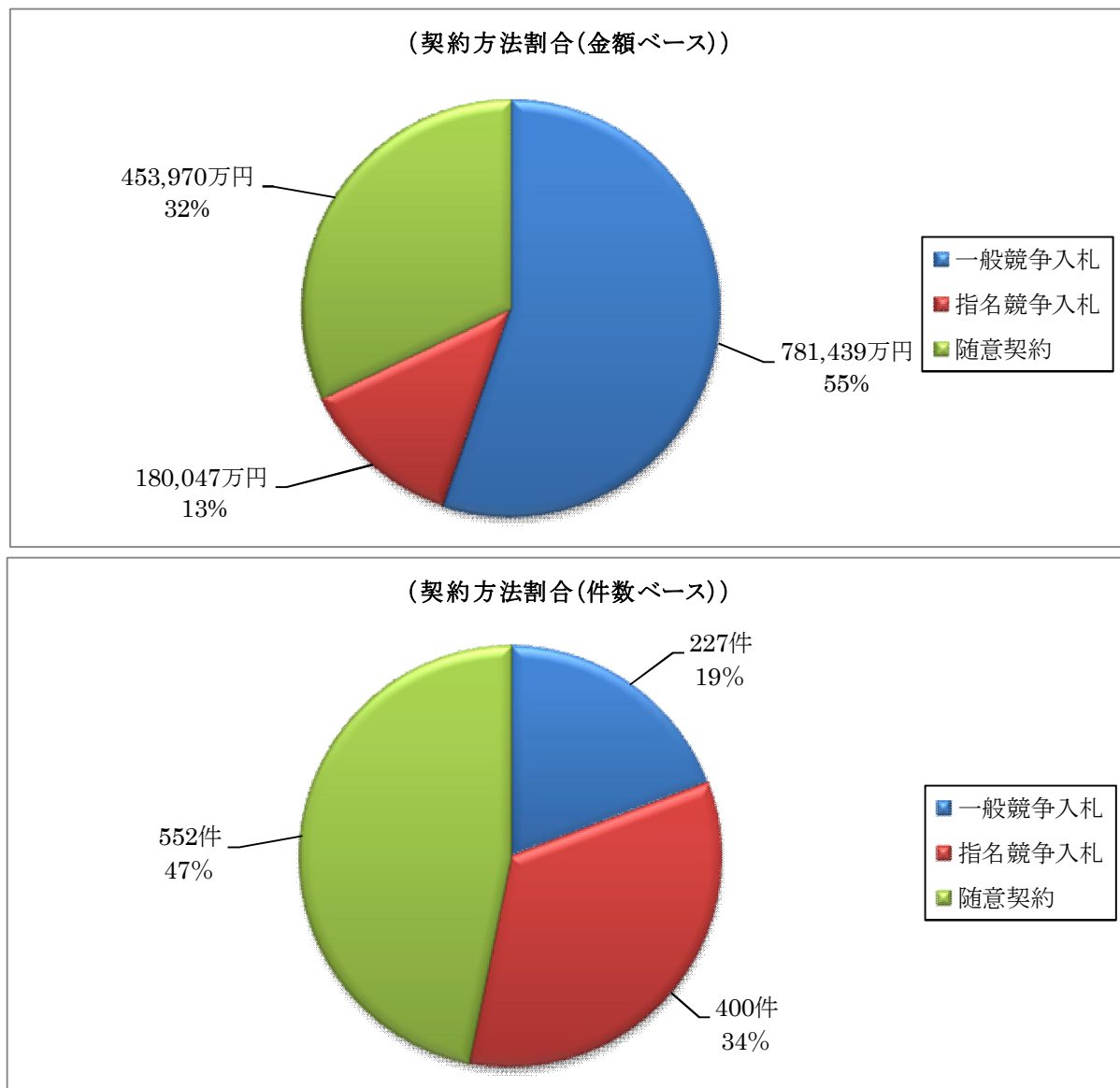
市における委託料は 54 億 7,418 万円である。工事請負費は 86 億 8,040 万円で、委託料に比較して契約金額が多い。件数ベースで比較すると、委託契約は 626 件、工事請負契約は 553

件となり、委託契約の方が工事請負契約より多い。

(ii) 契約方法の状況

契約方法を一般競争入札、指名競争入札及び随意契約に分けて整理した。なお、プロポーザル方式による委託契約は、随意契約の一形態であるため随意契約に含めている。

平成 20 年度の委託契約・工事請負契約を合算した契約方法割合の金額ベース及び件数ベースの状況は以下の通りである。



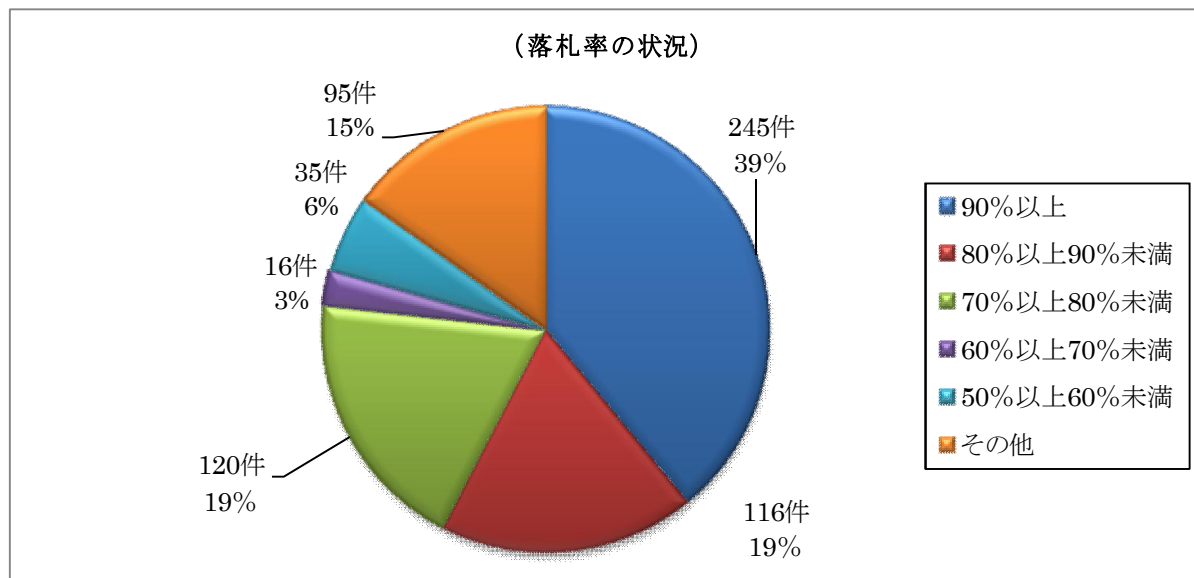
金額ベースでは一般競争入札による契約が 78 億 1,439 万円となり全契約金額 141 億円のうち 55%を占める。件数ベースでは随意契約による契約が 552 件となり全契約数 1,179 件のうち 47%を占める。

金額ベースでは一般競争入札による契約の割合が多いが、件数ベースでは随意契約が占める割合が多い。

(iii) 落札率の状況

一般競争入札及び指名競争入札の落札率の状況について整理した。落札率は、落札額を予定価額で除して求めている。

平成 20 年度における落札率の状況は以下の通りである。

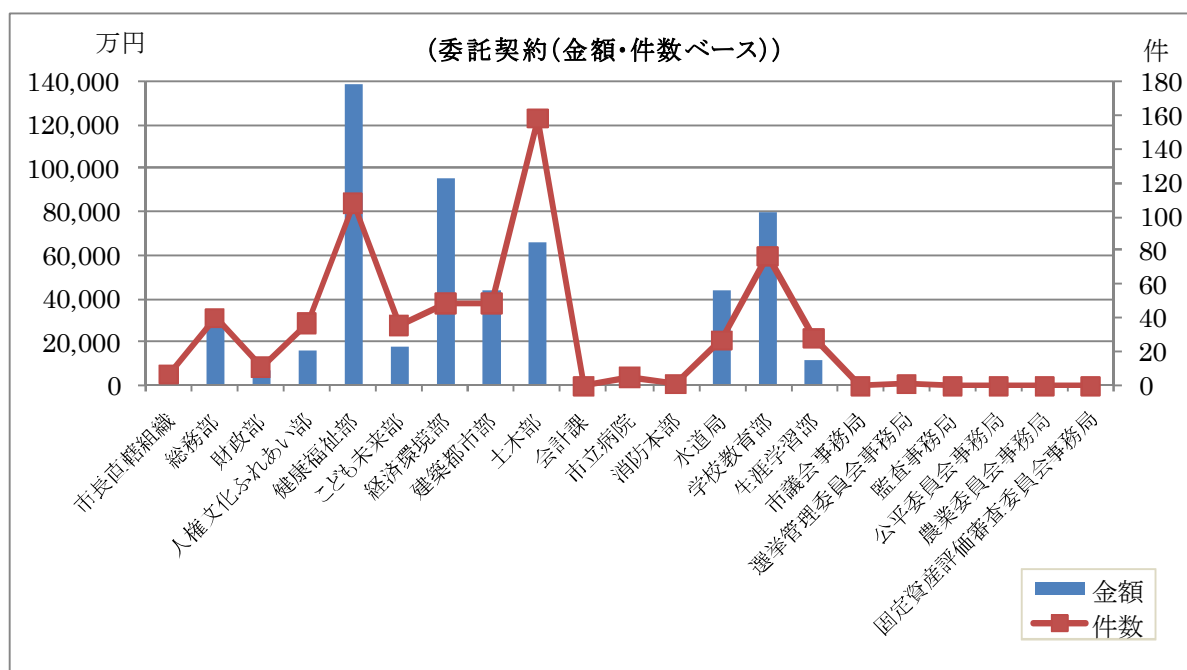


落札率が 90%以上のものが、245 件（39%）を占めている。245 件の内訳は、一般競争入札によるものが 37 件、指名競争入札によるものが 208 件である。その他に含まれているものは①予定価格が非公表であり落札率が不明なもの②単価契約に係る指名競争入札である。

(iv) 所管別の状況

〈1〉委託契約の状況

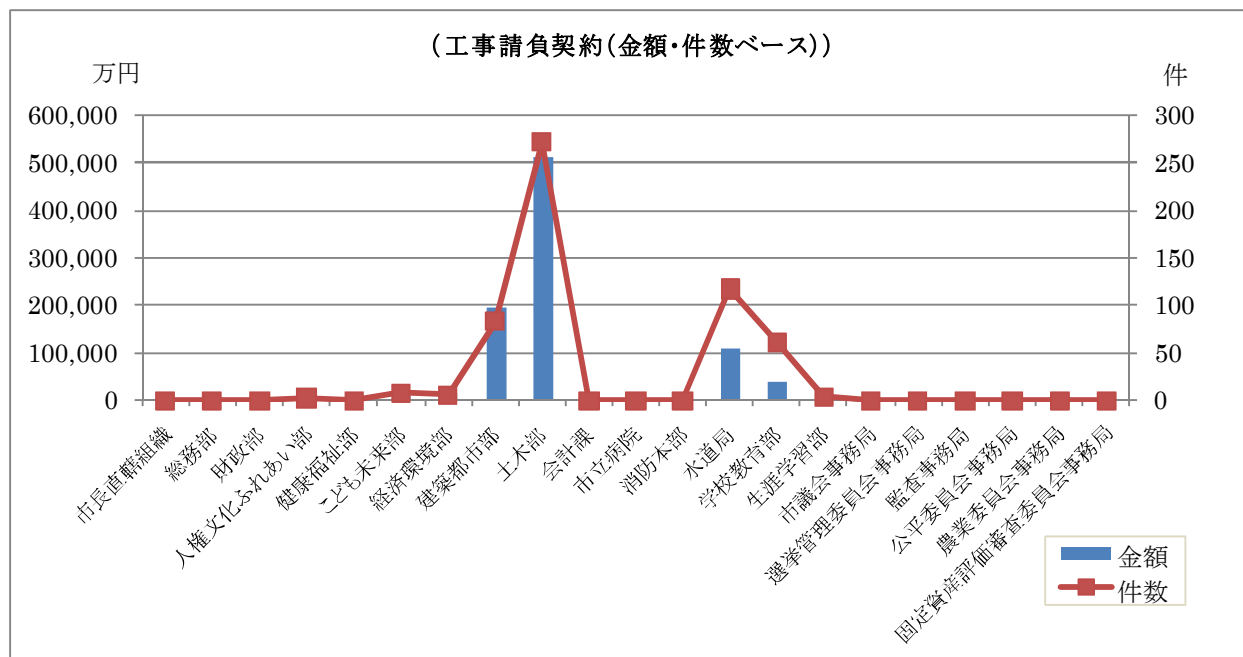
平成 20 年度における所管別委託契約の状況は以下の通りである。



健康福祉部の委託料は、13 億 8,344 万円で最も多額である。一方、会計課、市議会事務局、監査事務局、公平委員会事務局、農業委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局の業務委託はない。土木部の委託契約は 156 件で最も委託件数が多い。

〈2〉工事請負契約の状況

平成 20 年度における所管別工事請負契約は以下の通りである。



土木部の工事請負契約は 50 億 9,432 万円で一番多額の工事請負契約を行なっている。一方、市長直轄組織、総務部、財政部、健康福祉部、会計課、市立病院、消防本部、市議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、公平委員会事務局、農業委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局の工事請負契約はない。件数ベースにおいても、土木部は 271 件で一番多数の工事請負契約を行なっている。

土木部の工事請負費は、「平成 20 年度八尾排水区第 21 工区下水道工事」に係る工事請負費 4 億 8,124 万円をはじめとし、下水道建設に伴う工事請負費が合計 47 億円程あり、土木部の工事請負費の 92%を占める。

（Ⅴ）所管課別委託料・工事請負費の状況及び監査対象課

契約額が 100 万円以上で平成 20 年度に発注された委託契約及び工事請負契約は以下の通りである。原則として、監査対象課は、各部に 1 課ずつ選定している。

（所管課別委託料・工事請負費の状況及び監査対象課）

所属部	委託契約		工事請負契約		監査対象課
	金額(万円)	件数(件)	金額(万円)	件数(件)	
市長直轄組織	2,415	7	0	0	—
総務部	27,044	40	0	0	市政情報課 契約検査課
財政部	6,346	11	0	0	資産税課
人権文化ふれあい部	15,659	35	567	3	自治推進課
健康福祉部	138,344	109	0	0	保健推進課
こども未来部	17,287	35	7,192	8	こども政策課 こども家庭課
経済環境部	94,938	50	13,302	6	環境施設課
建築都市部	42,706	48	192,424	83	住宅整備課
土木部	65,547	158	509,432	271	みどり課 下水道建設課
市立病院	1,556	5	0	0	—
消防本部	2,205	1	0	0	—
水道局	43,766	27	107,158	117	—
学校教育部	79,614	77	37,441	61	学務給食課
生涯学習部	9,827	22	524	4	生涯学習スポーツ課
選挙管理委員会事務局	164	1	0	0	—

（注）会計課、市議会事務局、監査事務局、公平委員会事務局、農業委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局での委託契約及び工事請負契約がないため、表中から除いている。

4. 契約事務全般の監査の結果

(1) 指摘事項及び意見

・ 契約情報の一元管理について（意見）

契約情報の一元化が現状ではできていない。契約情報は、契約検査課は 200 万円以上の工事請負契約、工事請負関連委託業務、清掃業務及び警備業務に関する情報を保管しそれ以外の情報は各所管部署が保有している。

現状では、工事請負契約及び工事請負関連委託業務、清掃業務及び警備業務については、契約検査課が入札執行を行っている。

これでは複数の部局で行う同種の業務が、個別に発注されている可能性があり、非効率である。契約情報が分散している現状では、複数の部署の委託業務をとりまとめ一括発注することもできない。契約事務手続は各所管部署が担当したとしても、契約情報は一元把握することが必要であると考ええる。

・ アセットマネジメントと長期継続契約について（意見）

例えば情報機器をリースする際、導入初年度は一般競争入札で業者選定するが、以降の年度では、初年度に落札した業者との間で、そのまま年間保守につき毎年随意契約を締結することが行われている。

本来、業者の選定は初年度の支出のみで判断するのではなく、その使用予測期間における使用料総額（リースアップ以降の支出を含む。）から保守・修繕費等付随費用を含めたライフサイクルコストを勘案して業者を選定し、コスト縮減が図られるべきである。現状では、アセットマネジメントができていないといえない。

入札制度改革と歳出の定率削減の結果、委託料・工事請負費は年々減少しここ数年は最低制限価格での落札が目立つようになっている。このような状況下でこそ長期継続契約の締結が検討されるべきである。

現行の制度下でも、以下の業務については、条例により長期継続契約の締結を可能としており長期継続契約により、契約事務手続の合理化を図っている。

- ・ 清掃・警備業務
- ・ 施設の維持管理に係る保守点検業務
- ・ 業務用機器に関する賃貸借

情報機器の保守については、八尾市長期継続契約に関する取扱要領の改定により長期継続契約が可能とすることも考えられる。

八尾市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

(趣旨)

第1条

この条例は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の17の規定に基づき、市が長期継続契約(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する契約をいう。以下同じ。)を締結することができる契約を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条

令第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げる契約とする。

(1)業務用機器に関する賃貸借契約

(2)警備、清掃、保守点検等施設の維持管理に係る業務委託契約その他の年間を通じて役務の提供を受ける必要がある契約

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

・積算根拠のガイドラインについて(意見)

所管・部署別監査の結果の節においても指摘しているが、一般競争入札や指名競争入札のため、各所管部署が作成するコスト積算額の根拠資料は、単価と数量(時間・工数)との関係が不明確なものが多くみられる。ここ数年、対前年比一定率削減の予算シーリングが行われた。このため、予算額がコスト積算額を大きく下回り、入札時に採用する予定価格が予算額となり、コスト積算を緻密に行う意義が薄れていることも一因と思われる。

しかしながら、コストを正確に把握することは、適正額で発注する際の基礎的な業務である。また、コスト積算が大きく下回るにも関わらず、落札されているということは逆にいえば、積算方法自体が適切でない可能性もある。

各所管課がそれぞれの様式でコスト積算するのではなく、国土交通省大臣官房官庁営繕部が作成する「建築保全業務共通仕様書」「建築保全業務積算基準」など客観的かつ検証可能な基準を参考としてガイドラインを作成し、基準を示すべきである。

・指名競争入札の入札参加資格者名簿の整備について(意見)

契約額が一定金額以下の場合、各所管課が指名競争入札を行うが、この指名競争入札のための入札参加資格者の名簿が整備されていないところも見受けられ、指名競争入札の都度、入札参加資格者を選定することが必要になっている。

入札事務を円滑に行うため入札参加資格者名簿を整備すべきである。

・低入札価格調査の導入について(意見)

低入札価格調査(注1)の制度が導入されていない。工事請負契約及び工事請負関連委託業務では、一般競争入札及び指名競争入札の際、最低制限価格を事前公表している。請負額が2億2,000万円未満の土木一式工事の入札は、条件付一般競争入札とし『市内業者』に限定している。市内業者に限定することにより、八尾市内産業の存続・育成を図ることはできる。

一方で、市内業者に限定しない一般競争入札の場合、特に市内業者育成の目的はない。にもかかわらず、最低制限価格での応札が集中し、くじ引きで選定を行うようなケースでは、事業費の

削減機会を逸しているともいえる。また、このような状態が継続すれば業者の企画力・品質改善意欲も減退する。もし最低制限価格を設けず、低入札価格調査制度が導入されていたならば、事業費を削減できるだけでなく、業務品質を一定水準以上に確保できる業者を選定できる可能性がある。

このような理由から、最低制限価格を通知しない他市事例もみられる。

低入札価格調査制度を導入し、最低制限価格を通知するか否か低入札価格調査制度を実施するか否かは、市内業者限定の条件付一般競争入札であるのかどうかで、メリハリをつけるべきである。

(注 1) 低入札価格調査

一般競争入札の予定価格が一定以上の工事であって、入札価格が調査基準価格を下回った場合、低入札価格調査委員などにより業者が工事を実施する能力を有するか調査審議が行われ、問題ない場合のみ落札が決定する。詳細の手続につき入札価格調査実施要領を作成する。委員会等は、コスト積算金額と業者の見積との比較を行い、その実行可能性も検証する。

Ⅱ 監査対象部署別監査の結果

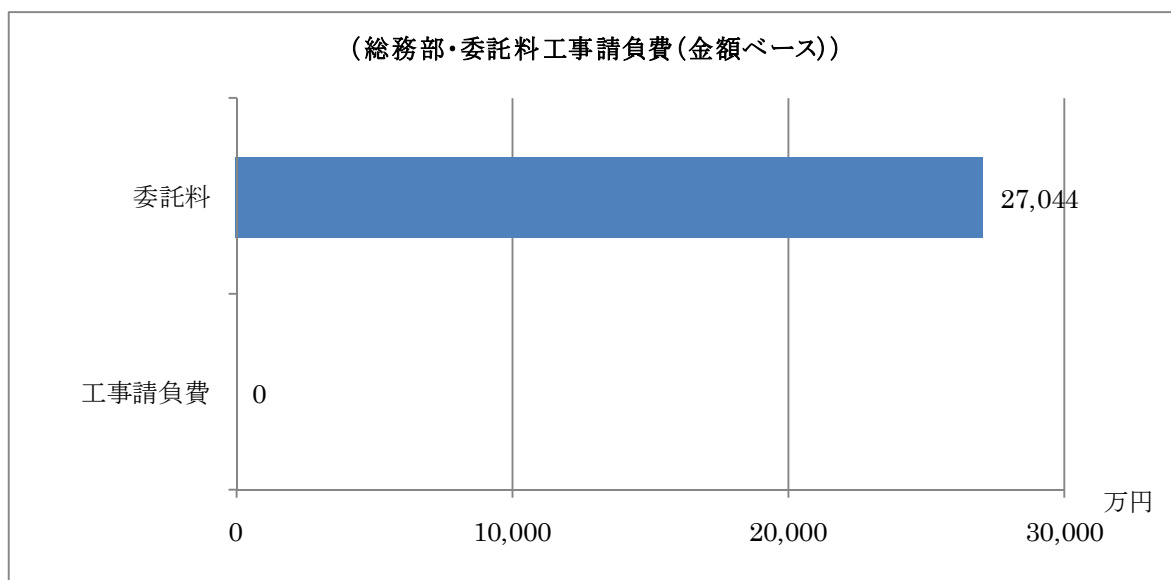
1. 総務部市政情報課

(1) 総務部の概要

当部は、総務課、政策法務課、市政情報課、契約検査課、人事課、職員課から構成されており、議会との連絡調整に関すること、統計に関すること、文書及び政策法務に関すること、市政情報の公開及び提供に関すること、情報政策に関すること、契約及び物品の購入に関すること、人事及び労務に関することを行っている。

(i) 委託契約及び工事請負契約の状況

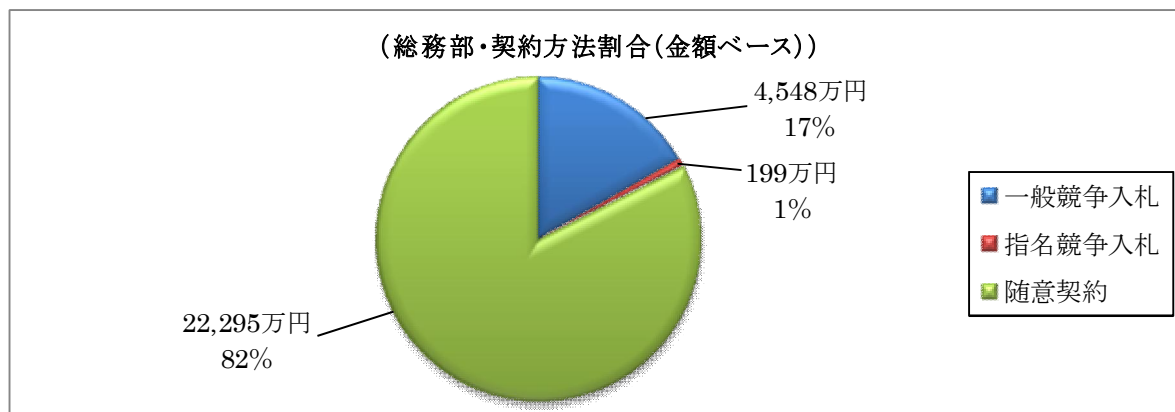
当部における平成 20 年度の委託契約及び工事請負契約の状況は以下の通りである。

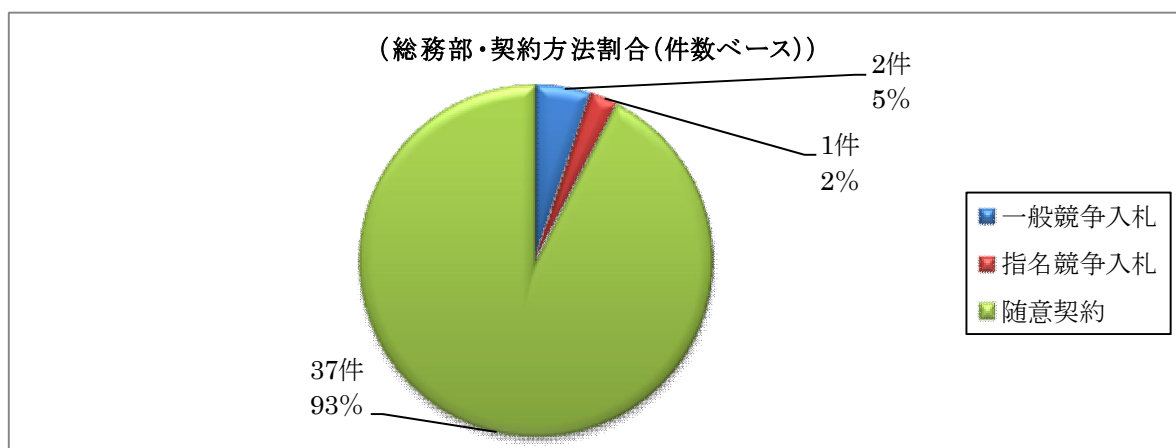


平成 20 年度における委託契約は 40 件で、委託料は 2 億 7,044 万円である。一方、請負工事は 0 件である。委託内容は庁舎清掃業務に係る委託(4,384 万円)、番組制作放送委託(3,521 万円)等作業委託が主な委託契約である。

(ii) 契約方法・件数・金額の状況

平成 20 年度における契約方法の件数・金額の割合の状況は以下の通りである。

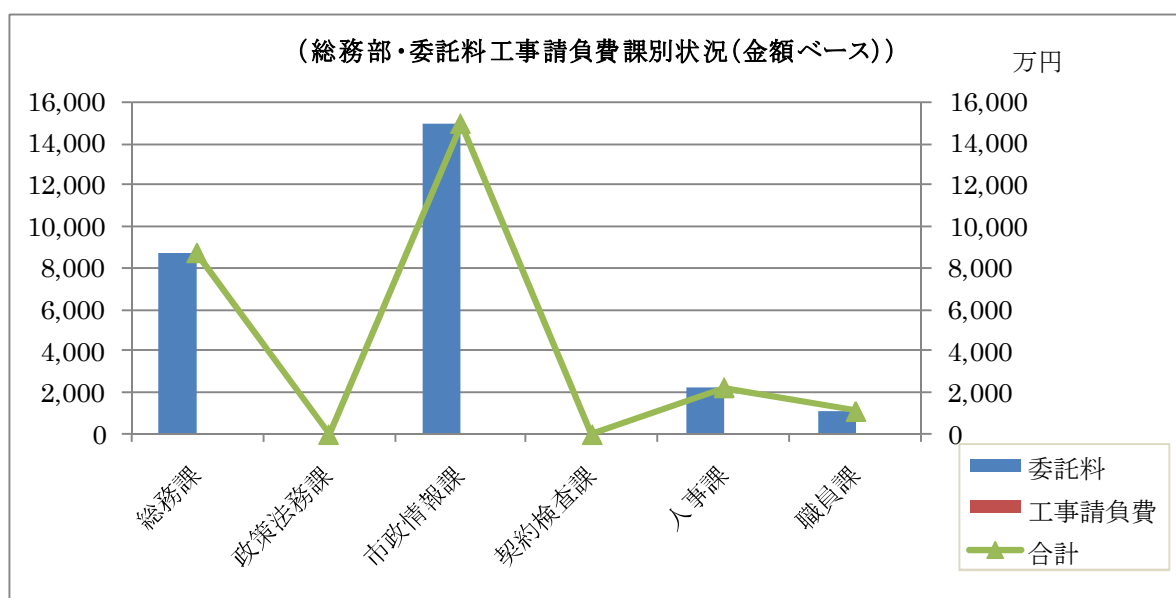




金額ベースでも、件数ベースでも随意契約による契約締結割合が 90% 近く占めている。随意契約で結ばれている委託契約は、空調等庁舎設備に関する設備保守点検業務、情報技術に関する業務、広報番組制作業務等である。

(iii) 課別委託契約・工事請負契約の状況

平成 20 年度の委託料・工事請負費の各課の状況は以下の通りである。



市政情報課の委託料は 1 億 4,946 万円で、総務部の中で最も多額である。市政情報課内における情報システム室は、全庁的な取り組みとして基幹システム最適化に向け、外部招聘を行いその意見を取り入れながら全体最適化を目指している。

このため、市政情報課（情報システム室）を選定した。

(2) 市政情報課の概要

市政情報課内には、情報システム室、広報係並びに情報公開室が設置されている。情報システム室は、次長・室長各 1 名、課員 8 名の体制であり、課員はそれぞれ開発担当・運用担当・情報政策担当にわかれている。

＜基幹システム最適化の取り組み＞

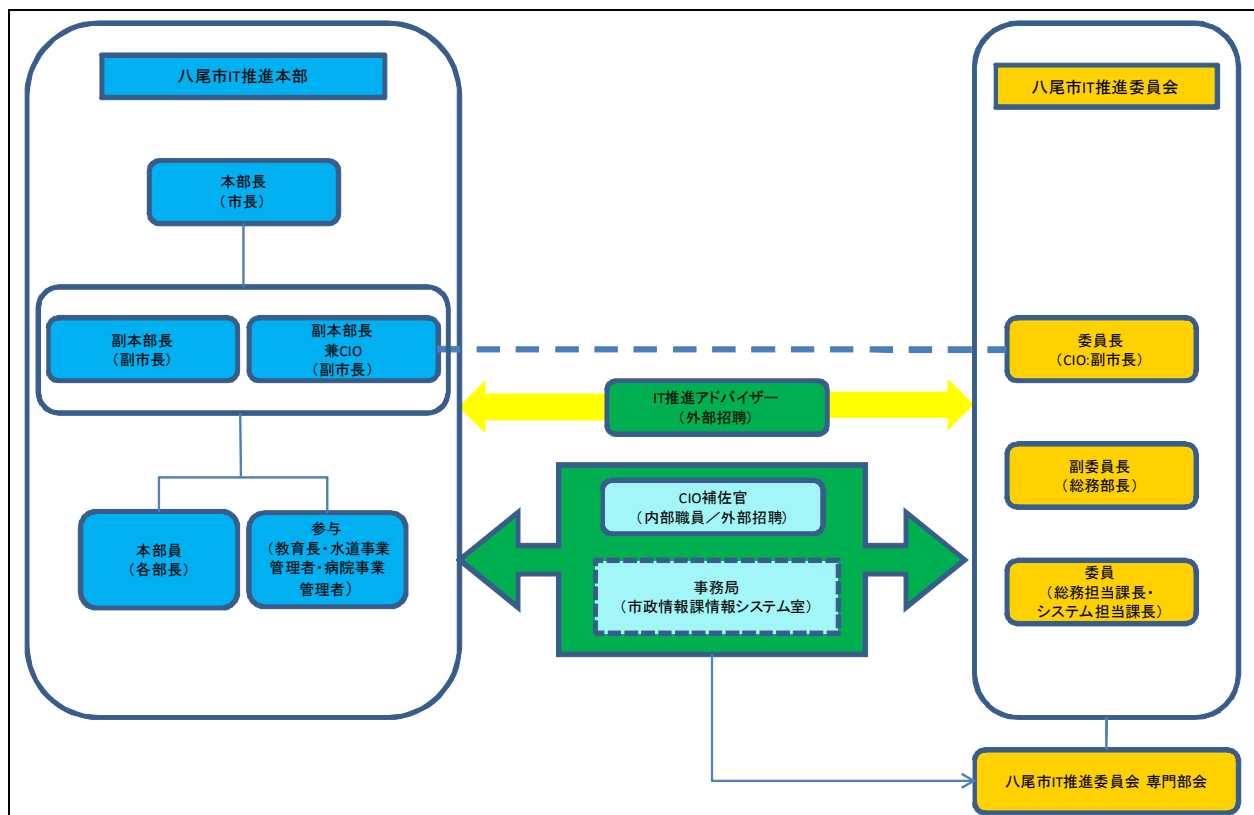
情報システムにおいて抱えている様々な課題に対処するため、市は全庁的なレベルで、その最適化やトータルコストを削減目的として、B P R（Business Process Re-engineering）（注 1）の観点から、平成 20 年度からシステムアセスメントを行っている。

このアセスメント結果に基づき、情報システム全体の体制の強化を図ろうとしている。強力なリーダーシップにより推進するため、平成 20 年度 9 月において CIO 体制を整備し、CIO(情報統括責任者)及び CIO 補佐官を設置した。

CIO 補佐官は、行政的な視点だけでなく情報システムの専門的な視点で業務を遂行する必要があるため、職員登用と外部からの招聘（非常勤）の複数名体制としている。現在この体制により基幹システムの最適化を推進している。

（注 1）BPR とは、業務やサービスのプロセスを機能別のタスク・要素に分解し、各タスク・要素を全体のプロセスを見直す観点から、部門などの組織の壁を破り、抜本的な再設計・プロセスの再構築を行うことによって、業務やサービスの効率や効果の向上を目指すことをいう。このことから BPR を行うに際しては、まず業務やサービスのフローをフローチャート化し、それぞれのタスクを業務分析する（タスクごとにどれだけの作業がどれだけの人員によって行われているのか）ことから始められる。

（八尾市 IT 推進体制）



（３）指摘事項及び意見

（い）IT システム最適化を推進するうえでの重要課題

・ 市政情報課情報システム室の役割について（意見）

情報システム関連支出は各部で発生し、年間のホストコンピューター関連支出は２億 9,200 万円、クライアントサーバー関連支出は 5 億 1,900 万円、庁内情報化推進経費は 1 億 2,800 万円、その他 8,100 万円（いずれも平成 20 年度実績）、合計 10 億 2,000 万円と市の財政支出全体に占める重要性も高い。特にホストコンピューターにおいては、当初情報システムの開発を受託した業者がプログラムの設計上のノウハウを独占しているため、委託側が同業他社とのコスト比較ができず、適正価格を精査することが困難な中で契約を継続せざるをえない。いわゆる、ベンダー・ロック・インに陥っていることが挙げられる。

また、情報システム関連支出の妥当性の判断は、契約や予算面において積極的な関わりを持つべきである。

たしかに、各課の所管とした方が、制度改正などシステム変更が必要な場合、必要な情報は各所管課がもつため弾力的に対応できるが、原課では情報システムに関する専門知識は通常はない。このため、既存のシステム業者の窓口の者に任せたほうが安全・確実であるというのが所管課の立場であると推察される。

ただし、この場合でも市政情報課は専門部署として予算化から業者選定、契約締結、決算処理のプロセスに関与すべきではないかと考える。

・ 定常的業務に関する積算方法について（結果）

情報システムは、市政情報課所管システムに関わらず、定常業務及び開発業務でめりはりをつけて委託を行うべきである。定常業務については、単価及び数量（工数）を明記したコスト積算書の標準様式を定め、かつ専門以外の者でも判断可能なガイドラインを規定すべきである。（次表参照）

(住基ネット端末運用支援・ソフトウェア保守支援業務委託積算書の事例)

OS関連作業分	回数／年	台数(台)	作業A(H)	作業B(H)	その他	時間／年	人役
1. OSアップデート							
CSサーバ							
GWサーバ							
FW(ファイヤウォール)							
CSクライアント							
2. OS修正パッチ							
CSサーバ							
GWサーバ							
FW(ファイヤウォール)							
CSクライアント							
運用支援工数(人月)							
3. CSアプリアップデート							
CSサーバ							
GWサーバ							
FW(ファイヤウォール)							
サーバ・FW合計工数(人月)							
CSクライアント							
GWクライアント							
クライアント合計工数(人月)							

運用支援分

サーバソフトウェア保守

×

=

クライアントソフトウェア保守

×

=

=

総合計

≡

税込額

現状の積算価格根拠書類は、所管課ごとに異なるうえ、単価や作業工数の明示はなく総額が記載されているのみというケースが非常に多い。単価、作業工数の明示をベンダーに求め情報を整理するという基礎的な業務が十分にできていない。

・情報システム専門家の登用について（意見）

ベンダー・ロック・インを回避する上で外部有識者の参画するCIO制度は有効といえる。しかしながら、CIOに回付される肝心の判断材料が不十分では効果が大幅に減殺されてしまう。情報が不十分では適切な判断をくだすことはできないのである。外部CIO補佐官に意見を求め、システム専門家が判断しやすい様式を定め、業者選定・選定以降の契約更新時には指定様式で業者より内訳説明資料の提出を求めることが有効であると考ええる。

契約関係の伺いは、日常回付されるものであるから、非常勤者ではなくシステム専門家を常勤のシステム検査官として登用し、システム関連支出の決裁は必ず検査官の承認を課している他市事例もある。例えば、常勤者を求める場合、予算要求以前の原課との折衝～予算要求における見積りの内容の査定～発注仕様書策定～選定～契約条件チェックのほか、納品検査、保守サービスレベルのチェック等契約以外の様々な部分に関与してもらうことが望ましい。

情報システムの新規導入から順次、専門家が関与することも有効と考える。

(随意契約チェック項目例 (情報システム関連費用))

区分	チェック項目
1. 委託内容	※委託の内容及び範囲が明らかであるか
2. 委託の適否	① 本来直営で実施すべきもの、あるいは市が保有する人物、物的能力を活用した方が効率的なものを委託しようとしていないか
3. 委託理由	(例)外部の専門的知識等を活用することで作業時間・開発期間の短縮・高度なプログラミングなど質の高い成果を得られる
4. 委託の要件	① 法令に適合しているか ② 公共性がそなわれているか ③ 行政責任が確保できているか ④ 市民サービスの向上又は確保が図られているか ⑤ 経済性が期待されるか
5. 適合法令	① 随意契約の根拠となる法令は何か？ (例: 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
6. 委託先の選定	① 委託先については知識、技術、信用、実績等の面で適格性を有する者であることを改めて認識し、選定をしているか ② 代替可能な者が存在するのに一者との随意契約を締結しようとしていないか ③ 「長年、当該委託業務を受託しており、業務に精通している」等の特別な理由によらないものを随意契約の理由としていないか
7. 選定理由	① 何故当該相手方しか業務履行ができないのか。
8. 仕様書の内容	① 業務委託の内容を十分把握して適切な仕様書を作成しているか ② 仕様書は細部にわたり具体的に業務内容範囲等が記載されているか ③ 相手方が積算できる仕様書になっているか ④ 守秘義務等、業務に応じて必要な項目が全て記載されているか
9. 予定価格の設定	① 予算額をそのまま用いていないか ② 仕様書に基づき経済的な数量、時間、経費等を客観的かつ適正に積算しているか(割高になっていないか) ③ 類似委託の実例価格等と比較して、割高な積算をしようとしていないか
10. 積算根拠	① 工数及び単価別の根拠を具体的に記載すること。
11. 委託の監督及び検査	① 履行開始の確認のため着手届を提出させることとしているか ② 履行開始に当たっては、委託先から実施計画書を提出させる等して、計画内容を把握審査し、履行確保上必要な場合は委託先に指導助言を行うこととしているか ③ 業務の進捗状況等について、必要な報告の徴収又は実態調査によって適宜把握することとしているか ④ 業務完了後は直ちに業務の完了報告書等を提出させ必要な検査を実施することとしているか
12. 監督・検査の状況	① 具体的に記載すること。

(ii) 業務マニュアルの整備

・業務マニュアルの整備について (結果)

市政情報課では、住民情報システム等のデータ入力作業などのオペレーションを每期随意契約で委託している。随意契約理由は、「入力作業には正確性と熟練度を強く要求されること、データ入力機器及び住民情報システム対応のフォーマットでの作成機器での操作をしなければならないなど、専門知識と技術の習得が必要なこと」とされているが、この入力（パンチャー）業務は代替業者が存在しない業務とはいえない。

随意契約とせざるを得ないのは、委託期間が長期にわたってしまったため、市職員では委託業者が変更すると操作方法を十分に説明できず、システム運用自体に不安がでるという事情がある。

すなわち任せ過ぎで交代が難しくなっているというのが現状である。

契約業務単価も、前年度の単価が適用されているが、最新の日本データエントリー協会（パンチャー能力基準）など指標を参考にすべきである。

情報システムの最適化を推進するうえでは、業務マニュアル・整備・仕様の明確化は最低限必要なことである。

（iii）情報システムに関連するノウハウの蓄積と人材育成

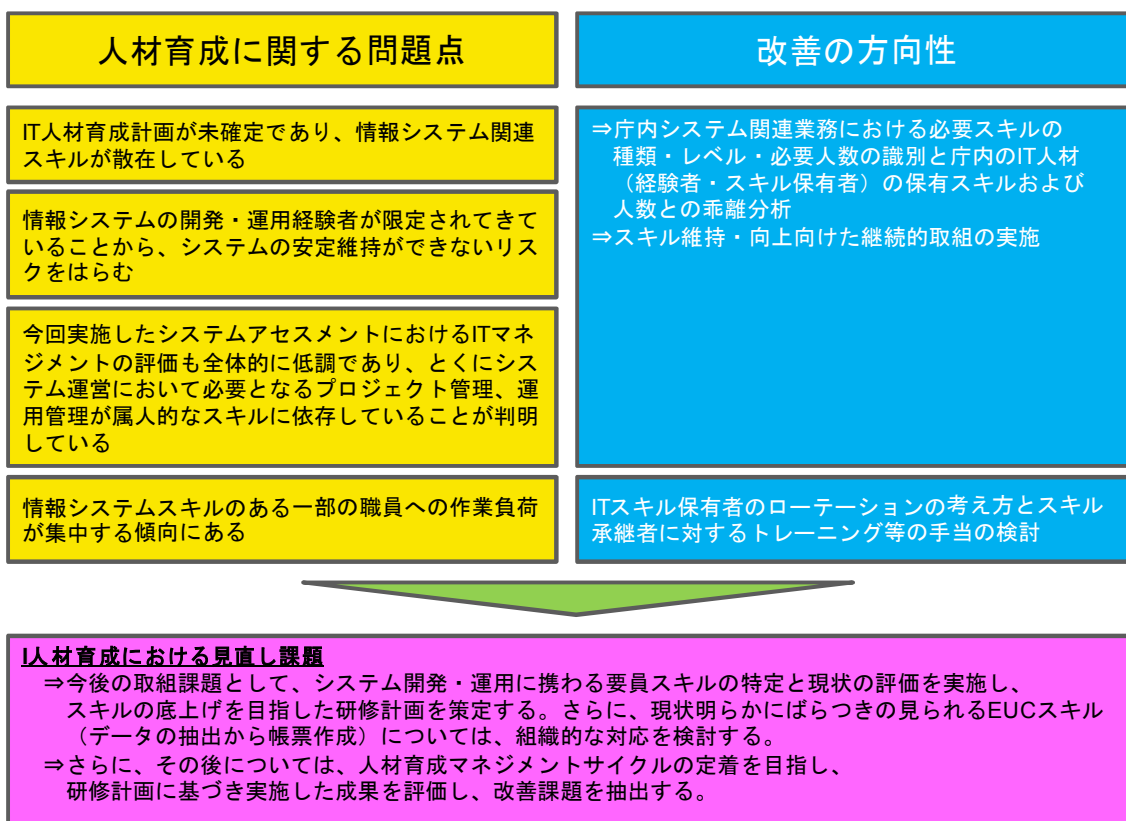
・情報システムに関連するノウハウの蓄積と人材育成について（意見）

庁内の人事ローテーションは、毎年の人事異動の基本方針で示されているが、現在、課長級以上や新規採用を除き 5 年で異動というルールで運用されている。しかし、一般的な人事ローテーションでは、情報システム担当課のようなゼネラリストよりスペシャリストとしての知識・経験が必要とされる部署については、人材育成が難しいのではないかと考えられる。

すなわち、情報システムの最適化や（i）で述べた施策を実現する前提となるのが、市政情報課におけるシステム開発・設計に係るノウハウ蓄積と人材の育成にあるといえる。今後基幹システムについて、汎用機をオープン化し、汎用性を高め低コスト化を図ることも目指しているとのことである。

大阪府では情報システム関連部署の異動を 10 年としスペシャリストの育成を図る事例もある。八尾市の IT 関連の人材育成においても、このような方針の検討を行い、専門分野的要素が強くなる場合は 7 年程度を標準とするなど、人事ローテーションへの一定の配慮が必要ではないかと考えられる。

（「八尾市情報システムアセスメント」を受け市が認識している課題）



（iv）情報システム年間保守費

・情報システム年間保守費の縮減可能性について（意見）

基幹システムの年間保守費用は、一般に高額である。当初システムを導入したベンダーがそのまま毎年随意契約を締結し、積算根拠が不明確で市側の検証も十分でない。基幹システムが、市販パッケージをカスタマイズしたものなのか、市が仕様発注したものなのかで今後の適切な対応が異なる。

〈1〉新たに開発したシステムの場合

開発費用だけでなく、システム導入後の保守費用を含めて契約業者を選定し、システムの発注段階においてシステムに組み込まれる機能・性能を明確にした仕様発注をし、将来的に業者変更が可能なように配慮することが考えられる。

〈2〉市販パッケージソフトをカスタマイズしたシステムの場合

パッケージソフトそのものの著作権はベンダーにあるものの、契約如何によってアドオン（個別のニーズに合わせた仕様追加）部分は市の著作権としての取り扱いになっている場合がある。その他、他のベンダーが契約上、一切保守できない仕様なのか確認すべきである。広く知られたパッケージソフトであれば、運用・保守できる業者は多数にのぼり、代替業者の選定が可能な場合もある。

〈3〉 上記両者に共通する事項

保守契約先の変更が不可能な場合であっても、現行業務と比較して下記の事項が過大になっていないか検討する余地がある。

ア) ライセンス数

イ) 保守対応時間帯（ハード、パッケージ、その他）

ウ) 保守サービス内容

エ) 業者保守体制（人数・工数など）

暫定措置として外部専門業者を介在させることにより、システム仕様の整備状況をチェックさせ、改善要望を発案させ大幅なコスト縮減に成功した事例もある。

以上のように、市の基幹システム保守費の縮減可能性につき検討すべきと考える。

（4）契約別監査の結果

（i）賃貸借契約

番号	件 名	相 手 先	業者選定方法	契約額(千円)	落札率
1	電子計算機(グローバルサーバ GS21) 及び周辺機器の賃貸借契約	日本電子計算機(株)	随意契約	146,874	—
	業務内容	電子計算機(グローバルサーバ GS21) 及び周辺機器の賃貸借			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 平成元年度より賃借を受けているが、この賃貸借契約は、現業務を行うために必要な機能を賃借するもので、その機能を満たす機器を賃借し保守を受ける契約となっている。過去に 4 度の機器入替えを行っているが、これも機能を維持するために賃貸借契約に規定する範囲内で実行している。他の契約方と契約を交わすことは、現在のシステムの入替えを行うこととなり、入替えには多額な費用が発生する上、基幹システムであるため、市全体に大きな影響を及ぼすことになる。相当の期間を持って準備し再構築するのではなく、契約先の変更を理由としてシステムの入替えを行うことは不可能であり、現在のシステム及び機能を維持するためには、昨年までの契約先である必要があるため。			
	積算方法	値下げ交渉後の機器類単品価額の積算によっている。			
	実績チェック	業務完了報告書を入手しているが、特に検証は行っていない。			

（ii）委託契約の一覧（1 件 100 万円以上）

1	八尾市情報システムアセスメント 業務委託契約	(株) 情報通信総合研究所	随意契約	24,990	—
	業務内容	八尾市情報システムアセスメントに関する業務委託。具体的には以下のとおりである。 ・現行情報システムの調査・評価と課題抽出			

		・情報システムの今後の方向性の提案 ・情報システム最適化の実現に向けた実施体制、スケジュールについての提案 ・報告書の作成			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 公募型プロポーザル方式(4 者参加)により、業者選定委員会にて総合的(技術面・価格面)に採点し、最優秀提案者であると決定した業者であり、契約に向けての協議においても問題なく、情報システムアセスメント業務を実施するのに最も適した業者であると認められるため。			
	積算方法	委託業者作成による見積書に基づき決定している。 ・現行情報システムの調査・評価と課題抽出→341 人日 ・情報システムの今後の方向性の提案→170 人日 ・情報システムの最適化実施計画→167 人日 ・システム再整備の要件の検討→98 人日			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
	インターネットサーバ運用サポート 業務委託契約	富士通(株)	随意契約	1,942	—
2	業務内容	インターネットサーバ運用サポートに関する業務委託。具体的には以下のとおりである。 ・定期保守サービス業務(①6 回(1 回/2 ヶ月)②ログのチェック③ディスク容量チェック④システム資源利用状況のチェック⑤設定変更システム異常の解決) ・パッチ適用保守作業 ・インターネット Q&A サポート ・作業完了届、定期保守報告書、作業報告書(パッチ適用作業)、ソフトウェア管理台帳作成業務			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 サーバネットワーク環境の設定を行った業者であり、市の設定・環境を熟知しており、サーバの保守・サポートを任せるのに最適であるため。			
	積算方法	委託業者作成による見積書に基づき決定している。 ・インターネット Q&A サポート→600,000 円 ・定期点検保守サービス(年 6 回)→750,000 円 ・パッチ適用サービス(年 2 回)→500,000 円			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
	八尾市ホームページ作成 システム及びホームページ	日本電気(株)	随意契約	1,363	—

	再構築業務委託契約					
	業務内容	八尾市ホームページ作成システム及びホームページ再構築業務。具体的には以下のとおりである。 ・八尾市ホームページ作成システムをデータセンターに設置し、平成 20 年 4 月 1 日稼働に向けてセットアップ等導入作業 ・平成 20 年 4 月 1 日公開に向けて、外国語ページ等一部を除く八尾市ホームページのリニューアル作業 ・八尾市ホームページ作成システム、再構築後の八尾市ホームページ、ホームページ作成システム仕様書、ホームページ作成システム利用・管理マニュアルの納入				
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 公募型プロポーザル方式(3 者参加・1 者辞退)により、業者選定委員会にて総合的(技術面・価格面)に採点し、最優秀提案者であると決定した業者であり、契約に向けての協議においても問題なく、ホームページ作成システム及びホームページ再構築業務を実施するのに最も適した業者であると認められるため。				
	積算方法	委託業者作成による見積書に基づき決定。 ・データ移行を除く初期構築時にかかる費用...3,900,000 円 内訳 UDFace(CMS パッケージ)→700,000 円 専用サーバホスティング費用→200,000 円 SSL 設定費用→100,000 円 ウィルス対策ソフト初期費用→30,000 円 デザイン費用→750,000 円 サイト設計費用→750,000 円 UDFace オプション(アンケート機能)→165,000 円 UDFace オプション(リンク切れチェック機能)→165,000 円 アクセシビリティ支援ツール→1,000,000 円 メルマガ初期導入費→40,000 円				
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。				
4	パソコンサポート業務委託契約	扶桑電通(株)	随意契約	6,237	—	
	業務内容	パソコンサポート業務。具体的には以下のとおりである。 ・パソコンサポート業務(①再インストール②アプリケーションサポート③パソコン障害サポート) ・サポート要員訪問は 1 人/週 2 回、月 8 回、10 月からの 6 カ月間は 1 人/週 3 回				

		・サポート対象機器は富士通製パソコン ・パソコン障害サポートは一日 2 台まで			
	随契事由	地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号 パソコンの供給元であり、システムのセットアップ等についても当該業者に依頼しており、昨年度の委託結果が良好であったため。			
	積算方法	委託業者作成による見積書により決定 パソコンサポート月額費用...400,000 円/月、10 月からの 6 カ月間は 590,000 円/月			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
5	地域イントラネット機器保守業務委託契約	松下電器(パナソニックシステムソリューションシヤパン)	随意契約	15,974	—
	業務内容	八尾市地域イントラネット保守業務(本システム・機器の供給、設定構築業者は松下電器産業株式会社)。具体的には以下のとおりである。 ・保守対象...「八尾市地域イントラネット基盤構築事業」において松下電器が納入した機器とソフトウェア ・保守業務の履行方法...市の担当者が保守対象に対する障害・問い合わせについて、電話等で委託業務先に連絡しヘルプデスク担当者が電話での問診や、必要に応じて技術者を現地に派遣することで障害原因を突き止め、障害復旧対応を行う。 ・ハードウェア保守...ネットワーク機器、サーバ機器、端末、消耗品 ・ソフトウェア保守...八尾スクールネット、文化財情報システム、ウィルス対策ソフト、URL フィルタリングソフト、セキュリティパッチ及びバージョンアップの適用 ・定期点検...年 1 回			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 システム・機器の供給、設定構築業者の体制を引き継ぎ、保守や修理、障害対応に関して必要となるネットワーク環境、設備などを熟知しており、部品の供給や機器内部の詳細についての知識、技能を有していることから、十分な能力があると認められる唯一の事業者であるため。			
	積算方法	委託業者作成による見積書により決定 各品目(機器類)毎の単価の積み上げ ・ヘルプデスク費用→2,400,000 円 ・フィールド対応費用→4,000,000 円など			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
6	LAN 機器保守業務委託契約	扶桑電通(株)	随意契約	1,729	—

	業務内容	LAN 機器(再構築分)の保守業務。			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 保守対象機器の供給元であり、プログラムの詳細設定や環境を熟知している。平成 19 年度のサポート業務についても受託しており、その際業務を的確かつ誠実に履行した実績があり、本業務を委託するにあたり、十分な能力があると認められる事業者であるため。			
	積算方法	委託業者作成による見積により決定 各品目(機器類)毎の単価の積み上げ ・SR5400 スイッチングルーター→43,500 円/月 ・FDDI 対応ファームウェア→19,000 円/月 ・100BASE-TX ラインセット→10,800 円/月 ・SR5400 用 FDDI 対応アダプター→29,000 円/月 ・スイッチングハブ→35,000 円/月			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
7	グループウェアシステム保守業務委託契約	㈱両備システムズ	随意契約	1,050	—
	業務内容	グループウェアシステムの保守業務。 なお、保守業務委託契約の対象となるシステムは「公開羅針盤」であり、同システムの当初の開発を行ったのも㈱両備システムズである。			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 両備システムズ社製「公開羅針盤」を更新し、保守業務を行っている。グループウェアは、電子メール、掲示板、キャビネット等、庁内外の情報通信及び共有のツールとして業務に欠かせないものである。本システムにトラブルが発生すると庁内外での情報のやり取りができず、市民サービスの低下にもつながるため、システムのバージョンアップやトラブル対応など保守作業が必須となるため。			
	積算方法	月額 100,000 円×10 ヶ月(無償期間除く)			
	実績チェック	業務完了報告書を入手しているが、特に検証は、行っていない。			
8	データ保管管理業務委託契約	ワンビシアークイブズ(株)	随意契約	1,653	—
	業務内容	情報記録物の保管集配に関する業務。			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 バックアップデータの保管場所については、近隣地の保管であれば、広域かつ大規模災害が発生した場合、市のホストコンピューターとバックアップデータの両方のデータを損失する危険性が高く、住民情報、税情報等をはじめとした重要な情報を復元で			

		きなくなり、市の業務に重大な支障をきたす。よって地盤の液状化の危険性のない場所にデータ保管することが重要条件のひとつである。契約の相手方は、既に基盤の液状化の危険性がない地域に保管場所を有しており、その保管場所となる建造物は、耐震設計・セキュリティ対策・空調設備等においてデータ保管に適した環境が整っている。また、同社では、集配途中の万一の事故に備えて特殊施設、盗難防止装置、耐衝撃等安全対策のほどこされた集配専用車両を使用しており、保管場所の所在地を公表しない等の個人情報保護の観点においても信頼性が高いため。			
	積算方法	過年度の実績単価で契約し、数量については実績にて後日精算する。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
9	住民情報システム電算オペレーション業務委託契約	ナビオコンピューター(株)	随意契約	23,344	—
	業務内容	住民情報システムオペレーション業務。			
	随契事由	地方自治施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 住民情報システムのオペレーション作業とは、市民生活に直結する内容であるため、個人情報の保護に重点を置くと同時に、コンピューターの専門知識のみならず、本誌の住民情報システムの設定や電算処理までも熟知したオペレーション作業の正確性と熟練性が強く要求されるが、契約の相手方は、個人情報の徹底や、正確かつ確実な処理の実績があるため。また、他社と契約した場合には、オペレータが必要なノウハウを習得するまでに一定期間を要することが、予想されるため。			
	積算方法	過年度の実績単価で契約し、数量については実績にて後日精算する。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
10	住民情報システムデータ入力業務委託契約	ナビオコンピューター(株)	随意契約	19,465	—
	業務内容	住民情報システムデータの入力業務。 なお、保守業務委託契約の対象となるシステムは「住民情報システム」であり、同システムの開発も同社が行っている。			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号			
	積算方法	過年度の実績単価で契約し、数量については実績にて後日精算する。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
11	住民情報システム稼動に関する運用支援業務委託契約	扶桑電通(株)	随意契約	9,166	—
	業務内容	住民情報等システム運用サポート業務。具体的には以下のとおりである。 ・システム仕様変更作業			

	プログラム修正が数本以内の案件を年間 10 件前後、またはこれに相当する規模の案件 ・障害対応 システム運用にあたって発生した処理の異常終了や処理結果のうち、情報システム室が別途対応依頼を行うもの。依頼内容は、情報システム室職員の障害対応作業に対する助言または、直接の作業 ・財務会計システム運用支援 予算編成、予算執行、決算統計の各業務でデータベース障害その他の問題が発生した際の対応と業務運用支援 ・住民税年金特別徴収仕様変更作業 賦課・収納・経由機関とのデータ連携におけるプログラムの変更作業 ・情報システム室電算担当者の教育研修 執務室で講習会形式での実施及びシステム開発・ホスト環境定義・プログラム開発・オペレーション等に対する質疑応答。必要に応じてマニュアルの作成を行う。 講習会については、受講者数は 5 人前後とし一部他課の電算担当者を含むことがある。必要に応じてレジュメの作成を行う。 5 月より年度末まで週 1 回の実施とする。 1 回あたりの講習時間は 20 分前後とする。
随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 富士通ディーラーとして市のパソコン設定及びネットワーク環境設定を行い、他市での開発経験も豊富であり、ホストコンピューターの環境等まで熟知しているため。
積算方法	委託業者作成による見積書により決定。 727,500 円/月
実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。

(iii) 指摘事項及び意見

・インターネットサーバ運用サポート業務委託契約（表中 2）について（結果）

Q&A サポート業務については、当初年間 60 回程を想定した契約であった。しかし、昨年度の実績は 7 回のみである。過大な要求となっていないかどうか、サービスレベル保証と契約額の妥当性を検討すべきと考える。

・パソコンサポート業務委託契約（表中 4）について（意見）

積算段階において項目ごとに細分化した見積を入手しておらず、積算方法が不明確である。作業ごとに細分化した見積りを取り単価の妥当性を検討する必要がある。

なお、平成 21 年度、情報システム室が契約・業務内容を見直し入札により業者選定を行い委託している。これにより、週 3 人日の契約から週 5 人日の契約に変更となり業務内容が

充実した。委託費用も 38 万円/月となり、随意契約時の 59 万円/月に比べ大幅に減少している。このような実績があるため、当該契約に限らず契約更新時に、随意契約事由を精査し契約の適正性を検討すべきである。

・住民情報システム稼働に関する運用支援業務委託契約（表中 11）について（結果）

実績チェックの方法が適切になされていない点が散見される。委託業務仕様書と勤務状況報告書の内容が一致していない。勤務状況報告書の提出は受けているが、内容の精査がされていない。また、実績と予算の対比もできていない。適切な実績チェック及び予算実績差異分析を行うべきである。

・グループウェアシステム保守業務委託契約、住民情報システム電算オペレーション業務委託契約（表中 7、9）について（結果）

単価・工数の妥当性に関して、実績チェックが行われていない。システム更新時に実績チェックを行い、その結果を次回のシステム更新時の要求仕様に反映すべきである。

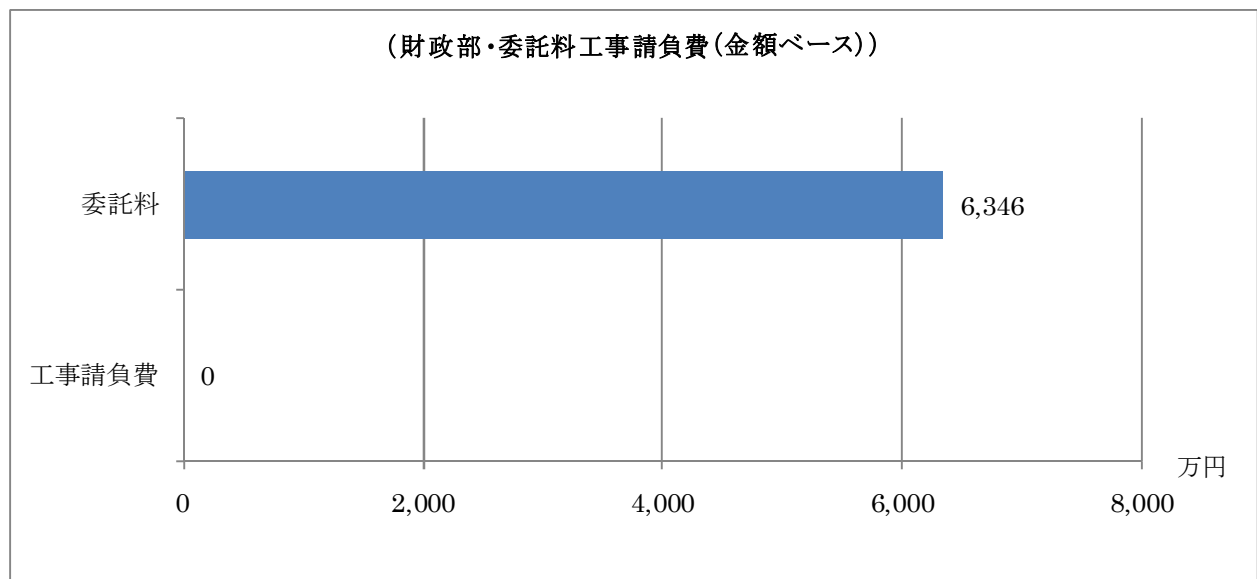
2. 財政部資産税課

(1) 財政部の概要

当部は財政課、財産活用課、債権管理課、市民税課、資産税課、納税課から構成されており、それぞれの課は、財政に関すること、財産の管理活用及び用地取得に関すること、市税の賦課徴収に関する業務を行っている。

(i) 委託契約及び工事請負契約及び契約方法・件数・金額の状況

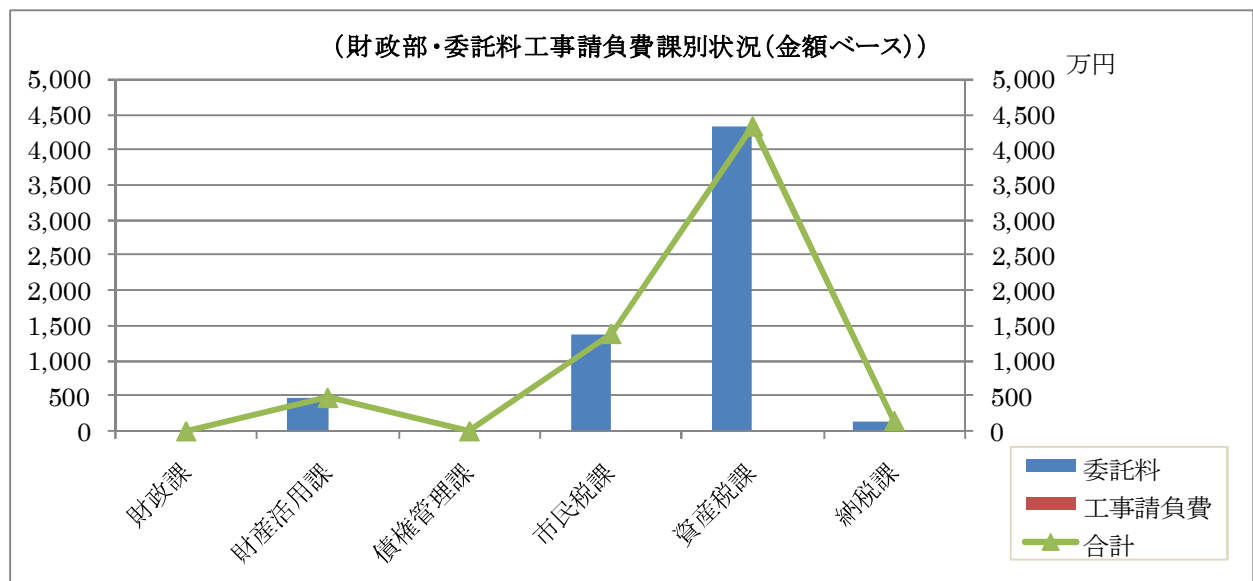
当部における平成 20 年度の委託契約及び工事請負契約の状況は以下の通りである。



平成 20 年度の財政部における 100 万円以上の契約件数は 11 件、契約総額は 6,346 万円であり、その全てが委託契約にかかるものである。また、全て随意契約である。

(ii) 課別委託契約・工事請負契約の状況

平成 20 年度の課別委託契約・工事請負契約の状況は以下の通りである。



資産税課の委託料は 4,333 万円であり、部の委託料総額 6,346 万円の大半を占めている。
このため、資産税課を選定した。

(2) 資産税課の概要

資産税課は、固定資産税・都市計画税の賦課に関する業務を実施しており、課税係と管理係から構成される。

課税係においては、土地・家屋を評価し、当該評価額に基づき固定資産税及び都市計画税の課税計算を実施し、納税通知を送付することを主要業務としている。管理係は、固定資産台帳の管理、証明業務、閲覧業務、窓口業務を行う。

(3) 契約別監査の結果

(i) 委託契約の一覧(1 件 100 万円以上)

番号	件 名	相 手 先	業者選定方法	契約額(千円)	落札率
1	H21 年度向け固定資産税システム評価替え対応業務委託契約	(株)岩井システムズ	随意契約	8,820	—
	業務内容	固定資産システムの評価替え対応業務			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 課税計算に係る処理業務は、平成 4 年 1 月から庁内処理に移行したが、税制改正等に伴う仕様変更に係るシステム開発にあたり、従前より当該業者に業務委託しているため、八尾市固定資産税課税計算システムを熟知しており、実績がある。よって、当該業者と業務委託したほうが技術的、財政的、日程的に円滑な業務の遂行が可能であるため。			
	積算方法	過去の契約単価、日数を元に平均実績を算出し、この平均値をもとに積算を行った上で、3 者で相見積を実施している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
2	固定資産情報管理システム更新業務委託契約(地図情報)	アジア航測(株)	随意契約	23,002	—
	業務内容	平成 20 年度八尾市固定資産情報管理システム(地図情報)更新業務			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 ・データ構造が複雑であり、複雑な構造を保ったまま、年度毎の分合筆等にかかるデータの修正を行う必要があり、開発の段階から関与していない他社では、データの修正の段階で不一致や歪みが生じるおそれがあり、その検証と修正に多大な費用と時間がかかることが予想されるため。 ・平成 21 年度評価替作業に当たるためのシステム修正、データ取得、航空写真の撮			

	影の必要があり、速やかに契約を交わす必要があるため。 ・3年に一度撮影している航空写真をもとに、家屋の異動箇所を抽出し、不突合箇所について調査を行う家屋の自動客体異動判読業務を実施しているが、既にその異動箇所のうち調査済分については、当業者において、毎年度異動更新しているデータをもとに排除選別しているため、他者において同業務を行うことは非効率であり、ミスが生じる可能性が高いため。				
	積算方法	委託業者作成による見積により決定している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
3	固定資産税納税通知書封入封緘業務委託契約	(株)コーユービジネス	随意契約	2,205	—
	業務内容	固定資産税納税通知書に関する帳票の印刷、製本、封入を行い、その通知書を八尾郵便局に納品する業務。			
	随契事由	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号 2回の入札でも落札者がなく、不調による随意契約となった。納税通知書発送まで時間的に余裕がないため、2回目の入札に参加意思を示した業者と交渉し、随意契約による契約を締結した。			
	積算方法	各印刷物につき、前年度実績を基に単価を算定し、また、見込発送数量を見積り、単価に数量を乗じて積算をしている。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
4	平成21年度価格修正(時点修正)土地鑑定業務委託契約	(社)大阪府不動産鑑定士協会	随意契約	4,425	—
	業務内容	固定資産税(土地)の課税標準価格については、基準年度の前年(平成20年1月1日)の地価公示価格等の7割を目途に評価するものとされているところであるが、平成21年度の評価替えにあたって平成20年1月1日価格から7月1日までの時点修正を行う措置が講じられることとなった。このため、当該時点修正に関する鑑定評価業務を委託している。			
	随契事由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 固定資産の鑑定評価は、他の公的土地評価との均衡を図りつつ、同一時点で大量に行うものであり、面的な均衡が必要である。このような観点から、府下各市町村が社団法人大阪府不動産鑑定士協会と契約することとし、不動産鑑定士相互間における情報交換や均衡調整を図っているため。			
	積算方法	鑑定評価単価11,000円に評価件数373地点を乗じて積算している。なお、不動産鑑定士相互間の評価の調整費用300円に評価件数を乗じた金額が加算されている。			

		鑑定評価単価 11,000 円は 5 名の鑑定評価員から見積書を徴し、その最低見積価格を採用している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
5	平成 20 年度固定資産(土地)評価システム業務委託契約	(財)日本不動産研究所 近畿支社	随意契約	4,882	—
	業務内容	固定資産(土地)の評価システムに関する業務 ・平成 21 年度評価替えに係るすべての路線価の評定等 ・主要路線及び標準宅地の見直し ・データメンテナンス ・その他付随業務 ・路線価図等の成果品の作成			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 本業務については、本市の評価システムや市街化区域、調整区域などが複雑に入り組んだ本市の状況に精通している必要がある。また、本業務については 3 年毎の評価替えをひとつのサイクルとしており、このサイクルの途中で委託業者の変更となることはシステム等の引き継ぎ事務等の間に新たなミスが生じる可能性がある。これらの理由から、平成 21 年度評価替え業務を円滑に行うために、本市の状況に精通している業者と契約するもの。			
	積算方法	委託業者作成による見積により決定している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			

(ii) 指摘事項及び意見

・ H21 年度向け固定資産税システム評価替え対応業務委託契約、平成 20 年度固定資産（土地）評価システム業務委託契約（表中 1、5）について（意見）

八尾市財務規則第 116 条第 2 項によると、「契約担当者は、随意契約を行おうとするときは、予定価格を定め、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴さなければならない」としている。

しかし、表中 1 及び 5 の契約に関しては、いずれもシステムに係る業務委託であり、システムに精通している業者との間での契約を必要とし、他の業者から同一規格・同一仕様の見積書を入手することは困難であるとして、入手していない。

しかし、たとえ他の業者の見積書を入手できなくても、仕様、部品、工数など明確な内訳書を入手し妥当性の検討を行うべきである。

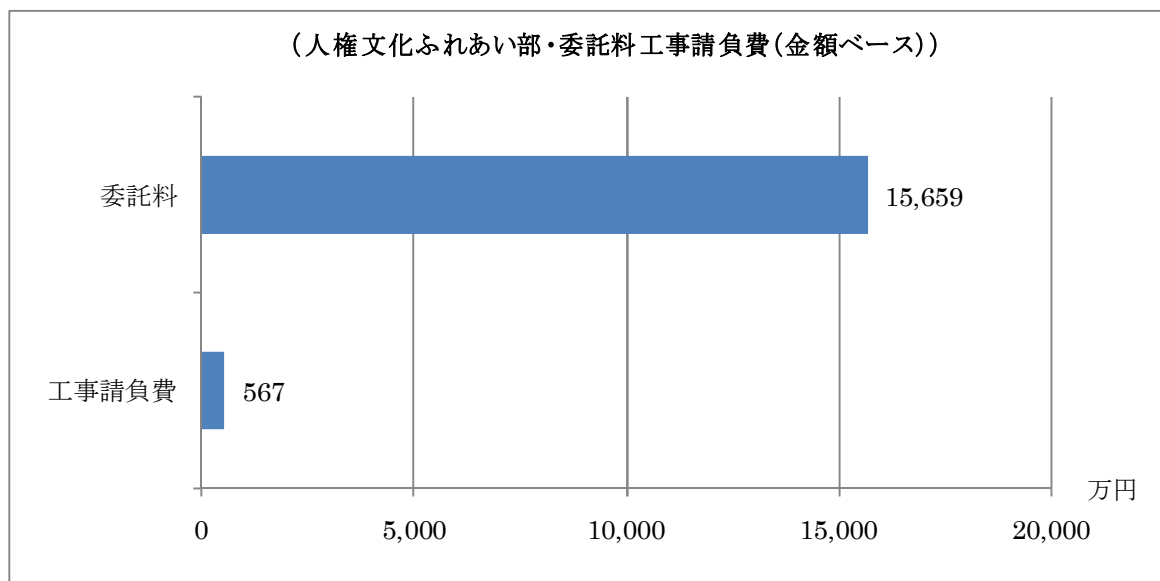
3. 人権文化ふれあい部自治推進課

(1) 人権文化ふれあい部の概要

当部は人権政策課、桂人権コミュニティセンター、安中人権コミュニティセンター、文化国際課、自治推進課、出張所、市民課から構成されており、それぞれ人権啓発及び人権施策の調整に関すること、桂人権コミュニティセンター、安中人権コミュニティセンターの運営、文化及び国際化に関すること、広聴・市民相談・市民活動に関すること、出張所に関すること、戸籍・住民基本台帳・外国人登録・国民年金に関することを行っている。

(i) 委託契約及び工事請負契約の状況

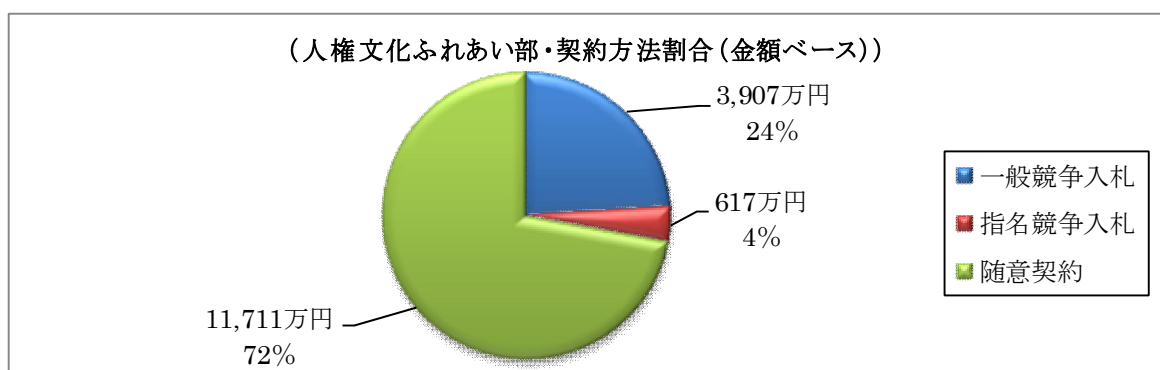
当部における平成 20 年度の委託契約及び工事請負契約の状況は以下の通りである。

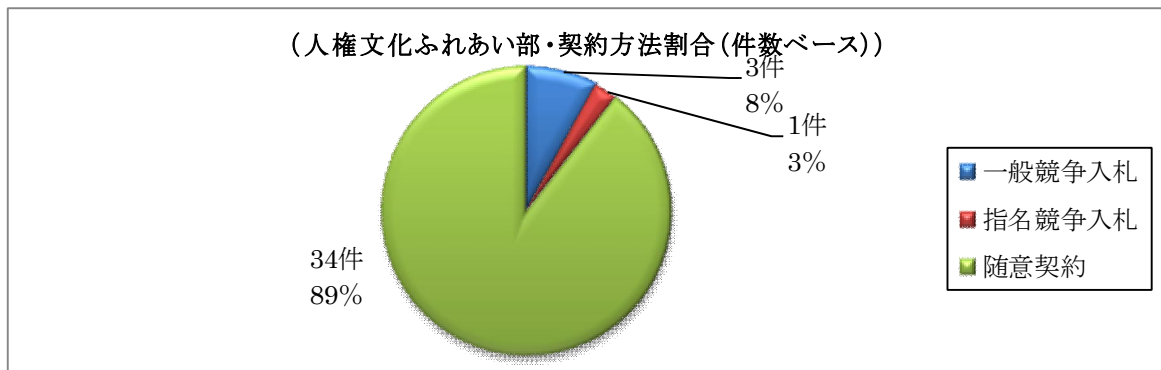


平成 20 年度における委託料は、1 億 5,659 万円で、工事請負費は 567 万円である。当部においては、所管の設備において新規予定工事がなく、工事請負契約は既存設備の修繕等に係るものに留まることから、委託契約の割合が工事請負契約に比して圧倒的に多い。

(ii) 契約方法・件数・金額の状況

委託契約・工事請負契約を合算した契約方法割合の金額ベース及び件数ベースの状況は以下の通りである。

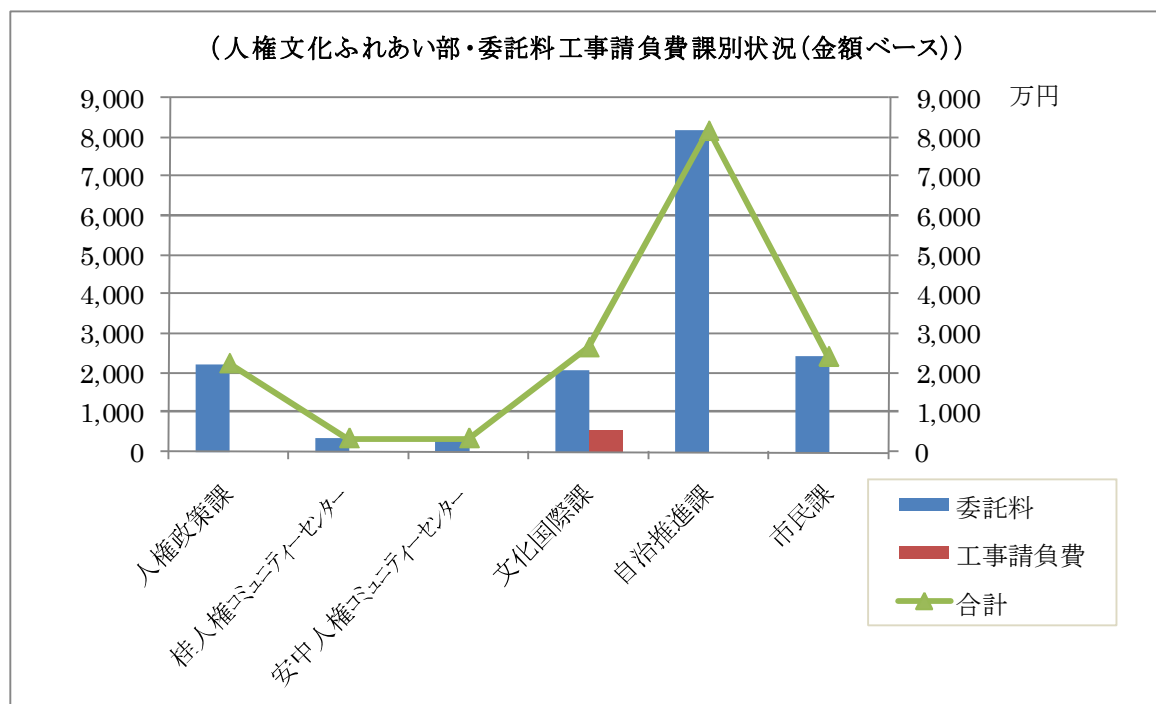




金額ベースでは 72%、件数ベースでは 89%と随意契約が多くを占めていることがわかる。しかし、随意契約については契約金額の妥当性の検証と客観的な根拠が不可欠であるため、積算の把握・実績確認を適切に行う必要がある。また、市民への説明責任の観点から随意契約理由の明確化も求められる。

(iii) 課別委託契約・工事請負契約の状況

委託料・工事請負費の各課の状況は以下の通りである。



自治推進課の契約金額は 8,193 万円である。当課はコミュニティセンターを管轄しており、コミュニティセンターの清掃委託や駐車場の管理委託に係る契約が多額になることから、人権文化ふれあい部の中で一番契約金額が大きい。

人権文化ふれあい部の監査対象として、金額的重要性の観点から自治推進課を選定した。

（２）自治推進課の概要

当課は自治推進係、地域安全係、市民協働促進係、総合案内室の３係・１室があり、それぞれ自治会、赤十字奉仕団、市民憲章、出張所、市民サービスコーナー、コミュニティセンター、集会所、八尾河内音頭まつり、コミュニティの推進に関する業務、地域安全に関する業務、市民活動の支援、地域経営アドバイザーの派遣等の業務、庁舎案内、市民相談の業務を担当しているほか、平成 20 年度においては市制施行 60 周年記念事業として「YAO 市民博」が開催され、関連する業務を実施している。

自治推進課の契約は、コミュニティセンターの施設管理に係るものが多い。コミュニティセンターの清掃業務については、庁内全体の経費削減の取り組みとして、契約検査課が全庁的に清掃業務を取りまとめた上で競争入札を実施する契約方式に変更している。

（３）契約別監査の結果

（い）委託契約の一覧（１件 100 万円以上）

番号	件 名	相 手 先	業者選定方法	契約額(千円)	落札率
1	無料法律相談業務委託契約	大阪弁護士会	随意契約	3,800	—
	業務内容	市民が抱えている様々な問題を法的な立場から解決を図るための助言を行う業務の委託。			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 業務内容が法的なことであり、特別な経験や知識、手法等を必要とする場合に該当するため。			
	積算方法	委託業者作成による見積により決定している。 契約金額 単価×人数＝@31,500 円×117 人 交通費 単価×人数＝@980 円×117 人			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
2	山本コミュニティセンター 設備保守点検業務委託契約	近畿綜合メンテナンス㈱	随意契約	3,616	—
	業務内容	八尾市立山本コミュニティセンターの各種設備機能の安全かつ円滑な稼動のために、当センターの設備の管理・保守・点検業務を委託。			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 当業者は、平成 8 年度以降当センターの業務を請負、これまでスムーズに業務を遂行してきた実績があるため。			
	積算方法	委託業者作成による見積により決定している。 なお、3 者で相見積を行ない、見積金額の一番低い業者と契約を締結している。			

	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
3	市立山本コミュニティセンター機械式駐車装置保守点検業務委託契約	エヌエイチパーキングシステム (株)大阪支社	随意契約	1,644	—
	業務内容	山本コミュニティセンターの機械式駐車装置保守点検業務			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 委託先は山本コミュニティセンター機械式駐車装置の製造及び納入業者から、分離独立した業者であり、当該装置の細部にわたり熟知しており、修理・交換等に必要な部品の速やかな調達が可能であり、入念な点検・故障時の迅速かつ適切な対応も可能であるため。			
	積算方法	委託業者作成による見積により決定している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
4	八尾市立山本コミュニティセンター駐車場等管理業務及び駐車場使用料徴収事務業務委託契約	(社)八尾市シルバー人材センター	随意契約	10,075	—
	業務内容	山本コミュニティセンター駐車場等管理業務及び同駐車場使用料徴収事務			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号 公金の徴収及びその取扱については、言うまでもなく慎重に行われるべきものであると同時に、多数の市民が来館する施設の管理には万全を期する必要があるため、平成 8 年度の施設の建替え以来当該業務について実績のある社団法人八尾市シルバー人材センターに委託するもの。			
	積算方法	委託業者作成による見積により決定している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
5	八尾市立山本コミュニティセンター清掃業務委託契約	(株)双葉	随意契約	1,260	—
	業務内容	山本コミュニティセンターの清掃業務。			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 この業者は平成 16 年 9 月 1 日からの清掃業務委託にあたり、一般競争入札で決定した業者であり、他のセンターにおいて同業務を請け負っており、実績がある。			
	積算方法	委託業者作成による見積により決定している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
6	八尾市立コミュニティセン	(株)カンソー	随意契約	1,649	—

	ター清掃等業務委託契約 (※志紀コミセン他5ヶ所)				
	業務内容	八尾市立志紀・大正・南高安・竹渕・曙川・龍華のコミュニティセンター(6館)が施設の内外全般にわたり常に清潔に保たれ、快適な衛生状態のなかで市民に利用されるように、当該コミュニティセンターの清掃業務を委託。			
	随契事由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 同社は平成16年9月1日から清掃など業務委託にあたり一般競争入札で選ばれた業者であり、これまでいずれのコミュニティセンターにおいても業務をスムーズに遂行してきた実績があるため。 なお、8月1日以降は入札を予定しているため、契約期間は4月から7月までの4ヶ月間となっている。			
	積算方法	委託業者作成による見積により決定している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
7	八尾市立コミュニティセンター清掃業務委託契約	株三興	一般競争入札	3年間 31,276 H20年度 6,950	非公表
	業務内容	市立コミュニティセンター10館の清掃業務。従来一般競争入札後、一定期間は随意契約によっていたが、平成20年度から契約検査課が全庁的に清掃業務を一般競争入札による長期継続契約に切り替えた。各課が管轄する清掃業務を一括して取りまとめてグルーピングし、グループごとに入札する方式を採用している。ロットを大きくし、かつ長期継続契約とすることにより、コスト削減を図る目的である。平成20年8月～平成23年7月の3年契約で、月額868,784円、当年度分(8ヶ月)6,950,272円となっており、それ以前の4ヶ月分(月額888,468円)と比べコストが削減されている。			
	積算方法	作業場所と各々の面積と作業項目を記載した仕様書があるが、綿密な工数×単価の見積りがなされたものではない。入札においても全体としての金額があるのみで、作業項目ごとの見積書は入手していない。委託料実績を基準とした予算ベースでの予定価格は設定されているが、綿密な積算価格とはいえない。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
8	八尾市立コミュニティセンター機械化警備業務委託契約	セコム(株)	指名競争入札	5年間 6,174 平成20年度 617	非公表
	業務内容	市立コミュニティセンター10館に警報装置を設置し、巡回を行ない、火災・盗難等を			

		発見、防止する業務である。当課では従来一般競争入札後、一定期間は随意契約に よっていたが、平成 20 年度から契約検査課が全庁的に機械化警備業務を一般競争 入札による長期継続契約に切り替えた。各課が管轄する当該業務を一括して取りまと めてグルーピングし、グループごとに入札する方式を採用している。ロットを大きくし、 かつ長期契約とすることにより、コスト削減を図る目的である。平成 20 年 10 月～平成 25 年 9 月の 5 年契約で、月額 102,900 円、当年度分(6 ヶ月)617,400 円となっており、 それ以前の 6 ヶ月分(月額 93,954 円)と比べ当課においては若干コスト増になっ ている。			
	積算方法	警報装置設置場所の指定や点検箇所ごとの作業項目等を記載した仕様書があるが、 綿密な工数×単価の見積りはしていない。入札においてはコミュニティセンターごとの 月額単価があるのみで、作業項目ごとの見積書は入手されていない。前年度の委託 料を基準とした予算ベースの予定価格は設定されているが、綿密な積算価格とはい えない。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
9	平成 20 年度回覧文書等 配付業務委託契約	八尾市自治振興委員 会	随意契約	8,948 (増額変更額 24)	—
	業務内容	自治会の回覧活動等を通じて市政情報の周知を図るため、文書の配付・回覧、ポスタ ーの掲示等の業務を一括して八尾市自治振興委員会に委託している。市の自治会 組織には、全体の取りまとめとして八尾市自治振興委員会があり、その下に 28 の地区 委員会、その下に 752 の町会がある形となっている。最上位の委員会は市から補助 金、委託料をもらっているが、補助金は町会割、世帯割で、委託料は世帯割でそれぞ れ計算され、基本的にその全額を地区委員会に配分している。当該委託料は町会活 動費に充当されている。委託料とは別に地区活動費等に充てるため、市から補助金 17,698,700 円が交付されている。			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 当委員会が自治会の総取りまとめをしているため。			
	積算方法	1 世帯当たり 100 円、市内 89,484 世帯として算出しているが単価の根拠はない。年 度中に 308 世帯増加した分(年度途中加入世帯分については月割計算を行ってい る。)を契約変更している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
10	八尾市民憲章の啓発活動 及び事務業務委託契約	八尾市市民憲章推進 協議会	随意契約	1,000	—
	業務内容	市民憲章の啓発並びに実践活動として以下の業務を行う。 ・市民憲章碑の維持管理及び設置に関する業務			

		・「新入社員を励ます集い」をはじめとする各種活動に対する助成業務 ・周年記念行事に関する業務 ・緑の募金活動に関する業務 ・その他協議会会員及び賛助会員の会費等の管理業務			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 八尾市市民憲章推進協議会は、行政や他団体と連携を密にしながら、市民憲章に係る知識と認識を深め、啓発活動に努めるとともに、市民一人ひとりの心の中に明るく住みよい希望のまちづくりを育むことを目指し、その取り組みの強化に努めている団体であるため。			
	積算方法	前年度実績金額と同額としている。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
11	八尾市市民活動支援事業に係る業務委託契約	特定非営利活動法人 やお市民活動ネットワーク	随意契約	5,700	—
	業務内容	市民活動の拠点として市民活動支援ネットワークセンターを設置し、当該施設の管理業務および市内市民活動の情報を収集し、データベース化する等の情報提供業務、市民活動団体への相談業務等を行う。			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 当該事業については平成 18 年度において、NPO を支援するための中間支援組織の NPO を対象とした公募コンペティションを平成 18 年度において実施しており、その際に平成 19 年度から 21 年度の 3 年間で達成するセンター業務についての事業提案を受けているため。			
	積算方法	平成 18 年度に行った市民活動支援事業に係るコンペティションを行った際の予算見積額に基づいている。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
12	八尾市制施行 60 周年記念事業「YAO 市民博」に係る業務委託契約	特定非営利活動法人 やお市民活動ネットワーク	随意契約	2,700	—
	業務内容	市制 60 周年記念事業「YAO 市民博」開催に当たってのスケジュール調整・市民博実施に係る関係機関との協働調整、広報業務、会場の手配・連絡、事業予算編成、予算管理、その他関連業務。			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 当該事業は、平成 18 年度において、NPO を支援するための中間支援組織の NPO による公募コンペティションを平成 18 年度において実施しており、その際に平成 19 年			

		度から 21 年度の 3 年間で達成するセンター業務及び、平成 20 年度に限り市制施行 60 周年記念事業の実施についての事業提案を受けているため。			
	積算方法	予算計上時に財政課と協議の上、予算見積を行っている。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
13	平成20年度(前期分・後期分)市役所庁舎総合案内業務委託契約	近畿総合メンテナンス(株)	随意契約	1,540(前期) 1,467(後期)	—
	業務内容	八尾市役所庁舎(本館・西館)内の業務案内・説明並びに市立施設及び周辺施設等の案内及び情報提供業務。			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 庁舎案内業務は来庁者等に対し、親切・丁寧、迅速・確実な案内説明を行うことにより、本市のイメージアップ及び業務全般の円滑な運営を図るため、本業務を委託するもの。 契約する近畿総合メンテナンスは、庁舎における総合案内業務を熟知し、過去から確実に履行しており、最も適切確実に履行できるため。			
	積算方法	委託業者作成による見積により決定している。業者の見積もり金額の妥当性は、近隣の事例をもとに検証している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
14	八尾市防犯灯実態調査等業務委託契約	(社)照明学会関西支部	随意契約	1,081	—
	業務内容	「ひったくり」などの犯罪発生等の不安場所などについて、防犯上の視点から、防犯灯などの街路照明灯の暗がり診断や地域の危険箇所を点検し、課題を把握することを目的とした「防犯診断」調査を行い、街頭犯罪被害防止を目指すための「安全・安心」事業計画の資料として活用する。			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 照明学会関西支部は、照明調査の実績を有するなど豊富な経験を有しており、特に、街路灯照度の測定業務に精通している。また、他市においても同様の業務実績があり、特殊な事業であるため。			
	積算方法	委託業者作成による見積により決定している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			

(ii) 指摘事項及び意見

- ・市立山本コミュニティセンター機械式駐車装置保守点検業務委託契約(表中 3)について(結果)

当該契約は年 8 回の立駐装置保守点検業務及び年 2 回の管制・料金システム保守業務であ

るが、管制・料金システム保守点検業務に関しては点検報告書を入手していなかった。契約内容の履行を確認するため、点検報告書を入手すべきである。

また、契約金額の積算根拠となる単価について、内訳書を精査するなどにより金額の妥当性が検証されていない。業者の見積提示額で契約を締結するのであれば、金額算定の基礎情報を入手し、契約金額の妥当性を当然検証すべきである。

・八尾市立山本コミュニティセンター清掃業務委託契約、八尾市立コミュニティセンター清掃等業務委託契約（表中 5, 6）について（結果）

業者の見積書を基に契約金額を決定している。当該金額は月額単価×契約金額で算定されている。しかし、月額単価について、内訳書を入手しておらず、妥当性を検証していない。清掃業務に関しては人件費が主要な内容と考えられるので、一人当たり人件費、間接費、必要工数の見積りなどを記載した内訳書の入手を行う必要がある。

・八尾市立コミュニティセンター清掃業務委託契約、八尾市立コミュニティセンター機械化警備業務委託契約（表中 7, 8）について（結果）

作業の実績については契約書の定めに基づいてチェックされているが、過年度に契約検査課において一括で行われた入札において契約内訳の積算根拠が示されていない。ゆえに単価の妥当性が検証できない。コスト削減については十分留意されているところではあるが、積算根拠の明確化に努めるべきである。

・八尾市民憲章の啓発活動及び事務業務委託契約（表中 10）について（意見）

委託契約額は、従前の実績を踏襲しているのみであり、妥当性が検証されていない。年度末において、契約額の妥当性を検討し、次年度の適切な積算に努めるべきである。

・平成 20 年度（前期分・後期分）市役所庁舎総合案内業務委託契約（表中 13）について（意見）

同じ業務内容を半年ごとに契約期間を分けて契約している。機構改革や契約方法の検討を適時に実施することを理由に挙げているが、合理的な理由とは言えない。年度契約にすべきである。

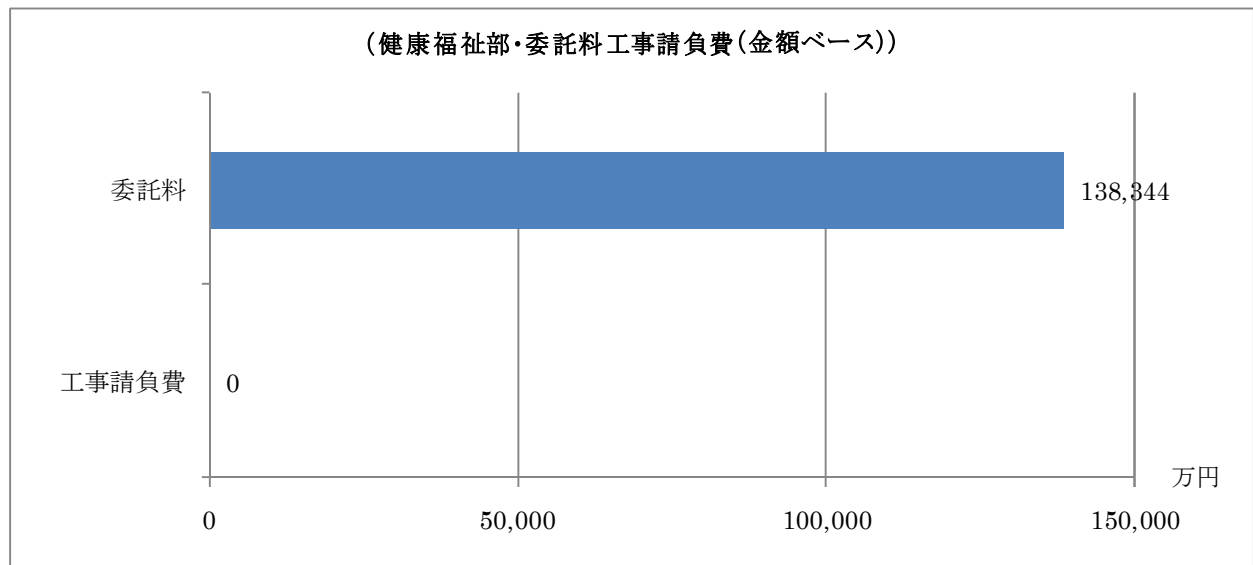
4. 健康福祉部保健推進課

(1) 健康福祉部の概要

当部は、地域福祉政策課、生活福祉課、高齢福祉課、介護保険課、障害福祉課、保健推進課、健康保険課から構成されており、それぞれ社会福祉その他民生（こども未来部の所管業務を除く。）に関すること、介護保険に関すること、健康づくりの推進に関すること国民健康保険及び保健医療に関することを行っている。

(i) 委託契約及び工事請負契約及び契約方法・件数・金額の状況

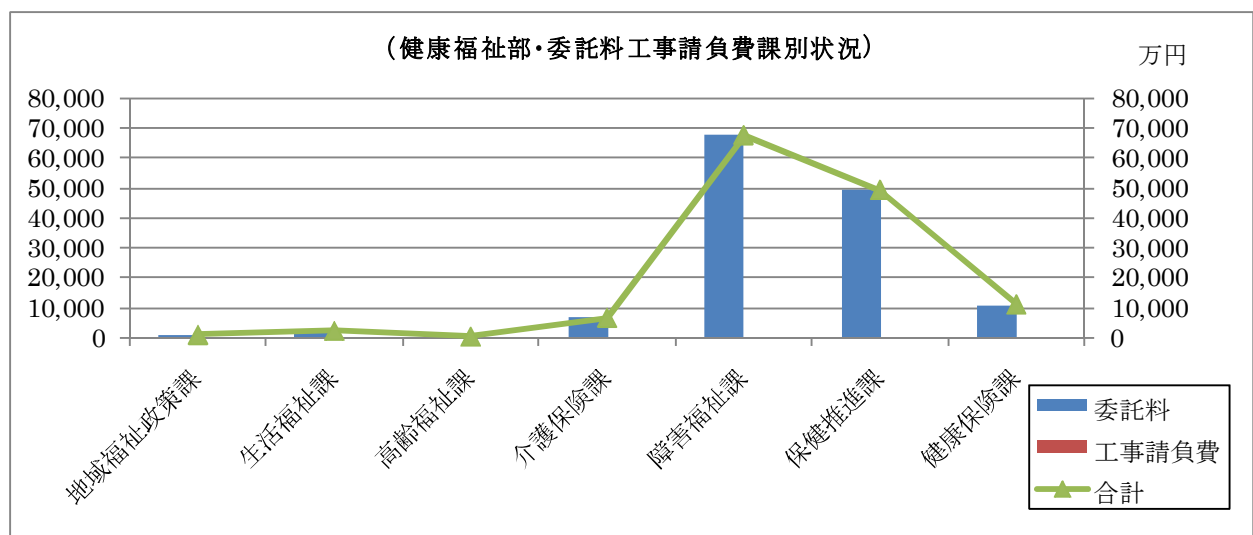
平成 20 年度の委託料・工事請負費及び契約方法・件数・金額の状況は以下の通りである。



健康福祉部の委託料は 13 億 8,344 万円で、工事請負費の支出はない。委託契約の件数は 109 件であり全て随意契約である。

(ii) 課別委託契約・工事請負契約の状況

平成 20 年度の課別委託料・工事請負費の状況は以下の通りである。



障害福祉課の委託料は、6 億 7,434 万円で健康福祉部の中で最も多額である。ただし、同課の委託内容は、自立支援法に規定する一定レベル以上の障害のある方のための、移動支援を行うガイドヘルパー派遣業務（26 件、委託料は 2 億 7,711 万円）が大半を占め、これは近隣市町村とほぼ同等の委託単価を適用している。このため、健康福祉部の監査対象としては、次に委託料が多い保健推進課を選定した。

（２）保健推進課の概要

当課は、地域健康係・保健推進係・公害医療係から構成される。

地域健康係は、保健医療施策の企画及び調整・保健センター（八尾市生涯学習センター健康プラザ）の管理運営・休日診療（内科、小児科、歯科）・予防接種・飼犬の登録等・感染症の予防消毒等の業務を所管する。

BCG・日本脳炎などの各種法定予防接種の集団接種及び個別医院での接種に関する業務は、医療行為に該当することから、八尾市医師会会員への委託業務が中心である。ワクチン接種実施に向けた新型インフルエンザ対策も同課の業務である。

保健推進係は、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に基づく健康増進事業・生活習慣病予防・母子保健法に基づく母子保健事業・介護保険法に基づく介護予防事業・訪問看護・その他健康づくりに関する業務を所管する。

公害医療係は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）に係る健康被害者の認定・公害健康被害の補償給付・公害健康被害認定診療報酬に関する業務・公害保健福祉事業・公害健康被害予防事業等を所管する。公害保健福祉事業は、認定患者を対象とした転地療養事業やリハビリ事業が主な内容となっている。

当課の委託契約は全件随意契約である。予防接種委託費（2 億 4,582 万円）をはじめ、がん検診等健康診査に係る委託契約が大半を占める。

（３）契約別監査の結果

（い）委託契約の一覧（1 件 100 万円以上）

番号	件 名	相 手 先	業者選定方法	契約額(千円)	落札率
1	予防接種業務委託契約	(社)八尾市医師会・個人 院所・柏原市医師会	随意契約	245,822	—
	業務内容	予防接種法第 3 条及び第 6 条に基づき、市が実施する予防接種業務。 麻しん風しん混合予防接種、麻しん単抗原予防接種、風しん単抗原予防接種、3 種 混合予防接種、2 種混合予防接種、日本脳炎予防接種、BCG 接種をその内容とする。			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 契約相手方が単一団体しか存しないため。			
	積算方法	大阪府下における平均単価等考慮した単価に過去の接種実績を乗じて算定してい			

		る。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
2	子宮がん検診業務委託 契約	(社)八尾市医師会	随意契約	69,670	—
	業務内容	がん予防対策の一環として子宮がんの早期発見・早期治療を促進し、女性の健康の保持増進を図るため、健康増進法に基づき子宮がん検診を実施する。			
	随契事由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 八尾市内において実施する個別の子宮がん検診に関して、対応できる専門知識を有する市内の団体は八尾市医師会のみであるため、八尾市医師会に委託するのが最適である。			
	積算方法	契約単価： 頸部のみ 7,220 円、頸部・体部 12,220 円 上記は、前年度単価を引き継いでいる。当該制度の創設時に、診療点数をベースとして価格が設定されている。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
3	大腸がん検診業務委託 契約	(社)八尾市医師会	随意契約	25,183	—
	業務内容	がん予防対策の一環として大腸がんの早期発見、治療を促進し、市民の健康の保持増進を図るため医療機関の個別検診として、大腸がん検診業務を委託する。			
	随契事由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 八尾市内において実施する個別の大腸がん検診に関して、対応できる専門知識を有する市内の団体は八尾市医師会のみであるため。また、通例当該検診はかかりつけ医で特定検診とセットで受診することが想定されている制度であり、八尾市医師会に委託するのが最適である。			
	積算方法	契約単価： ①受診者が一部負担金(600 円)を納入しなければならない場合 (a)二日法 1 件につき 4,168 円 (b)一日のみ 1 件につき 3,454 円 ②受診者が一部負担金を免除される場合 (a)二日法 1 件につき 4,768 円 (b)一日のみ 1 件につき 4,054 円) 上記は、前年度単価を引き継いでいる。当該制度の創設時に、診療点数をベースに価格が設定されている。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			

4	乳がん検診業務委託契約	(社)八尾市医師会	随意契約	17,579	—
	業務内容	がん予防対策の一環として乳がんの早期発見、治療を促進し、女性の健康の保持増進を図るため医療機関の個別検診として、乳がん検診業務を委託する。			
	随契事由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 八尾市内において実施する個別の乳がん検診に関して、対応できる専門知識を有する市内の団体は八尾市医師会のみであるため。			
	積算方法	契約単価： 1.マンモグラフィ ①受診者が一部負担金(1,000円)を納入しなければならない場合 40歳代(2方向撮影)1件につき7,030円、50歳以上(1方向撮影)1件につき5,330円 ②受診者が一部負担金を免除される場合 40歳代(2方向撮影)1件につき8,030円、50歳以上(1方向撮影)1件につき6,330円 2.視触診 ①受診者が一部負担金(200円)を納入しなければならない場合 1件につき2,780円 ②受診者が一部負担金を免除される場合1件につき2,980円 については、前年度単価を引き継いでいる。当該制度の創設時に、診療点数をベースに価格が設定されている。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
5	妊婦一般健康診査業務委託契約	(社)大阪府医師会	随意契約	16,499	—
	業務内容	妊婦一般健康診査として血色素、尿、血圧、血液型検査(ABO、RH)、梅毒検査、HBs抗体検査等を行う。			
	随契事由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 当該事務につき対応できる専門知識を有する団体は医師会しかない。当該事業を統括しているのが府であり、他の府下市町村においても同様に府医師会に委託されている、また府下の医療機関から広く医療機関を選択できることから、大阪府医師会に委託するものである。			
	積算方法	契約単価の7,320円は、保険点数単価表をもとに算出されたものを大阪府から通知される。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			

6	成人歯科健康診査業務 委託契約		(社)八尾市歯科医師会	随意契約	14,525	—
	業務内容	健康増進法に基づいた、市民の健康保持・増進のために成人を対象として実施する 歯の喪失予防を図るための健康診査実施業務。問診を実施し、現在歯における健全 歯・欠損歯等の状況、歯周病の状況、歯の汚れの状況、歯列咬合や顎関節の状況 等の健康診査結果を本人に伝え適切な指導を行うことを健康診査項目としている。				
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 市内において、個別という形態で健診に対応できる専門的知識のある団体は(社)八 尾市歯科医師会のみであるため。				
	積算方法	健康診査一人当たりの単価に過去の実績を掛けて算定している。				
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。				
7	医学的検査業務委託契 約		八尾市立病院	随意契約	13,015	—
	業務内容	公害健康被害補償等に関する法律第 4 条に規定する被認定者の認定の更新・見直 し等を行う際の医学的検査業務。				
	随契事由	地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号 業務内容が医学的検査であり、また、診療に順ずる業務であるため公的な医院であ る市立病院へ委託するもの。				
	積算方法	単価に過去の実績を掛けて算定している。				
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。				
8	乳児一般健康診査業務 委託契約		(社)大阪府医師会	随意契約	11,721	—
	業務内容	乳児一般健康診査として、栄養状態、心音、股関節開排制限、精神運動発達異常、 先天異常、尿化学検査等の健診を行う。				
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 当該事務につき対応できる専門知識を有する団体として医師会がある。当該事業を 統括しているのが府であり、他の府下市町村においても同様に府医師会に委託され ている、また府下の医療機関から広く医療機関を選択できることから、大阪府医師会 に委託するものである。				
	積算方法	契約単価の 5,800 円は、大阪府が保険点数単価表をもとに算出したもの。				
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。				
9	乳児後期健康診査業務 委託契約		(社)大阪府医師会	随意契約	10,521	—
	業務内容	乳児後期健康診査として、身体的発育異常、発達障害(運動・精神)、股関節開排制				

		限、先天性形態異常、神経系感覚器の異常等の健診を行う。			
	随契事由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 当該事務につき対応できる専門知識を有する団体は医師会しかない。当該事業を統括しているのが府であり、他の府下市町村においても同様に府医師会に委託されている、また府下の医療機関から広く医療機関を選択できることから、大阪府医師会に委託するものである。			
	積算方法	契約単価の5,800円は、大阪府が保険点数単価表をもとに算出したもの。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
10	妊婦一般健康診査業務委託契約(後期分)	(社)大阪府医師会	随意契約	10,024	—
	業務内容	妊婦後期健康診査として、尿、血液検査(貧血)を実施する。			
	随契事由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 当該事務につき対応できる専門知識を有する団体は医師会しかない。当該事業を統括しているのが府であり、他の府下市町村においても同様に府医師会に委託されている、また府下の医療機関から広く医療機関を選択できることから、大阪府医師会に委託するものである。			
	積算方法	契約単価の4,680円は、保険点数単価表をもとに算出されたものを大阪府から通知される。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
11	転送ベッド確保業務委託契約	(社)八尾市医師会	随意契約	9,975	—
	業務内容	休日急病診療業務における小児科患者の後送診療業務、すなわち保健センター休日急病診療所から転送されてくる小児重症患者等のための診療体制を確保し、入院が必要となった際に必要なベッド数を確保する業務を委託する。			
	随契事由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 休日急病診療所から転送する小児重症患者等のための診療体制を確保し、入院が必要となった際に必要なベッド数を確保する事務に対応可能な調整機能を有する機関は八尾市医師会をにおいて他にないため。			
	積算方法	日額210,000円(税込)、年末年始420,000円(税込)、盆157,500円は前年度予算の据え置き。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
12	乳がん検診(集団)業務委託契約	(医)恵生会 健康管理事業部	随意契約	8,731	—

	業務内容	40 歳以上の市民の女性を対象にした乳がん検診を集団での実施業務。 ・検査項目 (a) 視診 (b) 触診 (c) マンモグラフィ(乳房エックス線検査)			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 検診の精度を維持するためにはこれまでの検診結果の累積が不可欠となるため、同一の検診機関に継続して委託することが必要となるため。			
	積算方法	委託業者作成による見積により決定している。 ・移動補償料(60 名)→240,000 円/日 ・視診、触診、マンモグラフィ(1 方向)→4,000 円/人 ・視診、触診、マンモグラフィ(2 方向)→7,000 円/人			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
13	胃がん検診業務委託契約	(財)大阪がん予防検診センター	随意契約	8,630	—
	業務内容	平成 20 年度 4 月から「老人保健法」が「高齢者の医療確保に関する法律」に改正されることに伴い、がん検診について「健康増進法」に基づき実施することになった。がん予防対策の一環として胃がんの早期発見、治療を促進し、市民の健康保持増進を図るための集団検診の業務。 ・検診項目 予診 レントゲン間接撮影(100mm 8 方向撮影)			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 胃がん検診受診者についての長年に亘るデータの蓄積があり、かつ、がん検診に係る技術力が高いから。			
	積算方法	委託業者作成による見積により決定している。 1.平日の場合 ・検診車 1 台につき 118,125 円(受診者 30 人までの場合の基本料金) ・受診者が 30 人を超えた場合は 3,937 円/人 2.休日の場合 ・検診車 1 台につき 124,425 円(受診者 30 人までの場合の基本料金) ・受診者が 30 人を超えた場合は 4,147 円/人			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
14	結核検診及び肺がん検	(医)恵生会 健康管理事	随意契約	6,710	—

診業務委託契約		業部			
業務内容	八尾市肺がん検診実施要項に基づき市民の健康保持増進を図るため結核予防法及び成人病予防策の一環とした業務。 ・検診項目 (a)胸部レントゲン直接撮影(結核・肺がん検診) (b)喀痰検査(肺がん検診)				
随契事由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 検診の精度を維持するためにはこれまでの検診結果の累積が不可欠であり、同一の検診機関に継続して委託することが必要となるため。				
積算方法	委託業者作成による見積により決定している。 ・移動補償料(70名)→105,000円/半日 ・胸部エックス線直接撮影(70名を超えた場合)1,500円/人 ・読影→350円/人 ・喀痰検査→1,900円/人 ・喀痰容器→200円/個				
実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。				
15	休日急病診療所窓口業務委託契約	(株)アイ・エム・ビーセクター	随意契約	5,494	—
	業務内容	休日急病診療所の窓口業務及び診療報酬明細書等作成業務。			
	随契事由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 休日急病診療における医療業務は専門知識・実績が必要な業務であり、また、担当業者の頻繁な交代は休日急病診療所の円滑な運営に支障が生じるため。 なお、平成16年度に競争入札で決定した業者と随意契約を締結している。			
	積算方法	委託業者作成による見積により決定している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
16	住民健診業務委託契約	(医)恵生会 健康管理事業部	随意契約	2,654	—
	業務内容	平成20年4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」並びに「健康増進法」等に基づき実施される特定健康診査。但し住民健診に係る健診診察・判定医師及び看護師・事務員の報酬は含まない。 ・特定健康診査等項目 (a)基本項目(b)詳細な健診(c)追加項目 ・生活機能評価(満65歳以上対象) ・肝炎ウィルス検診			

	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号 特定健康診査等は主に個別の委託医療機関等で実施することを想定しており、集団健診を実施するにあたりさまざまな調整が必要となる。(大阪府下では八尾市以外で 1 町のみ同様の集団健診を実施する予定。) 特定健康診査等は保険種別毎に結果データを作成し支払い請求を行うが、健康管理システムのプログラムを変更するには膨大な予算及び入力に関する時間を要する事が考えられる。また、従来より住民健診は八尾市医師会の協力の下に医師会会員の医師に診察及び健診判定の業務を委託していたが、この方法を継続するためには、事前の委託業者と綿密な打ち合わせが必要になる。 また肝炎ウィルス検診・生活機能評価・がん検診等を同時実施し受診者の利便性を図ってきた。以上の複雑な健診形態を維持し市民サービスの低下を招かないようにするため、同形態のノウハウをもつ恵生会でしか、本制度改革に伴う住民健診を行うことができないため。			
	積算方法	委託業者作成による見積により決定している。 ・基本項目→5,780 円/人等			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
17	公害医療システム一式 再構築業務委託契約	扶桑電通(株)関西支店	随意契約	2,289	—
	業務内容	公害医療(公害の認定患者データ)システム一式の合理化のための再構築(プログラム変更等)業務。			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 公害医療システムの安定稼働を図るため、現システムを導入・構築した本契約相手方にプログラム変更等を委託する。			
	積算方法	業者提出の見積書に対し、情報システム室が検証を行い、値下げ交渉の上契約している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
18	大腸がん検診(集団)業務委託契約	(医)恵生会 健康管理事業部	随意契約	2,257	—
	業務内容	受診率向上を目指すために行う大腸がん集団健診。 検査項目 ・便潜血反応 2 回法			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 健診の精度を維持するためには、これまでの検診結果の累積が不可欠となるため、同一の検診機関に継続して委託することが必要となるため。			

	積算方法	委託業者作成による見積により決定している。 ・便潜血反応 2 回法→1,500 円/人 ・未回収容器代→140 円/個			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
19	公害診療報酬明細書 (レセプト)点検業務委託契約	(株)ニチイ学館	随意契約	2,104	—
	業務内容	毎月の請求レセプトに記載された病名、診療開始日、受診日数等から診察料をはじめ投薬、注射、処置、検査等の請求が適正か否か判断する業務。なお、公害医療費の適正化対策事業の一環として、レセプトの内容点検及び縦覧点検は市町村で実施することとなっている。			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号 平成 20 年度に専門的知識をもつ 5 者を指名して入札を実施する予定であったが、4 者が辞退したため残る 1 者と交渉し随意契約を締結するもの。			
	積算方法	委託業者作成による見積により決定している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
20	飼犬登録事務業務委託契約	八尾市内・獣医師	随意契約	1,936	—
	業務内容	飼犬登録の事務・狂犬病予防注射済票の交付事務及び同事務における手数料の徴収業務。			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 飼犬登録業務、狂犬病予防注射業務を円滑に遂行するために、既の実績のある大阪獣医師会に所属する獣医師に委託するもの。			
	積算方法	登録 1 頭あたり単価に過年度の登録実績を乗じて算定している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
21	南高安健康診査業務委託契約	(財)大阪府保健医療財団	随意契約	1,761	—
	業務内容	平成 20 年 4 月から「高齢者の医療の確保に関する法律」並びに「健康増進法」等に基づき実施される南高安地区での特定健康診査。(但し住民健診に係る健診診察・判定医師及び看護師・事務員の報酬は含まない)。 ・特定健康診査等項目 (a)基本項目(b)詳細な健診(c)追加項目 ・生活機能評価(満 65 歳以上対象)			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号			

	南高安地区住民及び大阪府成人病センターと市の協力体制により、地域住民の生活習慣病等予防及び医学的研究を目的として、昭和 40 年から南高安地区において、循環器健診を毎年実施してきたが、今般の医療制度改正に伴い、各種保険者が特定健康診査等の実施を義務付けられ、当該健診の実施継続の意義について十分に検討する必要がある。しかし、法改正の初年度で社会保険加入者等に対する特定健康診査等の実施状況が不透明であり、社会的動向の予測が困難な中、今年度、当該健診を実施することで、来年度以降に新しい健診体制を模索・確立し、市民サービスの低下を招くことなく、また長年蓄積された公衆衛生上に貴重なデータを継続・移行できるため。 また、平成 13 年度末で大阪府立成人病センター集団検診の一部が廃止され、その業務を継承した大阪府立健康科学センターが平成 14 年 7 月 1 日に設立されました。大阪府立健康科学センターが実施する健康診査業務については、その運営管理及び手数料等の徴収事務等について、大阪府条例において財団法人大阪府保健医療財団に業務委託することを規定しています。よって、本健診業務に係る委託契約は、財団法人大阪府保健医療財団と委託契約を締結する必要があるため。				
	積算方法	委託業者作成による見積により決定している。 特定健康診査→7,079 円/人等			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
22	健康管理システム及び機器保守業務委託契約	(株)両備システムズ	随意契約	1,760	—
	業務内容	健康管理システム(がん検診・成人健診等の情報システム)に係るシステム及び機器保守業務。			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 当システムは、平成 18 年度にプロポーザル方式により業者選定を行っている。当システムを開発した業者が、保守についてもシステム構造を熟知しており、上記業者に委託した方がシステムの円滑な運用が図れるため。			
	積算方法	当初プロポーザル方式で業者選定した際の契約金額で每期契約している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
23	休日急病診療業務委託契約	(社)八尾市医師会	随意契約	1,200	—
	業務内容	休日急病診療業務の運営にかかる次の各号に定める事項を委託する。 (1)休日急病診療業務に従事する医師の確保に関すること。 (2)その他、休日急病診療業務の運営にかかる連絡調整に関すること。			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号			

		休日急病診療業務に従事する医師の確保に関する等の業務を引き受けられる団体は八尾市医師会をもって他にないため。			
	積算方法	月額 10 万円は前年度予算から据え置かれている。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
24	大腸がん検診(集団)業務委託契約	(財)大阪がん予防検診センター	随意契約	1,135	—
	業務内容	平成 20 年度 4 月から「老人保健法」が「高齢者の医療確保に関する法律」に改正されることに伴い、がん検診について「健康増進法」に基づき実施することになった。がん予防対策の一環として胃がんの早期発見、治療を促進し、市民の健康保持増進を図るための集団検診の業務。 ・検診項目 便潜血 2 日法			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 胃がん検診受診者についての長年に亘るデータの蓄積があり、かつ、がん検診に係る技術力が高いから。			
	積算方法	委託先の見積により決定している。 ・便潜血反応 2 回法→1,249 円/人			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
25	健康管理システムプログラム変更業務委託契約	(株)両備システムズ	随意契約	1,128	—
	業務内容	健康管理システム(がん検診・成人健診等の情報システム)につき、基本健康診査から特定健診に制度上変更したことによるプログラム変更業務。			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 当システムの構築は、平成 18 年度にプロポーザル方式により業者選定を行い、上記業者が選定結果に基づき当システムを開発しており、プログラム変更についてもシステム構造を熟知している上記業者に委託することでシステムの円滑な運用が図れるため。			
	積算方法	業者提出の見積書に対し、情報システム室が検証を行い、値下げ交渉の上契約している。			
26	生活機能評価業務委託契約	(社)八尾市医師会	随意契約	16,086	—
	業務内容	「介護保険法」に基づき、介護予防の取り組みの一環として、生活機能が低下し、要支援・要介護状態となる恐れのある高齢者を早期に把握するため、満 65 歳以上を対			

		象として生活機能評価を実施する。
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 八尾市内においては個別という形態で健診に対応できる専門的知識がある団体は八尾市医師会のみであるため。
	積算方法	平成 20 年度の当該制度導入時に府下統一価格として提示されたものを用いている。
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。

（ii）指摘事項及び意見

・子宮がん検診業務委託契約、大腸がん検診業務委託契約、乳がん検診業務委託契約（表中 2, 3, 4）について（意見）

大腸がん検診委託業務の随意契約理由は「八尾市内において実施する個別の大腸がん検診に関して、対応できる専門知識を有する市内の団体は八尾市医師会のみであるため。」とあるが、特定の医療機関と直接契約することも可能である。聞き取りの結果、かかりつけ医等で特定検診とセットで受診することが想定された制度であるとの回答を得た。

大腸がん検診委託業務、乳がん検診委託業務の随意契約理由は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約としか記載されていない。特定の医療機関と直接契約することも可能である。

随意契約理由の記載に当たっては、説明責任を果たす観点から、より詳細に記載することが求められる。

単価の積算については、過年度ベースで据え置かれている。事業開始にあたっては、診療単価等により合理的な単価が算出されていると思料するが、算出根拠の引き継ぎがなされていない。適時に単価の合理性の検証等の観点からは、算出根拠の引き継ぎが必要であると思料する。

・乳児一般健康診査業務委託契約、乳児後期健康診査業務委託契約、妊婦一般健康診査業務委託契約（表中 8, 9, 10）について（意見）

随意契約理由について、理由書には地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約とのみ記載されている。

聞き取りの結果、随意契約とした理由は、当該事務につき対応できる専門知識を有する団体として医師会がある。当該事業を統括しているのが府であり、他の府下市町村においても同様に府医師会に委託されており、また府下の医療機関から広く医療機関を選択できることから、大阪府医師会に委託するものであるとの回答を得た。

随意契約理由の記載に当たっては、説明責任を果たす観点から、より詳細に記載することが求められる。

・転送ベッド確保業務委託契約（表中 11）について（意見）

随意契約理由について、理由書には地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約とのみ記載されている。

聞き取りの結果、理由として、休日急病診療所から転送する小児重症患者等のための診療体制を確保し、入院が必要となった際に必要なベッド数を確保する事務に対応可能な調整機能を有する機関は八尾市医師会をおいて他にないとの回答を得た。

随意契約理由の記載に当たっては、説明責任を果たす観点から、より詳細に記載することが求められる。

また、日額単価の積算方法について、過年度の単価のまま予算計上されており、算定根拠については引き継ぎがなされていない。

事業開始当初においては、診療報酬単価表等により積み上げ計算されているものと思われるが、合理的な単価の検証等を行うため、算出根拠の引き継ぎが必要である。

・乳がん検診(集団)業務委託契約、結核検診及び肺がん検診業務委託契約、住民健診業務委託契約、大腸がん検診(集団)業務委託契約（表中 12, 14, 16, 18）について（意見）

見積金額の妥当性の検証ができていない。検診項目については、大阪府下の標準積算単価により把握できるため、見積金額の妥当性を把握した上で、契約更新の際、交渉に活用すべきである。

・システム年間保守費の積算根拠（表中 22）について（意見）

健康管理システムの機器及びシステム保守契約のうち、業者より入手しているシステム保守費の内訳明細は下記のとおりである。保守費の月額および年額が示されているのみで業務内容の詳細の資料はない。

当初のプロポーザル方式で業者選定した際に、そもそも年間保守額が提示されていたのかも把握されていない。必要工数と必要なシステムエンジニアのレベル、すなわち労務単価を見積書上も明確化するよう業者に要請し、単価が妥当であるのか、入手している作業報告書等により検証すべきである。

（健康管理システム保守内訳明細書） （単位：円）

区分	品目及び仕様	型名	月額	年額
1	システム共通保守	JS05-0020	10,000	120,000
2	住民健診・健康教室システム	HS05-0020	40,000	480,000
3	母子保健・予防接種システム	BS05-0020	30,000	360,000
4	事務支援システム	GS05-H020	20,000	240,000
			100,000	1,200,000

・休日急病診療業務委託契約（表中 23）について（意見）

委託契約額の積算方法について、過年度の委託額のまま予算計上されており、算定根拠については引き継ぎがなされていない。委託額の妥当性の検証を行う必要がある。

・生活機能評価業務委託契約（表中 26）について（意見）

随意契約理由について、理由書には「個別という形態で健診に対応できる専門的知識がある団体は八尾市医師会のみであるため。」とあるが、特定の医療機関と直接契約することも可能である。聞き取りの結果、かかりつけ医等で特定検診とセットで受診することが想定された制度であるとの回答を得た。随意契約理由の記載に当たっては、説明責任を果たす観点から、より詳細に記載することが求められる。

単価の積算については、平成 20 年度の制度導入にあたっての府下統一価格として提示されたものを用いているとの回答を得たが、担当課において引き継ぎがなされていなかった。適時に単価の合理性の検証等をし、単価の算出根拠の引き継ぎが必要である。

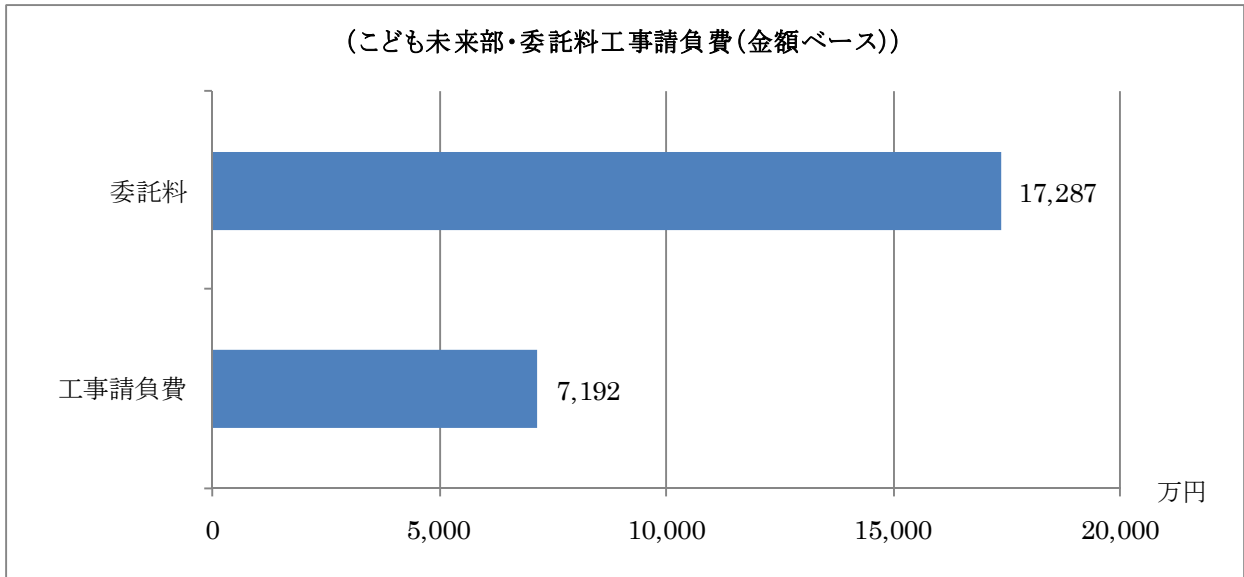
5. こども未来部こども政策課・こども家庭課

(1) こども未来部の概要

当部はこども政策課、こども家庭課、保育施設課、青少年課、桂青少年会館、安中青少年会館から構成されている。それぞれの課は、こども及び青少年・児童福祉・次世代育成支援に関する業務を行っている。

(i) 委託契約及び工事請負契約の状況

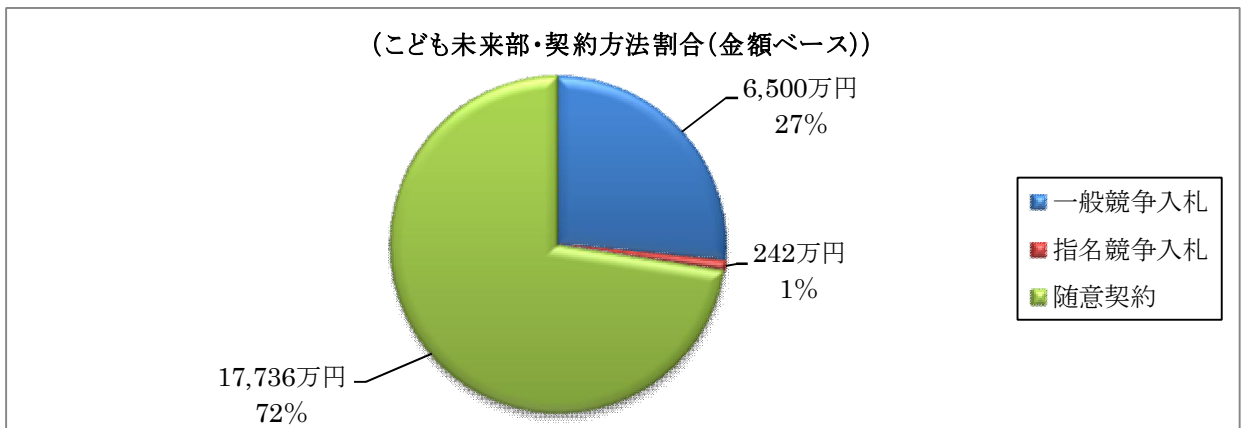
平成 20 年度のこども未来部における委託料・工事請負費の状況は以下の通りである。

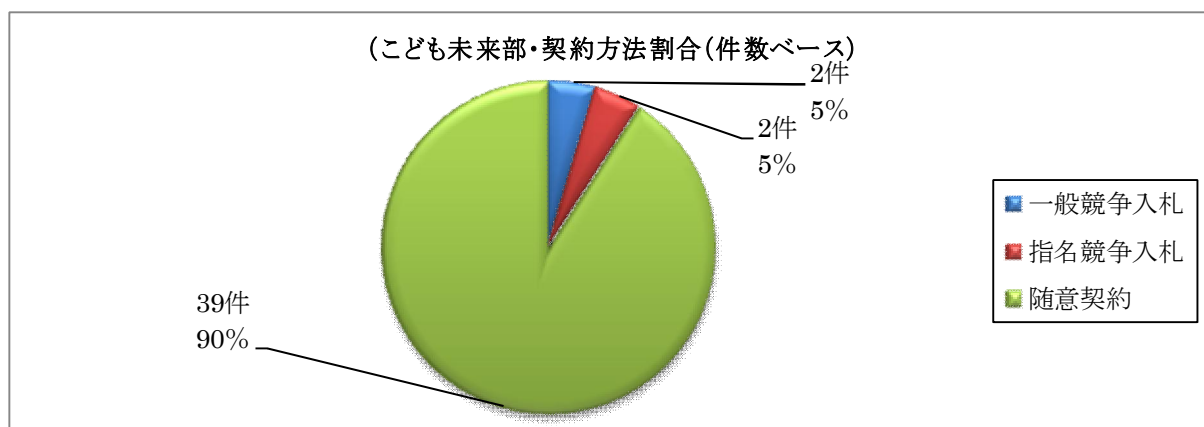


委託料は、こども家庭課が所管している簡易保育所斡旋業務 3,492 万円、つどいの広場事業 2,160 万円などが主なものである。工事請負費は、すべて保育施設課が所管している市立保育所に係るものであり、(仮称)新高安保育所用地造成に伴う導水管整備工事 5,750 万円が当部における工事請負費を押し上げている。

(ii) 契約方法・件数・金額の状況

平成 20 年度における契約方法・件数・金額の状況は以下の通りである。





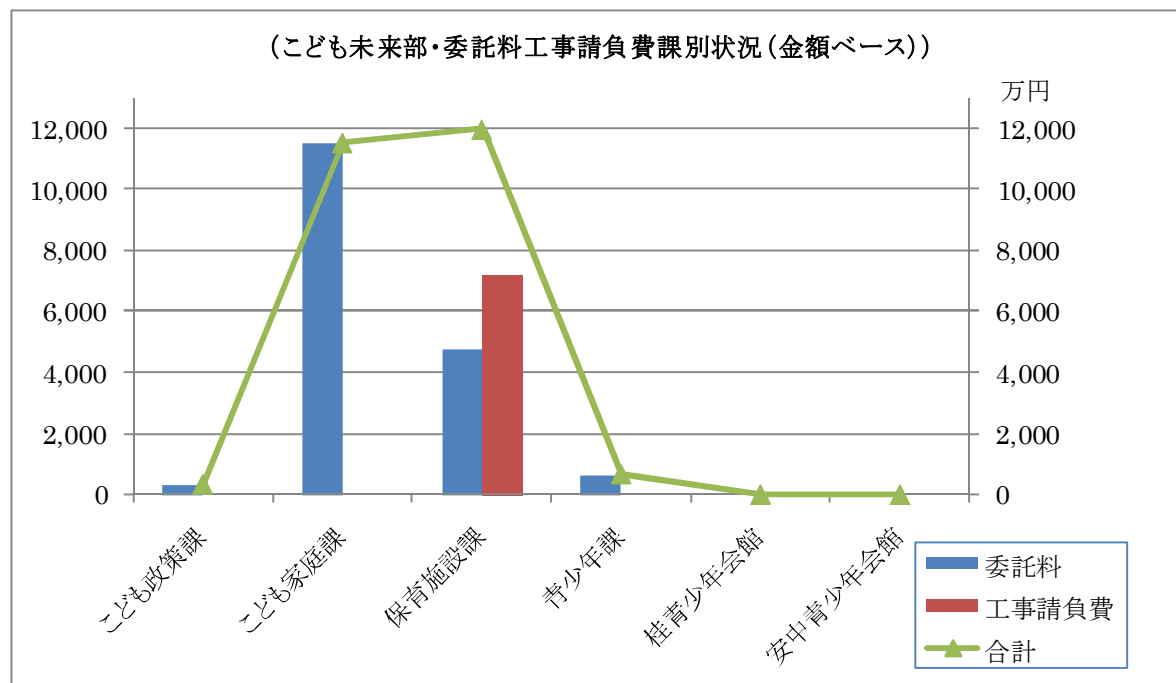
随意契約は全契約金額合計 2 億 4,479 万円のうちの 72%にあたる 1 億 7,736 万円、件数ベースでは 43 件のうち 90%にあたる 39 件が随意契約である。そのうち、21 件、1 億 1,562 万円がこども家庭課、15 件、5,270 万円が保育施設課のものである。

こども家庭課の契約は、簡易保育施設幹旋委託契約のように受託可能な簡易保育施設が限られているなどの理由から随意契約となっていることが多い。

保育施設課の契約のうち、4 件、3,261 万円が市立保育所の清掃などの管理業務を地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号により、社団法人八尾市シルバー人材センターに委託している。

(iii) 課別委託契約・工事請負契約の状況

平成 20 年度のこども未来部における委託料・工事請負費の状況は以下の通りである



こども家庭課の契約金額合計は 1 億 1,562 万円、保育施設課の契約金額合計は 1 億 1,897 万円であり、保育施設課の方が大きい。しかし保育施設課の契約のうち 2 件、6,500 万円は一般競争入札による工事請負契約である。いずれも落札率は 90%未満であり、監査上の論点

は少ないものと考えられる。また、こども政策課はこども未来部の統括部門であり、提案型プロポーザル方式の委託契約を締結している。

こども未来部の監査対象として、金額的及び質的重要性の観点からこども政策課及びこども家庭課を選定した。

（２）こども政策課・こども家庭課の概要

こども政策課は政策係とこども育成係から構成されており、子ども・青少年に関する政策の調査研究、部事務事業の企画・調整、次世代育成支援に関すること、児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当事務、ひとり親家庭医療費助成、乳幼児医療費助成を行っている。こども政策課では、後期次世代育成支援行動計画（平成 22 年度～26 年度）策定事務における、市民ニーズ調査の企画立案・実施について委託している。

こども家庭課は保育係と施設入所係と子育て総合支援ネットワークセンターから構成されており、私立保育園等運営の助成・指導、私立保育園運営費等経理事務、保育所の入所、簡易保育施設への入所斡旋、助産の実施、在宅子育て支援全般、子育て支援サービスなどの情報提供・受付け、児童虐待に関する相談・通告、子育て情報誌の発行を行っている。こども家庭課では、簡易保育施設斡旋委託業務や八尾市つどいの広場事業委託業務等、業務内容は育児にかかるものが多い。育児は専門的能力が必要とされ、業者も限られるため、全契約は随意契約により締結されている。

（３）契約別監査の結果

（い）委託契約の一覧（1 件 100 万円以上）

（こども政策課分）

番号	件 名	相 手 先	業者選定方法	契約額(千円)	落札率
1	八尾市次世代育成支援行動計画推進事業に係る業務委託契約	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(株)	随意契約 (プロポーザル 実施)	3,360	—
	業務内容	・前期計画(平成 16 年度策定)の課題や子育てに関する現状の分析 ・市民ニーズ調査の企画立案・作成・実施・回収・分析・報告書の作成 ・次世代育成支援推進委員の会議運営支援 ・その他必要とされる作業			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 業者から業務内容について提案を受けるプロポーザル方式により、八尾市次世代育成支援行動計画推進事業に係る業務委託事業者選考委員の合議により業者を選定している。			
	積算方法	予算編成時に業者から見積書を徴し、財政課と折衝の上、予算額を決定している。 予算価格を上限として、プロポーザル方式により各業者の提示した金額が契約額とな			

		っている。
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。

(こども家庭課分)

番号	件 名	相 手 先	業者選定方法	契約額(千円)	落札率
2	簡易保育施設斡旋業務委託契約	たんぽぽ共同保育所 みどり保育園 八尾木共同保育所	随意契約	単価契約 (総額 13,327) (総額 11,664) (総額 9,932)	—
	業務内容	児童福祉法第 24 条ただし書の規定に基づき、付近に保育所がない等のやむを得ない事由により、保育サービスを受けられない乳幼児に適切な保護を加えるために、保育所が充実するまでの暫定措置として、市は簡易保育施設の認定を行い当該施設へ児童の入所の斡旋を行い保育所はこれを受託する。			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 本件委託契約は、保育に欠ける乳幼児に適切な保護を加えることを目的としている。本市においては、付近の保育所が多数存在してない箇所付近(近鉄山本駅以北)に「たんぽぽ共同保育所」が、また保育のニーズの高い近鉄八尾駅以南 JR 久宝寺以北に「みどり保育園」が、同じく保育ニーズの高い JR 志紀駅付近に「八尾木共同保育所」をそれぞれ設置しており、保育事業という性質上、他の場所に存する施設では同委託契約の目的を達することが著しく困難であると認められるため。			
	積算方法	補助事業支給基準に基づいて計算をしている。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
3	ひとり親家庭保育支援事業委託契約	(社福)八尾隣保館	随意契約	単価契約 (総額 12,240)	—
	業務内容	保育に欠ける児童の福祉の向上及びその保護者の就業による自立を支援することを目的として、ひとり親世帯の児童に対し、母子生活支援施設において保育サービスを提供する。			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 本事業は、児童福祉法に規定する母子生活支援施設における保育サービスであり、他の業者での事業実施が不可能であるため。			
	積算方法	人件費については、市が保育士を加配する際の基準額をもとに算出。事業費については母子生活支援施設措置費の単価表をもとに算出している。一定の単価表をもとに積み上げ計算がなされている。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			

4	八尾市児童家庭相談システム構築業務委託契約		(株) 阪南ビジネスマン	随意契約 (提案型プロポーザル方式)	3,832	—
	業務内容	八尾市における児童虐待ケースをはじめとした児童家庭相談のデータ化を行い、相談記録の適正な管理、児童虐待通告への迅速・適切な対応、児童虐待防止及び児童家庭相談業務の効率化を目的とするシステムの構築を行なう。				
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 委託事業者の選定に関し、個人情報の適正な管理のものに子育て支援業務や児童虐待通告に関する課題を十分把握したうえで、職員が利用しやすく、日々の相談業務が効率的・効果的に行えるとともに、相談時や通告時に対象者を迅速・確実に検索・把握することができるシステムの導入を図るために、基本要件を提示し、事業者から提案を受けるプロポーザル方式にて選定を行うことが適切と考えるため。				
	積算方法	業者から徴した見積書と財政課との折衝により予算金額を算定。 予定価格を上限として、プロポーザル方式により各業者の提示した金額が契約額となっている。				
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。				
5	八尾市母子緊急一時保護事業委託契約		(社福)八尾隣保館	随意契約	2,531	—
	業務内容	(1)家庭内不和により、居住が困難なとき(2)暴力や脅迫により、居住が困難なとき(3)夫婦関係の解消により、居住が困難なとき(4)経済的困窮により、居住が困難なとき(5)立ち退き等により、居住が困難なときなどにおいて、児童の心身に好ましくない影響を与え、児童の看護の責任を十分果たせない状況にあり、かつ、法的手段を経て適切な処置をする暇がないと認められる母子について一時的に保護することによって、不測の事態を未然に防止するとともに、必要な保護、相談又は指導等を行い、母子の福祉を保障しようとするものである。				
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 市内には他に母子生活支援施設がなく、本事業を遂行できるのは上記の施設以外にないため。				
	積算方法	基本分については、大阪府の基準及び生活保護基準をもとに算出している。事業分(入所母子・世帯あたりに支給されるもの)については、従前からの単価の引き継ぎであり、詳細な根拠はわからない。				
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。				
6	八尾市子育て短期支援事業委託契約		(社福)八尾隣保館	随意契約	単価契約 (総額 2,109)	—

	業務内容	保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童福祉施設等において一定期間、養育・保護を行う。			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 短期支援を必要とする児童に対し、適切な処遇が確保されており、他の施設で実施が困難であるため。			
	積算方法	八尾市子育て短期支援事業実施要綱により算定されている。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
7	八尾市私立保育所地域子育て支援センター事業委託契約	(社福)あけぼの保育園 (社福)ふじ福祉会	随意契約	(各団体) 2,576	-
	業務内容	国の基準を満たす地域子育て支援センターとして私立保育所としては、2 園が指定されている。少子化・核家族化の社会にあつて地域全体で子育てを支援する環境を整えるため、わんぱく教室の開催や子育て相談、地域子育てサークルの支援、特別保育事業の実施など、地域の子育て家庭に対する育児支援を専門の指導者を配置して実施するもの。			
	随契事由	平成 10 年 9 月の事業開始時より、当園を含む 2 園を指定事業者としてきた。地域における子育て支援の拠点として他機関との連携を含め、今後さらなる事業の充実を図るために、引き続き指定事業者として委託契約を締結する必要があるため。			
	積算方法	国の補助金支給基準を適用し、要件を満たす指定事業者に対し 1 ヶ所当たり 2,576 千円の委託料としている。(負担は国、大阪府、市それぞれ 1/3 ずつ)			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
8	八尾市休日保育事業運営業務委託契約	(社福)八尾隣保館	随意契約	1,071	-
	業務内容	日曜・祝日等の保護者の就労により児童が保育に欠けている場合の休日保育の需要に対応するため、市内の私立保育所において休日保育を実施するもの。利用料は 1 日 2500 円(0 から 2 歳児)、1,500 円(3 から 5 歳児)。			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 平成 11 年 9 月の事業開始時より当園を指定事業者としてきた。当施設は休日保育を必要とする児童に引き続き適切な処遇がなされており、今後も引き続き指定事業者として委託契約を締結する必要があるため。			
	積算方法	国の補助金支給基準を適用し、年間延べ利用児童数が 210 人以下の場合は基本分として 630,000 円、210 人を超える場合は、超える人数の区分に応じて加算分(最高 1,575 千円)を加えた額としている。(負担は国、大阪府、市それぞれ 1/3 ずつ)			

	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
9	八尾市母子家庭等日常生活支援事業委託契約	(社)八尾市シルバー人材センター	随意契約	単価契約 (総額 3,080)	—
	業務内容	母子家庭等が、就学等の自立促進に必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助、子育てサービスが必要な場合又は、生活環境の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合にこども家庭課と連携をとり、母子家庭等に生活支援員を派遣し、必要な生活援助、子育て支援を行う。			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 3 号 当該委託業務は国・大阪府の補助金交付対象業務であり、委託料は「母子家庭等総合対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱」に準拠したものであり、競争になじまない。八尾市母子家庭等日常生活支援事業実施要綱第 2 条には「事業の一部を公共的団体等に委託することができる」と規定している。 委託先の社団法人八尾市シルバー人材センターは、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として 2,000 名あまりの会員規模で運営されている地域の法人団体である。日ごろから健全な事業運営に努めており研修制度も充実している。本市での実績もあり、緊急かつ多様な支援内容や、公益性、プライバシーの保護など本事業の目的や趣旨についてもよく理解し、円滑に事業が遂行できるものとするため。			
	積算方法	国の補助事業であるので、国庫補助基準額に基づく積み上げ計算が行なわれている。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
10	八尾市つどいの広場事業委託契約	みのりの会 特定非営利活動法人 KARALIN しゃぼん玉幼児教室 たこちっち	随意契約	(各団体) 3,759	—
	業務内容	子育ての負担感を軽減するため、乳幼児(概ね 0 から 3 歳)及びその保護者が気軽につどい、交流し、子育ての楽しみを共有できる場としてつどいの広場を設け、子育てに関する相談その他の子育て支援に係る以下の事業を行う。 ・乳幼児及びその保護者が身近なところで気軽につどい、互いに交流できる場所を、週 3 回以上かつ 1 日 5 時間以上設置し、交流の促進をはかる取り組みを実施する。 ・子育てに関する相談、援助を行う。 ・地域における子育て関連情報を提供する。 ・子育て及び子育て支援に関する講習等を、月 1 回以上実施する。			

	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 つどいの広場については平成 18 年度から順次、選考委員会を開催して決定したところである。地域子育て支援事業の拠点であり、事業の内容等から他の場所で開催することが困難であると判断されるため。			
	積算方法	八尾市つどいの広場設置運営要綱に定めた金額により算出。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
11	八尾市つどいの広場事業 委託契約	特定非営利活動法人 ハートフレンド	随意契約	3,235	—
	業務内容	子育ての負担感を軽減するため、乳幼児(概ね 0 から 3 歳)及びその保護者が気軽に つどい、交流し、子育ての楽しみを共有できる場としてつどいの広場を設け、子育てに 関する相談その他の子育て支援に係る以下の事業を行う。 ・乳幼児及びその保護者が身近なところで気軽に つどい、互いに交流できる場所を、 週 3 回以上かつ 1 日 5 時間以上設置し、交流の促進をはかる取り組みを実施する。 ・子育てに関する相談、援助を行う。 ・地域における子育て関連情報を提供する。 ・子育て及び子育て支援に関する講習等を、月 1 回以上実施する。			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 つどいの広場については、平成 20 年度から順次、選考委員会を開催して決定したところであり、事業の内容等から他の場所で開催することが困難であると判断されるため。			
	積算方法	八尾市つどいの広場設置運営要綱に定めた金額により算出。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
12	八尾市つどいの広場事業 委託契約	あ〜いあいひろば こっこさん	随意契約	(各団体) 1,669	—
	業務内容	子育ての負担感を軽減するため、乳幼児(概ね 0 から 3 歳)及びその保護者が気軽に つどい、交流し、子育ての楽しみを共有できる場としてつどいの広場を設け、子育てに 関する相談その他の子育て支援に係る以下の事業を行う。 ・乳幼児及びその保護者が身近なところで気軽に つどい、互いに交流できる場所を、 週 3 回以上かつ 1 日 5 時間以上設置し、交流の促進をはかる取り組みを実施する。 ・子育てに関する相談、援助を行う。 ・地域における子育て関連情報を提供する。 ・子育て及び子育て支援に関する講習等を、月 1 回以上実施する。			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 つどいの広場については平成 18 年度から順次、選考委員会を開催して決定したところである。地域子育て支援事業の拠点であり、事業の内容等から他の場所で開催することが困難であると判断されるため。			

		ろであり、事業の内容等から他の場所で開催することが困難であると判断されるため。			
	積算方法	八尾市つどいの広場設置運営要綱に定めた金額により算出。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
13	病児・病後児保育事業委託契約	① (医)徳州会 八尾 徳州会総合病院 ② (社福) 厚生博愛 会 マリア保育園	随意契約	① 9,906 ② 6,790	—
	業務内容	保育所に通所中の児童等が病気回復期、または病気回復期には至らないが、当面症状の急変が認められない状態にあり、集団保育の困難な期間、保護者が勤務等の都合により休暇制度を活用して自宅で看護することが困難な場合に、保護者に代わって専用スペースにて看護婦・保育士等が一時的に当該児童を保育及び看護をする。			
	随契事由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 病児・病後児保育を必要とする児童に対し、適切な処遇が確保されており、他の施設で、実施が極めて困難であるため。			
	積算方法	国の病児・病後児保育実施要綱に基づき、配置人員が定められ、補助金交付要綱に基づく補助基本額を国・府・市がそれぞれ3分の1負担することになっている。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
14	やおファミリー・サポート・センター事業運営業務委託契約	(社福)八尾市社会福祉協議会	随意契約	12,378	—
	業務内容	育児の援助を行う者(希望者でセンターの養成講座修了した者)と援助を受けたい者を会員とする育児についての相互援助活動を組織化することにより、地域における仕事と家庭の両立支援及び子育て支援の拠点となるファミリー・サポートセンター事業を行う。(平成21年3月31日現在の会員数1,091名)			
	随契事由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 地域における相互援助活動という性質上、競争入札になじまないため。			
	積算方法	事業報告書、収支決算書に基づき、事後精算される。人件費は社会福祉協議会の勤続年数別平均給与単価、それ以外は、実績から積算される。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			

(ii) 指摘事項及び意見

・簡易保育施設幹旋業務委託契約(表中2)について(意見)

当該事業は昭和53年度より表中の3施設に対し、委託している。

委託に当たっては、認定審査会における認定が必要であるが、昭和63年度以降は変更事項がないとのことで、開催されていない。地理的要件及び事業の性質から競争に不適合であるとして、当該3施設と随意契約するものとしている。しかし、必ずしも当該3施設以外実施可能

な業者が存在しないとは言えない。

もっとも実際には市は府と共同で毎年市内の施設を訪問しており、キャパシティ面・質の面も含めて当該３業者が適格な業者であることを確認している。随意契約理由の記載に当たっては、地理的条件のみを記載するのではなく、サービスの質の観点及びキャパシティの観点も含めて検討していることを記述することが望ましい。

・八尾市子育て短期支援事業委託契約（表中 6）について（意見）

随意契約理由について、「適切な処遇が確保されており、他の施設では実施が困難である」とあるが、適切な処遇が確保されていることを随意契約理由にするならば、新規施設の参入の余地はないことになる。随意契約理由の明確化を図る観点から、当該事業は国庫補助事業であり、「児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等住民に身近であって、適切に保護することができる施設（「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」 1(4)②）」という補助に当たっての施設要件に照らして適切な施設が他にないため等を明記するべきであると考ええる。

・八尾市私立保育所地域子育て支援センター事業委託契約（表中 7）について（意見）

事業開始当初から継続的に当園と委託契約を締結していることが随契理由となっているが、理由にならない。

当園が最も適格性のある事業者かどうか明確でない。適格性チェックを毎年度実施し、随契理由を明確化する必要がある。

・八尾市つどいの広場事業委託契約（表中 10～12）について（意見）

収支決算報告書について、新規の委託先については領収書等の証憑類の提出を求めているが、人件費部分及び従来からの委託先に関しては証憑類の添付を求めているため、収支決算報告書の妥当性を検証できない。人件費及び物件費においてもすべての委託先から領収証の添付を求めるなどして、委託料の妥当性を検証すべきである。

・病児・病後児保育事業委託契約（表中 13）について（意見）

特にマリア保育園は立地条件が悪く、利用者が少ない。（年間延べ利用日数は、平成 19 年度 53 日、平成 20 年度 88 日）と月平均 4 名～6 名程度と極めて利用度が低い。

平成 21 年から国から市へ補助金が定額から利用者数に応じた交付に変更されている。総価契約ではなく、単価契約が馴染むのではないかと考える。

国の病児・病後児保育実施要綱に基づき、配置人員が定められ、その配置等に従い補助金交付要綱に基づく補助基本額が決められるため委託額は市にとって明らかである。だとすれば、効率性・経済性・有効性の観点から事業の存廃を検討すべきである。

・やおファミリー・サポート・センター事業運営業務委託契約（表中 14）について（意見）

当該会員間のコーディネート業務が主であり、コーディネート業務自体は社会福祉協議会以外の NPO 団体等でも行う余地がある。平成 21 年 3 月末時点で 1,091 名の会員が存在し、

7,590 件のコーディネート件数に対応できるキャパシティ・ネットワークを持った八尾市内の団体は社会福祉協議会をおいて他にない旨記載するなど、随意契約理由の明確化をはかるべきである。

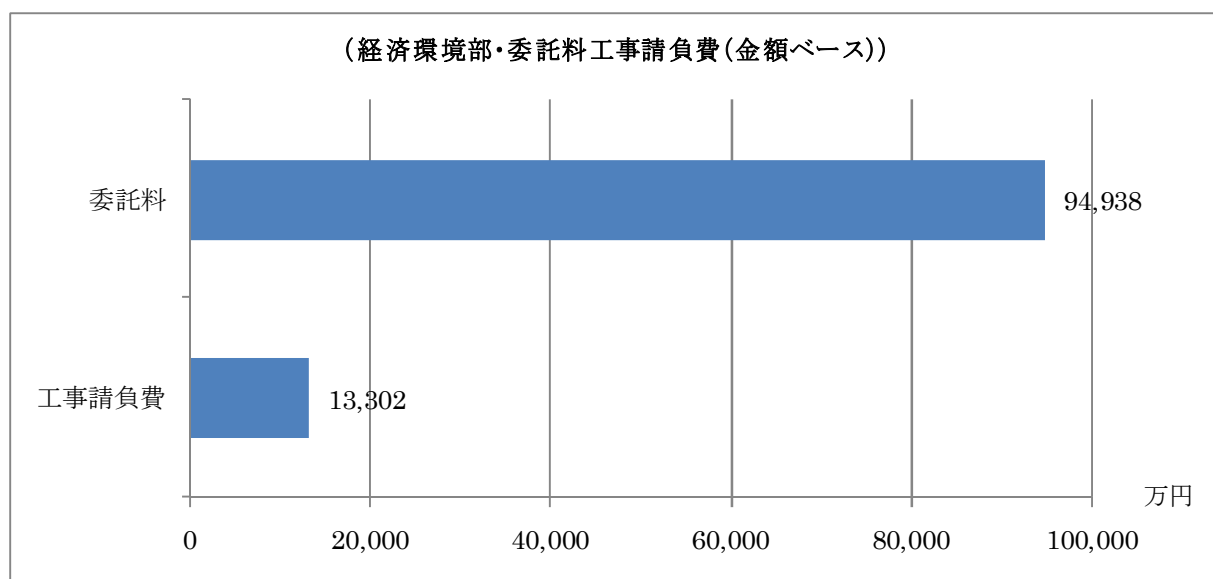
6. 経済環境部環境施設課

(1) 経済環境部の概要

当部は産業政策課、環境保全課、資源循環課、環境事業課、環境施設課から構成されており、それぞれの課は商工・農林・消費生活及び労働振興・生活環境の保全・清掃事業・公害対策に関する業務を行っている。

(i) 委託契約及び工事請負契約の状況

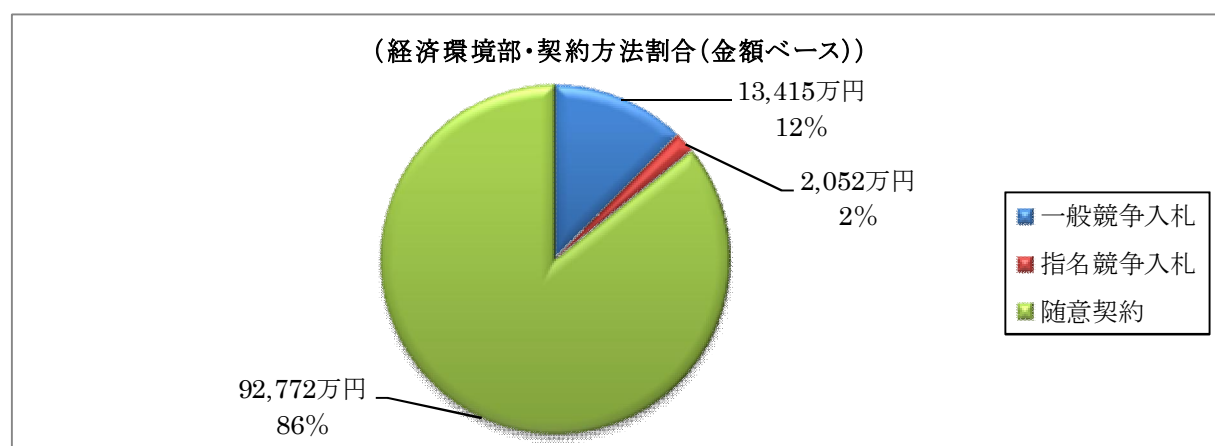
当部における、平成 20 年度の委託契約及び工事請負契約の状況は以下の通りである。

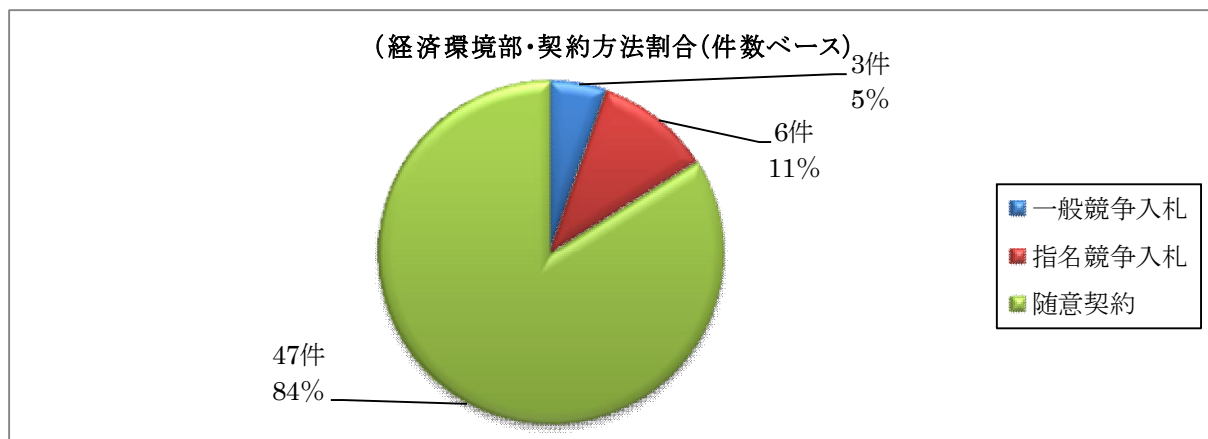


平成 20 年度における 100 万円以上の委託契約の合計は 9 億 4,938 万円であり、工事請負契約は 1 億 3,302 万円で、ソフト事務事業が多いことから委託契約の割合が高くなっている。

(ii) 契約方法・件数・金額の状況

委託契約・工事請負契約を合算した契約方法割合の金額ベース及び件数ベースの状況は以下の通りである。

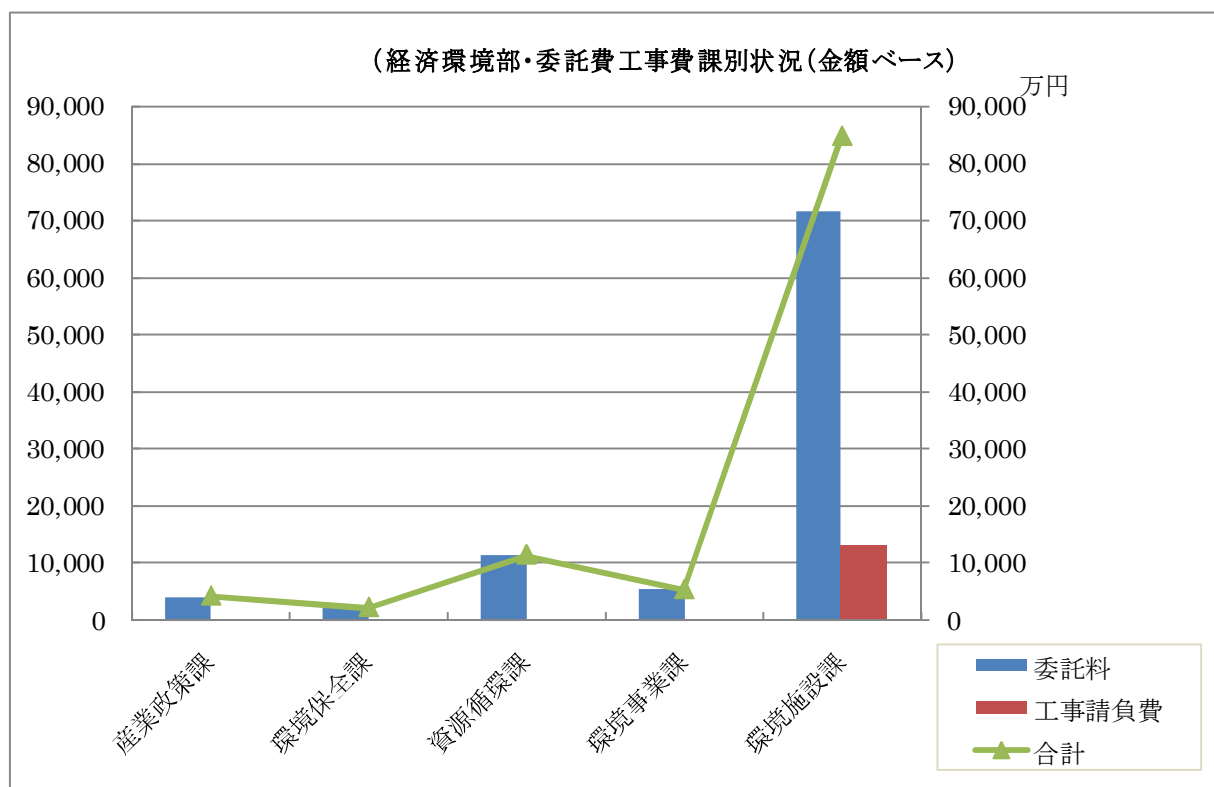




金額ベースでは 86%、件数ベースでは 84%と随意契約が多く占めていることがわかる。

(iii) 課別委託契約・工事請負契約の状況

委託契約・工事請負契約の各課の状況は以下の通りである。



環境施設課における委託料・工事請負費の合計は 8 億 4,828 万円であり、当部において金額的重要性が高いといえる。よって、経済環境部の監査対象として、環境施設課を選定した。

（２）環境施設課の概要

当課は環境衛生施設（墓地、斎場、納骨堂、衛生処理場、市内４ヶ所公衆トイレ）、ごみ処理施設（リサイクルセンター、一般廃棄物最終処分場）の管理運営を担当している。

環境施設課の特徴は、運営管理の対象施設の特殊性が高いことが挙げられる。施設の専門性、施設の稼働を停止できないという特殊性に起因し、随意契約が選択される傾向がある。

（３）契約別監査の結果

（い）委託契約の一覧（１件 100 万円以上）

番号	件 名	相 手 先	業者選定方法	契約額(千円)	落札率
1	八尾市立斎場火葬炉設備 運転管理及び火葬炉設備 保守点検業務委託契約	高砂炉材工業(株)	随意契約	15,976	—
	業務内容	八尾市立斎場火葬炉設備運転管理及び火葬炉設備保守点検業務。 ・火葬炉設備、炉付帯設備の運転、監視、維持、保守業務 ・動物露の運転、監視、維持、保守、清掃業務 ・飛灰の処理業務 ・各種炉設備の作動状況、機能の日常点検 ・各種計装機器類の点検調整、校正、指示値の確認 ・炉設備関係の軽易な補修及び補修計画における関連会社との連絡調整 ・運転管理日報の作成 ・炉設備関係の消耗品の保管と在庫管理 ・中央制御室・作業室の清掃 ・残骨灰の運搬・処理業務			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 日常の火葬業務において、運転停止・中断等は絶対に避けなければならないものであるため、習熟した技術が必要である。また、最近の火葬場は最新の技術が盛り込まれており、設置機器類については、最先端で高度化されており故障等が発生した際に早急な対応ができ、且つ補修の技術や交換部品の迅速な対応ができることが必要である。よって、設備に習熟し、滞りなく業務を実施できる者と随意契約を締結するもの。			
	積算方法	委託業者作成による見積により決定している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
2	八尾市立久宝寺墓地管理	久宝寺墓地管理委員	随意契約	1,380	—

	及び清掃業務委託契約		会			
	業務内容	八尾市立久宝寺墓地の管理及び清掃業務。 ・管理日:毎週 6 日間(但し、年始(1 月 1 日から 1 月 6 日)は除く ・管理時間:1 日実働 5 時間 ・業務内容 納骨を行うものから埋火葬許可証・改葬許可証・分骨証明書のいずれかを受理し保管 墓石の建立等を行う物に対し、墳墓工作許可書の呈示を求め、施工の管理を行う 墓地内の巡視 供花等のごみは最低 1 日 1 回ゴミ箱に片付け。通路等の清掃を行い環境整備を行う 墓石の倒壊、不審者等の異常を発見した場合は、直ちに環境施設課に連絡等				
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 ・八尾市に移管するまでは部落有の共同墓地として地元が管理していたから。 ・昭和 63 年 3 月 30 日付にて地元墓地使用者による久宝寺墓地管理委員会が発足したから。 ・墓地使用者による管理のため、祖先崇拜のもとに墓地の清潔に努めているから。				
	積算方法	前事業年度の実績に基づき決定している。				
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。				
	八尾市立西郡新墓地管理及び清掃業務委託契約		八尾市人権かつら地域協議会	随意契約	1,344	—
3	業務内容	八尾市立西郡新墓地の管理及び清掃業務。 ・管理日:毎週 6 日間(但し、年始(1 月 1 日から 1 月 6 日)は除く) ・管理時間:1 日実働 5 時間 ・業務内容 納骨を行うものから埋火葬許可証・改葬許可証・分骨証明書のいずれかを受理し保管 墓石の建立等を行う者に対し、墳墓工作許可書の呈示を求め、施工の管理を行う 墓地内の巡視 供花等のごみは最低 1 日 1 回ゴミ箱に片付け。通路等の清掃を行い環境整備を行う 墓石の倒壊、不審者等の異常を発見した場合は、直ちに環境施設課に連絡等				
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 墓地使用者は地元居住者及び元居住者であることから、使用者の共有意識による墓地の管理意識の維持のため、地元の団体である地域協議会に委託するもの。墓地使用者を含む地元管理のため、祖先崇拜のもと墓地の清潔に努めることが大いに期待				

		できるため。			
	積算方法	前事業年度の実績に基づき決定している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
4	八尾市立安中墓地管理及び清掃業務委託契約	安中地区墓地使用者組合	随意契約	1,344	—
	業務内容	八尾市立安中墓地の管理及び清掃業務。 ・管理日:毎週 6 日間(但し、年始(1 月 1 日から 1 月 6 日)は除く) ・管理時間:1 日実働 5 時間 ・業務内容 納骨を行うものから埋火葬許可証・改葬許可証・分骨証明書のいずれかを受理し保管 墓石の建立等を行う者に対し、墳墓工作許可書の呈示を求め、施工の管理を行う 墓地内の巡視 供花等のごみは最低 1 日 1 回ゴミ箱に片付け。通路等の清掃を行い環境整備を行う 墓石の倒壊、不審者等の異常を発見した場合は、直ちに環境施設課に連絡等			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 墓地使用者は地元居住者及び元居住者であることから、使用者の共有意識による墓地の管理意識の維持のため、地元の団体である地域協議会に委託するもの。また、墓地使用者を含む地元管理のため、先祖崇拝のもと墓地を清潔に努めることが大いに期待できるため。			
	積算方法	前事業年度の実績に基づき決定している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
5	八尾市立龍華墓地管理及び清掃業務委託契約	(社)八尾市シルバー人材センター	随意契約	1,247	—
	業務内容	八尾市立龍華墓地の管理及び清掃業務。			
	随契事由	地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 3 号 八尾市シルバー人材センターからの役務の提供を受ける業務であるため。			
	積算方法	委託業者作成による見積により決定している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
6	八尾市立斎場自動扉開閉装置保守点検業務委託契約	ナブコドア(株)	随意契約	1,014	—
	業務内容	八尾市立斎場自動扉開閉装置の保守点検業務。 ・定期保守点検内容			

	ドアーエンジン装置各部の点検及び調整 ドアーエンジン開閉速度、クッション作動の異常有無の点検及び調整 ドアーエンジン装置の電気回路の異常有無の点検及び調整 オイル洩れ、エア－洩れの有無の点検及び調整 オイル不足、潤滑油不足の有無の点検及び補充 ドアーが当たっていないか、擦れていないか点検整備 消耗度の甚だしい部品はないか点検及び取替 その他の点検及び調整 ・定期点検回数 4ヶ月に1回、年3回点検若しくは6ヶ月に1回、年2回点検				
	随契事由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 当設備の適切な保守点検による安全性、機器の耐用年数の保持、故障時の迅速な対応など、特に火葬炉の自動扉による火葬業務の支障をきたさない対応が必要となるため設置メーカーと契約を締結するもの。			
	積算方法	委託業者作成による見積により決定している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
7	八尾市立斎場清掃業務委託契約	㈱双葉	随意契約	2,654	—
	業務内容	八尾市立斎場の清掃業務。 ・清掃作業日:1月1日以外の毎日 ・作業時間:8:00～16:00(責任者が1名以上常駐) ・業務内容 各清掃場所(床面、机上等)より集めた塵芥は施設内のごみ置場へ集積し、清潔に保つ			
	随契事由	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号 契約検査課において平成20年度(平成20年8月1日)から平成21年度(平成22年3月31日)における長期契約の入札を行ったが、予定価格内での落札者がなかったため随意契約とするもの。			
	積算方法	契約検査課により決定			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
8	八尾市立斎場清掃業務委託契約	㈱双葉	随意契約	1,413	—
	業務内容	八尾市立斎場の清掃業務。 ・清掃作業日:1月1日以外の毎日			

		・作業時間:8:00～16:00(責任者が1名以上常駐) ・業務内容 各清掃場所(床面、机上等)より集めた塵芥は施設内のごみ置場へ集積し、清潔に保つ			
	随契事由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 平成20年度において入札を行い落札業者と8月1日より契約を締結するため、4月1日から7月31日までは平成19年度契約業者と契約を締結するもの。			
	積算方法	委託業者作成による見積により決定している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
9	八尾市廃棄物処理センター・リサイクルプラザ運転管理業務委託契約	(株)日星機械製作所	随意契約	6,092	—
	業務内容	新廃棄物処理センターの一部が稼動するまでの期間に渡る、旧八尾市廃棄物処理センター・リサイクルプラザにおける運転管理業務。			
	随契事由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 リサイクルプラザの運転管理業務は、設備の点検及び軽微な修繕を自社で実施することが必要不可欠であるが、同業者は長年当該業務を遂行し業務を熟知しており、点検及び軽微な修繕を行うことが可能であるため。			
	積算方法	前事業年度の実績に基づき算出している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
10	旧八尾市廃棄物処理センター・廃棄物破砕工場運転管理業務委託契約	宏和興業(株)	随意契約	5,313	—
	業務内容	新廃棄物処理センターの一部が稼動するまでの期間に渡る、旧八尾市廃棄物処理センター・破砕工場における運転管理業務。			
	随契事由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 破砕工場の運転管理業務については、破砕機本体を含め付帯設備等の点検及び容易な修繕を自社で行えることが必要不可欠であるが、同業者は竣工以来現在まで運転業務を遂行しており、当該施設の設備全体を把握しているため、点検及び容易な修繕を行うことができ、運転管理業務についても熟知しているため。			
	積算方法	前事業年度の実績に基づき算出している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
11	ガラスびん選別時残渣再資源化処理業務委託契約	藤野興業(株)	随意契約	7,122	—

	業務内容	リサイクルに伴うガラス瓶の選別時残渣の処理。 八尾市廃棄物処理センターにて資源ごみからガラスびんを選別したときに生じる残渣の再資源化処理業務。			
	随契事由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 同業者は、日本容器包装リサイクル協会に登録している再商品化事業者であり、八尾市廃棄物処理センターに保管されている分別基準適合物の再商品化業務を実施しているため、同業者に委託することにより選別時に生じる残渣のリサイクル化が図れ、引き取りにかかる経費の節減が見込まれるため。			
	積算方法	前事業年度の実績に基づき算出している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
12	八尾市廃棄物処理センターに係る中身(ガス等)の残る簡易ガスボンベ・スプレー缶の処分及び再資源化業務委託契約	(株)クリーンステージ	随意契約	1,341	—
	業務内容	八尾市廃棄物処理センターの中身の残る簡易ガスボンベ・スプレー缶を処分し再資源化する業務。			
	随契事由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 同業者は、近畿圏内で唯一KKサーモセレクトガス化改質方式のガス溶解施設を保有しており、本件業務について通常再資源化が困難な廃棄物をダイオキシン類などを発生させることなく、清浄度の高い可燃性ガスに変換することが可能であるため。			
	積算方法	前事業年度の実績に基づき算出している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
13	八尾市立リサイクルセンター学習プラザに係る環境ロボット製造請負業務委託契約	マテック八尾 ロボット分科会	随意契約	2,886	—
	業務内容	新設する八尾市立リサイクルセンター学習プラザに環境学習の象徴的性格をもつものとして設置する環境ロボットの製造請負業務。			
	随契事由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ロボット製造に関して特殊な技術、経験、機器及び設備を有していると共に、八尾市中小企業サポートセンターがマテック八尾の顧問として関わるなど、市及び市の教育委員会と協働関係にある。また、契約が若者に製造業の技術や魅力を伝承し、地場産業を育成していく活動を推奨するという性質の契約であるため。			

	積算方法	前事業年度の実績に基づき算出している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
14	八尾市廃棄物処理センター建替工事(2期)に係る環境調査業務委託契約	(財)関西環境管理技術センター	随意契約	5,407	—
	業務内容	八尾市廃棄物処理センターは八尾市の埋立処分地の跡地であったことから建替工事(2期)にあたり、新たな埋設物が確認されることも考えられ、事前の安全に配慮することの方針から安全性の確認を行い、建替工事が安全に遂行されることを目的とし、埋設物のほか悪臭及び湧水の調査を行うもの。			
	随契事由	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 1期工事の環境調査業務を同業者が実施しており、同業者に依頼することで業務の円滑な遂行が可能であるため。			
	積算方法	前事業年度の実績に基づき算出している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
15	八尾市廃棄物処理センター試運転に伴う警備誘導業務委託契約	不動警備(株)	随意契約	1,512	—
	業務内容	八尾市廃棄物処理センターの試運転に伴う車両の場内誘導及び出入口付近の通行者・自転車・自動車の整理業務			
	随契事由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 廃棄物処理センター建替工事に係る警備業務及び廃棄物処理センター建替工事に係る塵芥車(場外)の誘導業務を同業者が既に実施しており、本件業務についても同業者に委託することにより、他社が委託することに比べ現地での指揮命令系統の一本化が図られ、臨機対応が柔軟に実施できるため。			
	積算方法	前事業年度の実績に基づき算出している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
16	し尿汲取及び手数料徴収業務委託契約	(財)八尾市清協公社	随意契約	589,120	—
	業務内容	し尿の汲み取り及び料金の収受業務			
	随契事由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 八尾市が100%出資している外郭団体との間で契約を締結するもの。			
	積算方法	前事業年度の実績に基づき算出している。			
	実績チェック	完了報告書は入手されていない。 外郭団体であるため、委託金額と当該団体の決算書における金額が一致しているか			

		確認している。			
17	八尾市一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設運転管理業務委託契約	クボタ環境サービス(株) 大阪支社	随意契約	2,133	—
	業務内容	八尾市一般廃棄物最終処分場における、浸出水処理施設の運転管理業務・水質管理業務。			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 当該施設は周辺環境の保全と公害防止を最優先に考えた最新式の管理型処分施設であるが、当該施設の運営管理は高度な技術を要する。同業者は当該施設の施行を担当した業者であり、同業者もしくはこれとノウハウを共有する業者以外では、当該施設の運営管理・故障などに対応できないため。			
	積算方法	前事業年度の実績に基づき算出している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
18	八尾市一般廃棄物最終処分場水質測定業務及び八尾市上尾町処分地環境モニタリング調査業務委託契約	帝人エコ・サイエンス(株) 関西事業所	指名競争入札	1,512	非公表
	業務内容	八尾市一般廃棄物最終処分場の水質測定業務及び八尾市上尾町処分地の環境モニタリング調査業務。			
	積算方法	前事業年度の実績に基づき算出している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
19	八尾市公衆トイレ(JR久宝寺駅前・JR八尾駅前・常光寺前)清掃業務委託契約	(社)八尾市シルバー人材センター	随意契約	1,454	—
	業務内容	八尾市公衆トイレ(JR 久宝寺駅前・JR 八尾駅前・常光寺前)の清掃業務			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号 八尾市シルバー人材センターからの役務の提供を受ける業務であるため。			
	積算方法	委託業者作成による見積により決定している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
20	JR久宝寺駅前公衆トイレ機械化警備及びシャッター開閉業務委託契約	新日本機動警備(株)	随意契約	1,260	—

	業務内容	JR 久宝寺駅前公衆トイレの機械化警備及びシャッターの開閉業務			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 隣接自転車駐車場と同一業者に警備を委託することが合理的かつ経済的と考えて進めていたが、その業者が辞退したため、本市で警備委託業務の実績を有し、業務成績の良好な業者に委託するもの。			
	積算方法	委託業者作成による見積により決定している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
21	近鉄八尾駅高架下公衆便 所清掃業務委託契約	近鉄ビルサービス(株)	随意契約	2,016	—
	業務内容	近鉄八尾駅高架下公衆トイレの日常清掃業務・定期清掃業務・ごみ処理等の清掃業務。			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 ・公衆便所の隣に同社の管理センター(24 時間対応)があり、便所使用の際のトラブルに敏速に対応できる。 ・ペントモール八尾及びペントプラザ等の清掃を同社が一括して請け負っているため、他社より安価である。 ・同社は、防災設備も兼ねている。 ・過去の営業実績が優秀である。			
	積算方法	委託業者作成による見積により決定している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
22	八尾市立衛生処理場コンピュータシステム点検業務 委託契約	横河フィールドエンジニアリングサービス(株)関西サービスセンター	随意契約	5,565	—
	業務内容	八尾市立衛生処理場に放流水質の質の確保と処理の効率化・省力化を目的として、更新竣工(平成 7 年 3 月竣工)後導入したコンピュータシステムについて、故障や誤作動を未然に防止するための、コンピュータシステム及び同計装品の点検業務。			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 当処理場のコンピュータシステムは、同業者が設計施工した機器であるため、その保守点検について同業者の保守サービス会社でしか実施できないため。			
	積算方法	前事業年度の実績に基づき算出している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
23	八尾市立衛生処理場プラント改修及び配管切替設計業務委託契約	(株)環境技術研究所	随意契約	2,079	—

	業務内容	八尾市衛生処理場のプラントの一部である焼却炉及びエアレーターの改修と、処理効率向上及びランニングコストの削減の観点からプラント配管の改修工事に係る維持補修整備計画書の作成及び維持補修工事実施設計の業務。			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 し尿処理プラントのコンサル実績のある業者 4 者に見積もりを依頼し、3 者の見積り金額の一番低かった業者と契約を締結するもの(1 者は見積もり提出を辞退)。			
	積算方法	前事業年度の実績に基づき算出している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
24	八尾市立衛生処理場フィールド計器点検業務委託契約	横河フィールドエンジニアリングサービス(株)関西サービスセンター	随意契約	2,478	—
	業務内容	八尾市衛生処理場では、放流水質の向上と処理の効率化・省力化を目的として、設備の稼働をコンピューターで管理している。設備の稼働のためには、コンピューターに接続するフィールド計器類が正常に作動する必要がある。当該フィールド計器の定期点検業務。			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 フィールド計器類はメーカー独自の製品であるため、適切な運営管理を遂行するための保守点検及び修繕についてはメーカーの点検サービス部でしか対応できないため。			
	積算方法	前事業年度の実績に基づき算出している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
25	八尾市立衛生処理場水質関係及び大気関係・作業環境ダイオキシン類関係測定分析業務委託契約	財関西環境管理技術センター	随意契約	2,730	—
	業務内容	八尾市立衛生処理場にかかる水質関係・大気関係・作業環境ダイオキシン類関係の測定分析業務。			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び 8 号 当該業務に関して平成 20 年 4 月 16 日に指名競争入札を実施したが、落札者がなく入札は不調に終わった。ついては、基準を満たす登録業者は入札参加業者以外になく、また当業務に係る第 1 回目の放流水の採水日が迫っており、契約を急ぐ必要があるため随意契約を締結するもの。			
	積算方法	前事業年度の実績に基づき算出している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			

26	八尾市立衛生処理場運転管理業務委託契約		住重環境エンジニアリング(株)	随意契約	43,816	—
	業務内容	八尾市立衛生処理場の運転管理業務。具体的内容は以下のとおりである。 ・施設運営に必要な有資格者の配置 ・し尿及び浄化槽汚泥を処理すること ・余剰汚泥を引き抜き、脱水処理すること ・脱水汚泥及びしさを焼却すること ・施設運転・調整及び点検整備すること ・故障発生時はすみやかに点検を行い、適切な処置をとること ・場内機器に防錆を目的とした塗装をすること ・処理場及び居室などの施設を清潔に保つこと ・消耗品を管理すること ・関係省庁への提出書類等の作成の助勢をすること ・緊急時の対応の実施 ・臨機の対応の実施				
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 当処理場施設は、高度な公害防止技術を取り入れた高負荷脱窒素処理及び高度処理方式を採用しており、し尿処理の効率化を図ってきた。また、当処理施設の運転管理については、コンピューターによる運転管理システムを導入している関係で、施設の運転管理には高度な知識と細心の注意が必要である。他の機器類についても高度化されているため故障等の際に敏速に対応できる技術を要する必要がある。よって、今日まで何ら問題なく高度な技術力・判断力で業務を遂行し、安定的に施設管理業務を実施している実績のある当業者と契約を締結するもの。				
	積算方法	委託業者作成による見積により決定している。				
	実績チェック	業務完了届の入手。				
27	八尾市立衛生処理場一般廃棄物(汚泥)処理業務委託契約		八光興業(株)	随意契約	5,040	—
	業務内容	八尾市衛生処理場のし尿貯留槽・し尿浄化槽汚泥貯留槽及び調整槽中に沈殿堆積した汚泥等を清掃・収集・運搬する業務。				
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 当処理場の業務は、日々収集するし尿及びし尿浄化槽汚泥を衛生的に処理するものであり、長時間に渡り運転を停止できないため、作業日は 1 日のみで日曜日実施と限定している。よって、迅速な作業が必要となり、豊富な器材と人材を有する必要がある。				

		り、当初から今日に至るまで何ら問題なく業務を遂行し、安定的・適切な処理実績のある者と契約するもの。
	積算方法	委託業者作成による見積により決定している。
	実績チェック	業務完了届の入手。

(ii) 指摘事項及び意見（委託契約）

・委託契約全般について（意見）

予算の積算について、業者の見積書や過去の実績を参考に予算を積算している契約が多かった。また、表中 25 の契約に関しては、予算の積算根拠自体が不明となっていた。

当課における委託業務は前述のとおり、特殊性が高いことに起因して随意契約によって契約を締結していることが多い。このような状況のなかで、市側として業務に関してどれくらいの費用が必要となるかを示す予算の積算が実施されないと、契約金額が多額になってしまう可能性がある。また、予算を厳密に積算することで、業者の見積書の妥当性の検証に資することも可能であると考ええる。

よって、予算に関して根拠資料を基礎として、積算の方法により算出する必要があると考える。

・JR久宝寺駅前公衆トイレ機械化警備及びシャッター開閉業務委託契約（表中 20）について（意見）

表中 20 の契約は平成 18 年度から継続して同業者と随意契約を締結している。平成 18 年度においては、選定した業者の辞退により急遽業者選定を実施する必要があったため、随意契約にする合理的理由があったと考えられるが、当該事業については特段に専門性のある業務ではないため、平成 20 年度において随意契約を締結する合理的理由はないと考えられる。

・八尾市廃棄物処理センター・リサイクルプラザ運転管理業務委託契約、旧八尾市廃棄物処理センター・廃棄物破碎工場運転管理業務委託契約（表中 9、10）について（意見）

表中 9、10 の契約について、業務仕様書では業務予定表の提出が記載されているが、当該業務予定表の入手及び検証が形骸化している。業務予定表は本来、業務計画を市側が把握し管理するものであるが、業務予定表を入手し内容を検証する行為が実施されていなかった。

今後、業務予定表を入手し内容を事前に検証するとともに、当該業務予定表に基づき業務が遅滞なく遂行されているか検証する必要がある。

・八尾市廃棄物処理センター試運転に伴う警備誘導業務委託契約、八尾市一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設運転管理業務委託契約（表中 15、17）について（意見）

表中 15、17 の契約は見積書を基に契約しているため、当該見積書に記載された日数について業務を実施しているか確認する必要がある。この点、当該施設には市役所職員が勤

務しているため予定日数を勤務していない場合はすぐに判明する体制であるとのことであるが、市側への報告形式を工夫するなどして、契約の根拠となる予定日数が消化されているか否かを客観的に残す必要があると考える。

・八尾市立衛生処理場運転管理業務委託契約（表中 26）について（意見）

表中 26 の契約は金額の大きな委託契約であるため、毎月の支出に当たっての実績確認は重要であると考え。衛生処理場の運転管理業務は専門性の高い業務であるため、市側で業者が実施する業務の詳細な実績を確認することまでは難しいと考えるが、一定レベルでの実績確認は必要であると考え。

・八尾市立衛生処理場一般廃棄物（汚泥）処理業務委託契約（表中 27）について（意見）

表中 27 の契約は単価契約をしている。実績数量の確認については、市職員が立会い目視しているが、単価契約の場合において数量の実績確認は業者の架空請求等を防止する観点から重要であるので、客観的な検証資料を残しておくよう事務改善が図られなければならない。

（iii）工事請負契約の一覧（1 件 100 万円以上）

番号	件 名	相 手 先	業者選定方法	契約額(千円)	落札率
1	八尾市廃棄物処理センター 一建替追加工事	極東開発工業(株)	随意契約	84,588	85.9%
	工事内容	八尾市廃棄物処理センターの建替工事			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号 同センター建替工事(28 億 3,500 万円)の追加工事のため進行管理や建設機材、作業員などの点で同一業者にした方が有利であるため。			
	積算方法	国土交通省の積算基準に基づき、設計数量×標準単価で積算している。また、諸経費に関しては廃棄物処理施設整備実務必携に基づき積算している。			
	実績チェック	成果物確認後、工事竣工検査調査及び工事成績報告書により実績チェックを行う。			
2	八尾市廃棄物処理センター 一収集袋切替コンベア増 設工事	極東開発工業(株)	随意契約	13,125	84.6%
	工事内容	八尾市廃棄物処理センター内の収集袋切替コンベアの増設工事 (ペットボトル指定収集袋を残渣として処理するライン及び容器包装プラスチックラインの両方への搬送を可能とするもの)			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号 同センター建替工事(28 億 3,500 万円)の追加工事のため進行管理や建設機材、作業員などの点で同一業者にした方が有利であるため。			
	積算方法	国土交通省の積算基準に基づき、設計数量×標準単価で積算している。また、諸経			

		費に関しては廃棄物処理施設整備実務必携に基づき積算している。			
	実績チェック	成果物確認後、工事竣工検査調書及び工事成績報告書により実績チェックを行う。			
3	八尾市廃棄物処理センター排水除外設備増設工事	極東開発工業(株)	随意契約	8,295	85.8%
	工事内容	廃棄物処理センターの建替工事に伴う、排水除外施設の増設工事			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号 同センター建替工事(28 億 3,500 万円)の追加工事のため進行管理や建設機材、作業員などの点で同一業者にした方が有利であるため。			
	積算方法	国土交通省の積算基準に基づき、設計数量×標準単価で積算している。また、諸経費に関しては廃棄物処理施設整備実務必携に基づき積算している。			
	実績チェック	成果物確認後、工事竣工検査調書及び工事成績報告書により実績チェックを行う。			
4	八尾市廃棄物処理センター廃プラスチックライン異物シュート増設工事	極東開発工業(株)	随意契約	1,785	94.4%
	工事内容	八尾市廃棄物処理センター建替工事に伴う、廃プラスチックライン異物シュート増設工事。 (財)日本容器包装リサイクル協会の引き取り基準の危険品であるカミソリやライター、乾電池をより効率的に除去するための改造工事。			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号 同センター建替工事(28 億 3,500 万円)の追加工事のため進行管理や建設機材、作業員などの点で同一業者にした方が有利であるため。			
	積算方法	国土交通省の積算基準に基づき、設計数量×標準単価で積算している。また、諸経費に関しては廃棄物処理施設整備実務必携に基づき積算している。			
	実績チェック	成果物確認後、工事竣工検査調書及び工事成績報告書により実績チェックを行う。			
5	仮称八尾市リサイクルセンター処理困難物等保管ストックヤード設置工事	拓有土木	随意契約	1,185	98.8%
	工事内容	八尾市リサイクル処理センターのストックヤードを設置する工事			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号 契約金額が 130 万円以下の少額であるため。			
	積算方法	国土交通省の積算基準に基づき、設計数量×標準単価で積算している。また、諸経費に関しては廃棄物処理施設整備実務必携に基づき積算している。 3 者による相見積の結果、最も安い価格を提示した業者と随意契約を締結している。			
	実績チェック	成果物確認後、工事竣工検査調書及び工事成績報告書により実績チェックを行う。			

6	八尾市廃棄物処理センター 一建替にかかる植栽工事	松楨園	一般競争入札	24,045	80.5%
	工事内容	八尾市廃棄物処理センターの建替工事に伴う植栽工事			
	積算方法	国土交通省の積算基準に基づき、設計数量×標準単価で積算している。また、諸経費に関しては廃棄物処理施設整備実務必携に基づき積算している。			
	実績チェック	成果物確認後、工事竣工検査調書及び工事成績報告書により実績チェックを行う。			

(iv) 指摘事項及び意見（工事請負契約）

・八尾市廃棄物処理センター廃プラスチックライン異物シュート増設工事（表中4）について（結果）

本件工事は特殊プラントの増設工事であり、本体プラント（廃棄物処理センター）の建設工事を指名競争入札で受注した業者と契約した方が有利であるとして随意契約により同業者に発注した。契約金額は競争入札の際の落札率 85.9%以下の水準で契約すべきところ、94.4%の水準で契約額を算定してしまった。追加工事等の場合における随意契約の契約額の算定については、慎重に行うべきである。

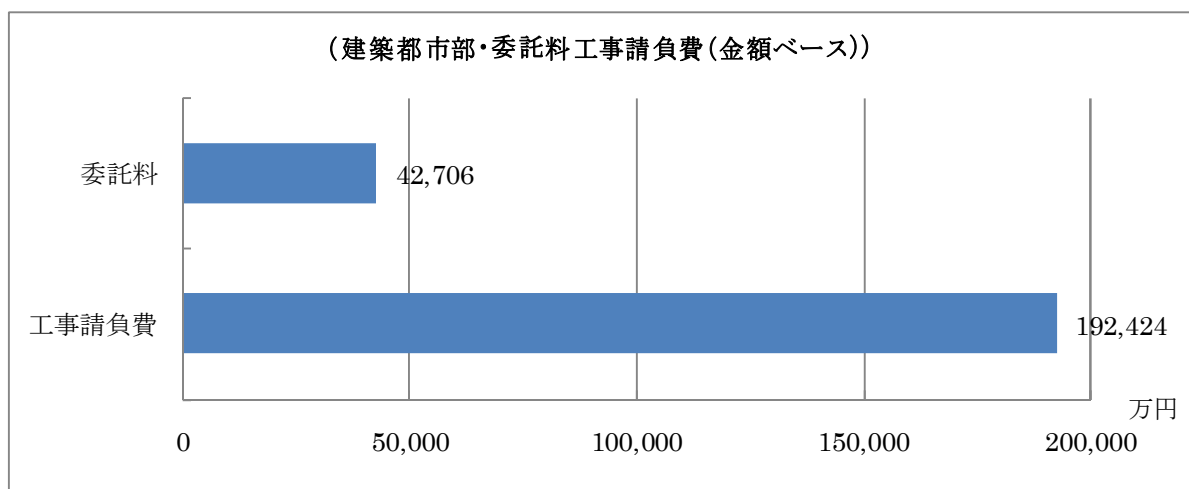
7. 建築都市部住宅整備課

(1) 建築都市部の概要

当部は都市計画課、交通対策課、都市整備課、審査指導課、公共建築課、住宅整備課、住宅管理課の7課から構成されており、それぞれの課は、都市計画、交通安全の保持、地域整備、区画整理、都市計画道路、建築指導、開発指導、建築及び営繕、市営住宅の整備及び維持管理に関する業務を行っている。

(i) 委託契約及び工事請負契約の状況

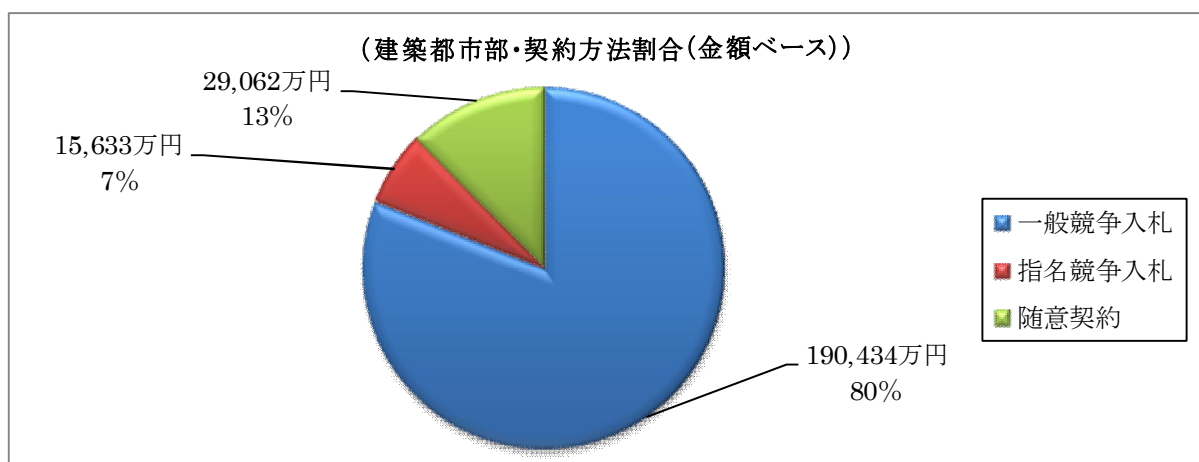
当部における、平成20年度の委託契約及び工事請負契約の状況は以下の通りである。

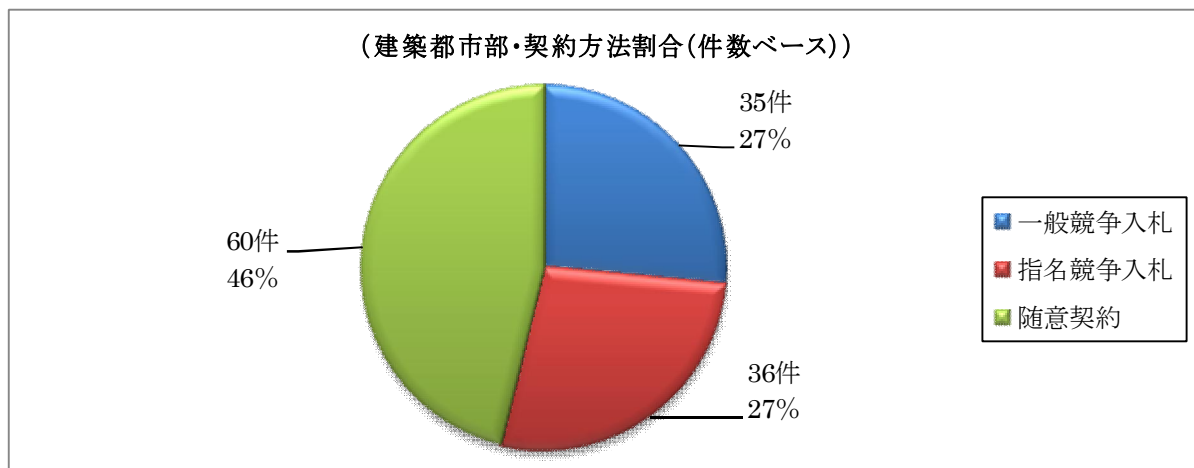


平成20年度における委託契約は、4億2,706万円である。工事請負契約は19億2,424万円で、工事請負契約の割合が、委託契約に比して多い。

(ii) 契約方法・件数・金額の状況

委託契約・工事請負契約を合算した上で、契約方法・件数・金額の割合の状況は以下の通りである。

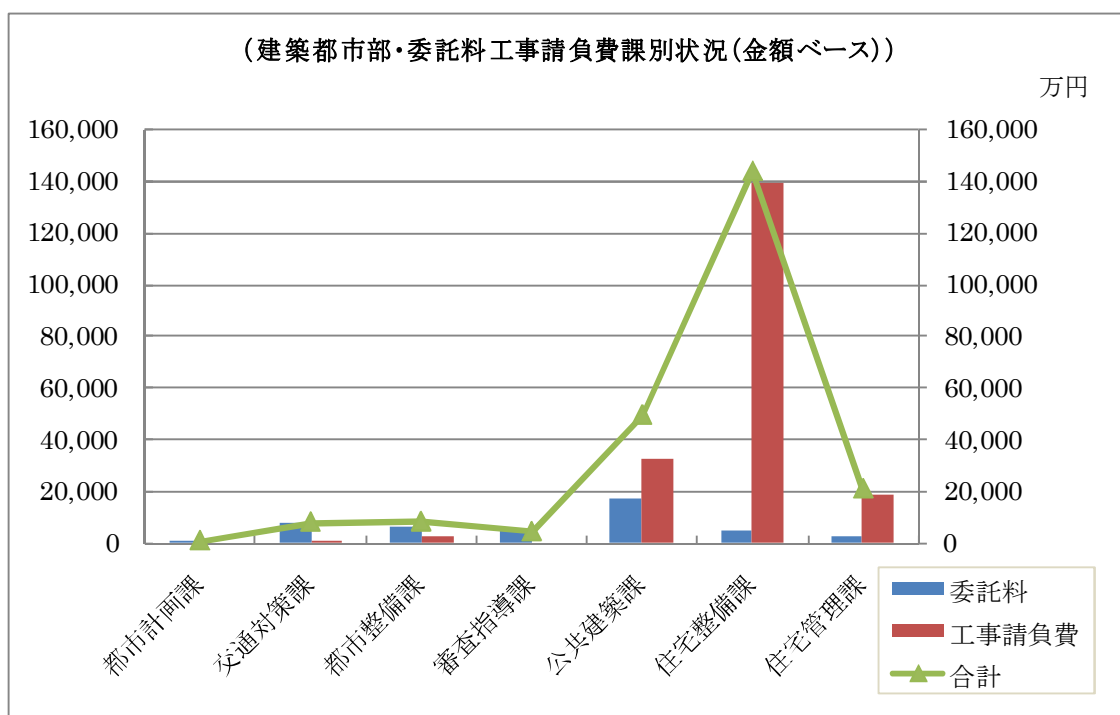




金額ベースでは、一般競争入札が 19 億 434 万円（80%）となり合理化が進められていると判断できる。件数ベースでは、随意契約割合が 60 件（46%）とほぼ半数を占める。

(iii) 課別委託契約・工事請負契約の状況

当部の委託契約・工事請負契約各課の状況以下の通りである。



住宅整備課の委託料・工事請負費の合計金額は、14 億 3,742 万円である。

建築都市部の監査対象として、金額的重要性の観点から住宅整備課を選定した。

(2) 住宅整備課の概要

当課は、計画係、住宅整備係の 2 係から構成されている。計画係は、市営住宅に係る計画、市営住宅その他の施設の機能更新計画、市営住宅の建替等に係る入居者の仮移転等、市営住宅の建替等に係る補助金の申請に関することを業務としている。住宅整備係は、市営住宅その他の施設の機能更新に係る設計及び施工、市営住宅その他の施設の機能更新に係る計画通知

に関することを業務としている。

市には大正住宅、西郡住宅、安中住宅、萱振住宅の 4 つの市営住宅団地がある。総戸数は 2,015 戸（平成 21 年 3 月現在）あり、昭和 30 年代から昭和 40 年代にかけて建設された住宅が、市営住宅ストックの約 7 割を占めている。市では、少子高齢化の進展、地球環境問題等、昨今の社会情勢の変化を踏まえ、住宅ストックの状況を的確に把握し、多様な手法による効果的・効率的な事業を進めていくことが必要となってきた。

このような経過を踏まえ、全市営住宅を対象に調査し、市の実情に応じた市営住宅ストック活用の理念と目標の設定を行い、建替事業、改善事業、維持保全などの適切な手法の選択の基に、市営住宅ストックを活用するための総合的な計画として、「八尾市営住宅ストック総合活用計画」を策定している。当課の委託契約・工事請負契約は、主に「八尾市営住宅ストック総合活用計画」に基づく市営住宅の建て替え、改善に伴うものである。

そのため、当課における契約は、大正住宅・西郡住宅・安中住宅に関わるもので大部分占められている。委託契約は、埋蔵文化財の調査、発掘等特殊な経験、知識を必要とするもの以外は基本的に入札によって行なわれている。工事請負契約は、基本的に一般競争入札で発注が行なわれている。工期の延期・仕様の変更等により当初契約金額が増加する場合は、すべて随意契約により発注が行なわれている。

（３）契約別監査の結果

（い）委託契約の一覧（１件 100 万円以上）

番号	件 名	相 手 先	業者選定方法	契約額(千円)	落札率
1	市営大正住宅建替に伴う文化財発掘調査業務委託契約(第二期工区)	(財)八尾市文化財調査研究会	随意契約	1,510	—
	業務内容	市営大正住宅建替に伴う文化財発掘調査業務。 文化財発掘必要性のある地層を調査し、報告を求める。調査面積は約 101 m ² である。			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 埋蔵文化財の調査、発掘等であり、経験、知識を特に必要とするため。			
	積算方法	前年度までの実績等を考慮し、標準単価と設計工数を考慮して決定している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
2	市営大正住宅建替に伴う文化財発掘調査業務委託契約(第二期工区)その 2	(財)八尾市文化財調査研究会	随意契約	1,359	—
	業務内容	市営大正住宅建替に伴う文化財発掘調査業務。 文化財発掘必要性のある地層を調査し、報告を求める。調査面積は約 86 m ² である。			

	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 埋蔵文化財の調査、発掘等であり、経験、知識を特に必要とするため。			
	積算方法	前年度までの実績等を考慮し、標準単価と設計工数を考慮して決定している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
3	市営大正住宅建替に伴う 設計変更業務委託契約 (第二期工区)	(株)大和建築事務所	随意契約	3,129	—
	業務内容	市営大正住宅建替に伴う実施設計業務の設計書に基づく建築、電気設備、給排水衛生設備、ガス設備設計変更業務。 鉄筋コンクリート造:地上 6 階建て但し一部 4 階建て、建築面積:約 400 m ² 、延床面積:約 2,500 m ² が第二期工区概要となっている。			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号 第二期工区は当初 24 戸で想定されていたが、国庫補助金を確保する観点から 2 戸増築の建設変更を行なった。意思決定時点において設計変更の発注を行なわなければ、基礎工事等の変更対応及び補助申請が間にあわなかったため随意契約による発注を行なっている。			
	積算方法	八尾市標準単価に設計数量を乗じて設計金額を求めた上で、3 者から見積書を入手し契約金額を定めている。 なお、設計金額と比較し、見積金額の方が安価であったため見積金額で契約している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
4	市営大正住宅建替に伴う 土壌汚染調査業務委託契約	(株)環境総合テクノス	指名競争入札	1,442	61.8%
	業務内容	市営大正住宅建替に伴う土壌汚染調査業務。 当初 113 万円での契約であったが、現地調査の結果、調査場所が増加したため契約を変更し委託金額が増加している。			
	積算方法	八尾市建築工事標準単価に設計数量を乗じて積算している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
5	市営西郡住宅 1～5 号館 建替に伴う地質調査業務 委託契約	(株)ソイルコンサルタンツ	指名競争入札	1,438	91.5%
	業務内容	市営西郡住宅 1～5 号館建替に伴う地質調査業務。 ・事前調査			

		・ボーリング(φ66mm. 31m.、φ116mm. 19m.) ・サンプリング(乱さないサンプル×1) ・標準貫入試験(各孔 30 回) ・室内試験(土の粘土試験、一軸圧縮試験、密度試験、土の液性・塑性限界限界試験) ・報告書作成			
	積算方法	八尾市建築工事標準単価に設計数量を乗じて積算している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
6	市営西郡住宅 1～5 号館 建替に伴う実施設計業務 委託契約	(株)高橋建築設計事務所	一般競争入札	11,550	59.8%
	業務内容	市営西郡住宅 1～5 号館建替に伴う実施設計業務。			
	積算方法	八尾市建築工事標準単価に設計数量を乗じて積算している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
7	市営西郡住宅 33 号館給 排水衛生設備改修に伴う 設計業務委託契約	(株)清和設備設計	指名競争入札	3,780	94.0%
	業務内容	市営西郡住宅 33 号館給排水衛生設備改修に伴う設計業務。			
	積算方法	八尾市機械設備工事標準単価に設計数量を乗じて積算している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
8	市営安中住宅 4・5・6 号館 建替に伴う工事監理業務 委託契約	(株)大和建築事務所	一般競争入札	12,705	59.9%
	業務内容	市営安中住宅 4・5・6 号館建替に伴う工事監理業務。			
	積算方法	八尾市建築工事標準単価に設計数量を乗じて積算している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
9	市営安中住宅 4・5・6 号館 建替に伴う文化財遺物整 理業務委託契約	(財)八尾市文化財調 査研究会	随意契約	3,313	—
	業務内容	市営安中住宅 4・5・6 号館建替に伴う文化財遺物整理業務。 出土した遺物の調査、整理業務。			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 埋蔵文化財の調査、発掘等であり、経験、知識を特に必要とするため。			
	積算方法	前年度までの実績等を考慮し、標準単価と設計工数を考慮して決定している。			

	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
	市営西郡住宅に関するまちづくり活動支援業務委託契約	(有)ケース	随意契約 (指名型プロポーザル)	3,998	—
10	業務内容	「八尾市住宅地区改良事業等におけるまちづくり協議会助成要綱」に基づく専門家派遣業務。 公的住宅供給の観点からの方法・手法等を検討し、地域の状況やニーズを踏まえ機能更新事業の効率化を図り、地域のまちづくり協議会をはじめ関係機関との協議・調整に必要な資料作成を行なうなど、八尾市営西郡住宅に関連するまちづくり活動を支援し、円滑な事業の推進を目的として専門家に対し技術的支援を求めるものである。 技術的支援業務の内容は以下のとおりである。 ・まちづくり活動への技術的支援 ・まちづくり活動への指導、助言 ・まちづくり活動への企画アドバイス ・まちづくり活動の報告書作成 ・広報資料等の作成 ・技術的支援の成果としての業務内容報告書			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号(指名型プロポーザル) 住宅地区改良事業等を実施するにあたり、八尾市住宅地区改良事業等におけるまちづくり協議会に対して必要な技術的援助を行えるまちづくり専門家を派遣する必要があるため。			
	積算方法	委託業者作成による見積により決定している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			

(ii) 指摘事項及び意見（委託契約）

・市営西郡住宅に関するまちづくり活動支援業務委託契約（表中 10）について（意見）

当該契約により、当課はまちづくり活動支援のための報告書を入手している。しかし、課は報告書に対して具体的施策・改善事項等を外部に公表しておらず、内容は不透明のままである。今後、ホームページ等に活動支援業務結果を公表し対策事項を明らかにした上で達成度合いを評価する必要がある。

(iii) 工事請負契約の一覧（1 件 100 万円以上）

番号	件 名	相 手 先	業者選定方法	契約額(千円)	落札率
1	市営西郡住宅 10・11 号館 改善工事(変更契約分)	北川組	随意契約	33,598	—
	工事内容	市営西郡住宅 10・11 号館改善工事			

		以下の事項が変更事由である。 ・不法投棄物の撤去業務の追加。 ・近隣住民のための騒音、粉塵、振動対策。 ・地盤調査の結果による杭長の延長。 ・根太、大引き、壁木軸は原設計では既存施設のものを利用することとしていたが、腐敗が激しく新設することとしたため。 ・既存の下地を撤去したところ、躯体に補修の必要があったため、補修を実施 ・敷地東側の道路舗装の撤去・新設。 ・新設の根太組みの中止。			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号 当初契約は一般競争入札。変更契約に伴い随意契約を締結するもの。			
	積算方法	八尾市建築工事標準単価に設計数量を乗じて積算している。			
	実績チェック	成果物確認後、工事竣工検査調書及び工事成績報告書により実績チェックを行う。			
2	市営西郡住宅 10・11 号館 改善に伴う機械設備工事 (変更契約分)	(株)キダ設備	随意契約	1,044	—
	工事内容	市営西郡住宅 10・11 号館改善に伴う機械設備工事 以下の事項が変更事由である。 ・建築工事で天井の高さの変更に伴い、化粧洗面台の仕様を変更。 ・計画排水ルートと既設換気口利用の位置と違ったため、新排水ルートを確保。 ・水道局指導で棟別に集中検針設置。 ・住宅管理形態の方針が定まり、棟別に供用散水系統を分岐。 ・排水計画の変更			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号 当初契約は一般競争入札。変更契約に伴い随意契約を締結するもの。			
	積算方法	八尾市機械設備工事標準単価に設計数量を乗じて積算している。			
	実績チェック	成果物確認後、工事竣工検査調書及び工事成績報告書により実績チェックを行う。			
3	市営西郡住宅 10・11 号館 改善に伴うガス設備工事	大阪ガス(株)	随意契約	9,654	—
	工事内容	市営西郡住宅 10・11 号館改善に伴うガス設備工事			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 ガス事業法等の規定に基づき、業者が特定されるため。			
	積算方法	大阪ガスの積算基準に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している。			
	実績チェック	成果物確認後、工事竣工検査調書及び工事成績報告書により実績チェックを行う。			

4	市営西郡住宅 10・11 号館 改善に伴う畳工事	中川畳商店	随意契約	1,149	—
	工事内容	市営西郡住宅 10・11 号館改善に伴う畳工事			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号 契約金額が 130 万円以下の少額であるため。なお、3 者から相見積を実施し見積金額の一番安い業者と契約を締結している。			
	積算方法	八尾市建築工事標準単価に設計数量を乗じて積算している。			
	実績チェック	成果物確認後、工事竣工検査調書及び工事成績報告書により実績チェックを行う。			
5	市営西郡住宅 10・11 号館 改善に伴う造園工事	(株)松井造園工務店	指名競争入札	2,677	94.4%
	工事内容	市営西郡住宅 10・11 号館改善に伴う造園工事			
	積算方法	八尾市建築工事標準単価に設計数量を乗じて積算している。			
	実績チェック	成果物確認後、工事竣工検査調書及び工事成績報告書により実績チェックを行う。			
6	市営西郡住宅 10・11 号館 エレベーターホール監視 装置他取付工事	共立電気(株)	随意契約	1,228	—
	工事内容	市営西郡住宅 10・11 号館エレベーターホール監視装置他取付工事			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号 契約金額 130 万円以下の少額であるため。			
	積算方法	八尾市電気設備工事標準単価に設計数量を乗じて積算している。 なお、3 者の相見積を実施し見積金額の一番安い業者と契約を締結している。			
	実績チェック	成果物確認後、工事竣工検査調書及び工事成績報告書により実績チェックを行う。			
7	市営大正住宅建替に伴う 解体工事(第二期工区外)	(株)長崎工務店	一般競争入札	22,680	82.8%
	工事内容	市営大正住宅建替に伴う解体工事 なお、契約金額を 2,268 万円から 2,586 万円に変更している。			
	積算方法	八尾市建築工事標準単価に設計数量を乗じて積算している。			
	実績チェック	成果物確認後、工事竣工検査調書及び工事成績報告書により実績チェックを行う。			
8	市営大正住宅建替に伴う 解体工事((第二期工区 外)変更契約分)	(株)長崎工務店	随意契約	3,187	—
	工事内容	市営大正住宅建替に伴う解体工事 以下の事項が変更事由である。 ・敷地内にあった植栽などの処分について、当初移植も視野に含めて設計に加味し			

		ていなかったが、移植・維持管理費用等も含めて加味した結果、処分することとなった。 ・既存住宅内外などに残っていたものを処分。 ・地元より解体時のホコリについてシートの高さの変更要望があり高さを変更。 ・工事車両の通行場所を地元自治会の要請により変更し、借地の調整に時間を費やした。			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号 変更に伴うものであるため。			
	積算方法	八尾市建築工事標準単価に設計数量を乗じて積算している。			
	実績チェック	成果物確認後、工事竣工検査調書及び工事成績報告書により実績チェックを行う。			
9	市営大正住宅建替工事 (第二期工区)	吉原建設産業(株)	一般競争入札	263,970	83.0%
	工事内容	市営大正住宅建替工事			
	積算方法	八尾市建築工事標準単価に設計数量を乗じて積算している。			
	実績チェック	工期は平成 22 年 3 月 31 日であるため、竣工報告書及び竣工調査調書はない。工事の進捗管理は業者が作成する月報等により管理している。			
10	市営大正住宅建替に伴う 機械設備工事(第二期工 区)	(株)伸和工業	一般競争入札	19,845	82.9%
	工事内容	市営大正住宅建替に伴う機械設備工事 住戸を 24 戸から 26 戸に変更している。			
	積算方法	八尾市機械設備工事標準単価に設計数量を乗じて積算している。			
	実績チェック	工期は平成 22 年 3 月 31 日であるため、竣工報告書及び竣工調査調書はない。工事の進捗管理は業者が作成する月報等により管理している。			
11	市営大正住宅建替に伴う 電気設備工事(第二期工 区)	モモタ電気(株)	一般競争入札	29,400	93.6%
	工事内容	市営大正住宅建替に伴う電気設備工事 住戸を 24 戸から 26 戸に変更している。			
	積算方法	八尾市電気設備工事標準単価に設計数量を乗じて積算している。			
	実績チェック	工期は平成 22 年 3 月 31 日であるため、竣工報告書及び竣工調査調書はない。工事の進捗管理は業者が作成する月報等により管理している。			
12	大正住宅防風スクリーン設 置工事	中川企画建設(株)	随意契約	1,258	—

	工事内容	大正住宅防風スクリーン設置工事			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号 契約金額が 130 万円以下の少額であるため。			
	積算方法	八尾市建築工事標準単価に設計数量を乗じて積算している。 なお、3 者の相見積を実施し、見積金額の一番安い業者と契約を締結している。			
	実績チェック	成果物確認後、工事竣工検査調書及び工事成績報告書により実績チェックを行う。			
13	大正住宅建替に伴う文化財発掘調査工事(第二期工区)	(有)福田組	指名競争入札	1,302	84.4%
	工事内容	大正住宅建替に伴う文化財発掘調査工事			
	積算方法	八尾市建築工事標準単価に設計数量を乗じて積算している。			
	実績チェック	成果物確認後、工事竣工検査調書及び工事成績報告書により実績チェックを行う。			
14	大正住宅建替に伴う文化財発掘調査工事(第二期工区)その2	柴環境㈱	随意契約	1,216	—
	工事内容	大正住宅建替に伴う文化財発掘調査工事			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号 契約金額が 130 万円以下の少額であるため。			
	積算方法	八尾市建築工事標準単価に設計数量を乗じて積算している。 なお、3 者の相見積を実施し、見積金額の一番安い業者と契約を締結している。			
	実績チェック	成果物確認後、工事竣工検査調書及び工事成績報告書により実績チェックを行う。			
15	市営大正住宅建替に伴う道路整備(平成 20 年度飛行場南排水区第 124 工区下水道)工事	柴環境㈱	一般競争入札	19,022	73.7%
	工事内容	市営大正住宅建替に伴う道路整備工事 以下の事項が変更事項である。 ・大正住宅内の将来計画において、当初設計時点より変更があったため、縁石の切り下げ部の箇所数を変更した ・地下にコンクリートの殻があったため、取り壊し処分を実施。 ・当初設計時点で元道における舗装版の撤去・処分を予定していたが、工事着手前の大正住宅第二期工区の解体工事にて撤去をおこなっていたため、撤去・処分を削除 ・マンホールの位置を変更			

		・雨水取付管において、路面排水を効率的に実施できるため、1ヶ所減とした。			
	積算方法	大阪府の建設工事積算基準に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している。			
	実績チェック	成果物確認後、工事竣工検査調書及び工事成績報告書により実績チェックを行う。			
16	市営安中4・5・6号館建替工事	(株)長谷川工務店	一般競争入札	758,100	93.5%
	工事内容	市営安中4・5・6号館建替工事			
	積算方法	八尾市建築工事標準単価に設計数量を乗じて積算している。			
	実績チェック	工期は平成22年1月29日であるため、竣工報告書及び竣工調査調書はない。工事の進捗管理は業者が作成する月報等により管理している。			
17	市営安中4・5・6号館建替に伴う機械設備工事	(株)山下商会	一般競争入札	79,065	82.9%
	工事内容	市営安中4・5・6号館建替に伴う機械設備工事			
	積算方法	八尾市機械設備工事標準単価に設計数量を乗じて積算している。			
	実績チェック	工期は平成22年1月29日であるため、竣工報告書及び竣工調査調書はない。工事の進捗管理は業者が作成する月報等により管理している。			
18	市営安中4・5・6号館建替に伴う電気設備工事	大一電業(株)	一般競争入札	80,325	94.3%
	工事内容	市営安中4・5・6号館建替に伴う電気設備工事			
	積算方法	八尾市電気設備工事標準単価に設計数量を乗じて積算している。			
	実績チェック	工期は平成22年1月29日であるため、竣工報告書及び竣工調査調書はない。工事の進捗管理は業者が作成する月報等により管理している。			
19	市営安中4・5・6号館建替に伴うガス設備工事	大阪ガス(株)	随意契約	13,948	—
	工事内容	市営安中4・5・6号館建替に伴うガス設備工事			
	随契事由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号ガス事業法等の規定に基づき、業者が特定されるため。			
	積算方法	大阪ガスの積算基準に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している。			
	実績チェック	工期は平成22年1月29日であるため、竣工報告書及び竣工調査調書はない。工事の進捗管理は業者が作成する月報等により管理している。			
20	旧高砂保育所解体工事	稲田建設(株)	一般競争入札	43,995	82.8%
	工事内容	旧高砂保育所解体工事 なお、平成21年2月27日に完成予定であったが、業者が倒産しているため契約解除している。 現在の出来高率は78.4%である。			

	積算方法	八尾市建築工事標準単価に設計数量を乗じて積算している。			
	実績チェック	工事が途中で中断しているため、竣工報告書及び竣工調査調書はない。但し、工費の前払い部分に関しては業者が作成する月報等により管理している。			
21	西郡住宅36－3外2室空家改修工事	(株)midori	指名競争入札	1,355	71.9%
	工事内容	西郡住宅空家改修工事 以下の事項が変更事項である。 ・設計段階でサッシビート・廊下～DK片開戸は洗い扱いになっていたが、汚れがとれず一部交換の必要が生じた。 ・設計では和室 6 帖B押入扉はフスマ張替えになっていたが、骨組みの痛みが激しいため新設とする必要が生じた。			
	積算方法	八尾市建築工事標準単価に設計数量を乗じて積算している。			
	実績チェック	成果物確認後、工事竣工検査調書及び工事成績報告書により実績チェックを行う。			
22	西郡住宅 18－1 外 4 室空家改修工事(住宅整備課分)	(株)midori	指名競争入札	1,987	82.8%
	工事内容	西郡住宅空家改修工事			
	積算方法	八尾市建築工事標準単価に設計数量を乗じて積算している。			
	実績チェック	成果物確認後、工事竣工検査調書及び工事成績報告書により実績チェックを行う。			

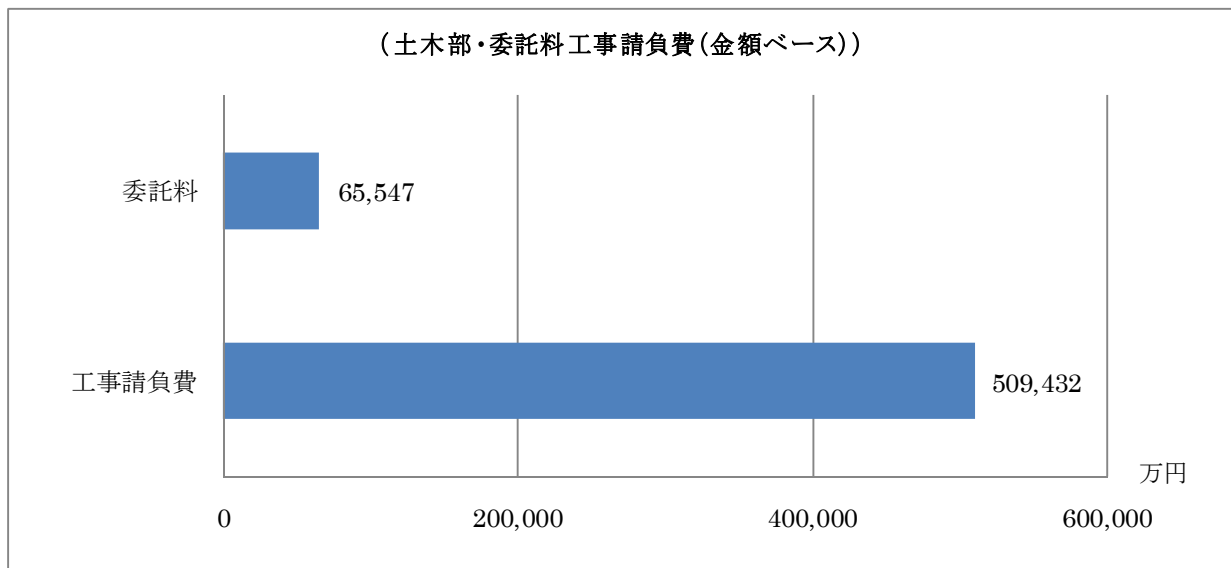
8. 土木部下水道建設課・みどり課

(1) 土木部の概要

当部は土木管財課、土木建設課、土木管理事務所、みどり課、下水道総務課、下水道普及課、下水道建設課の7課から構成されており、各課は道路及び橋りょう、水路及び河川、公園及び緑化、下水道に関する業務を行っている。

(i) 委託契約及び工事請負契約の状況

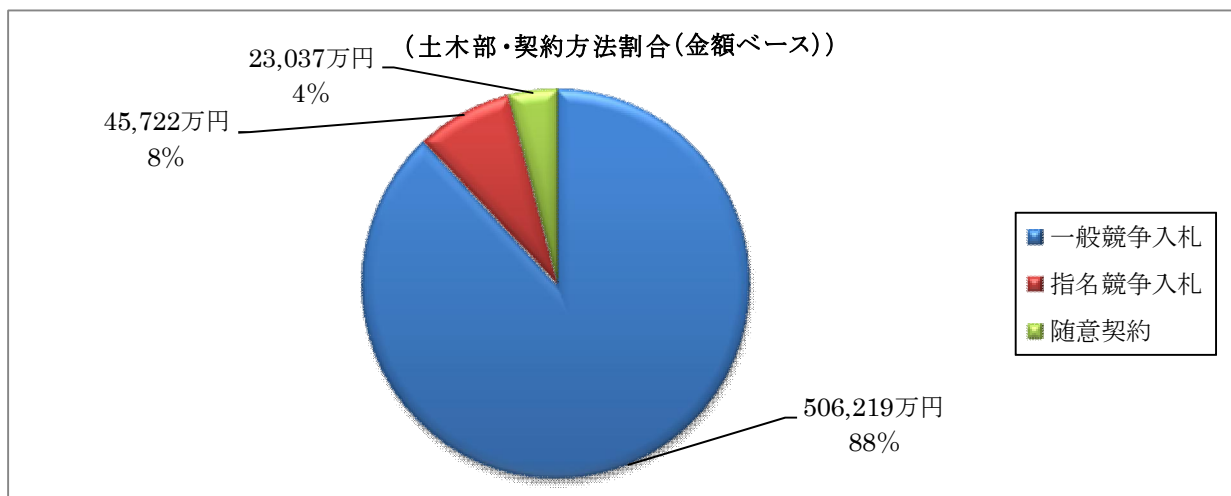
当部における、平成20年度の委託契約・工事請負契約の状況は以下の通りである。

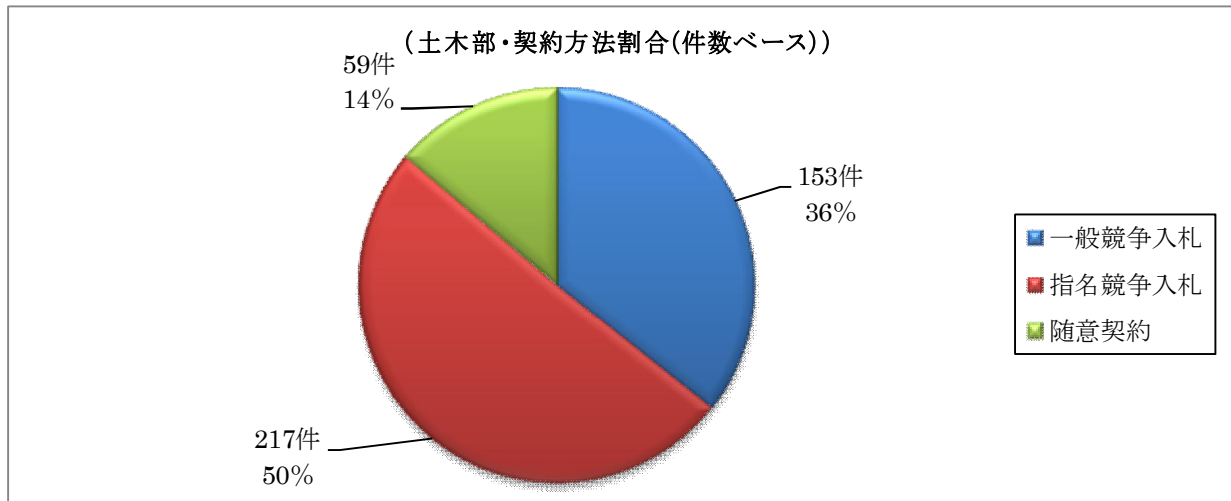


平成20年度における委託契約は6億5,547万円、工事請負契約は50億9,432万円で工事請負契約の割合が、委託契約に比して高い。

(ii) 契約方法・件数・金額の状況

委託契約・工事請負契約を合算した上での、契約方法・件数・金額の割合の状況は以下の通りである。



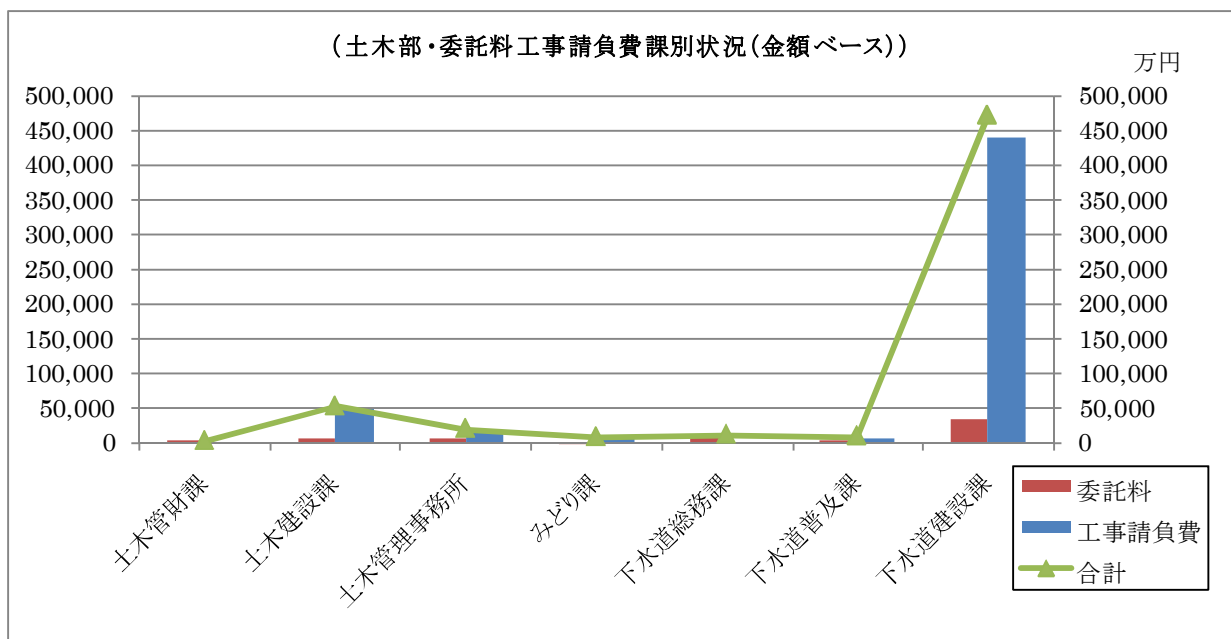


金額ベースでは、一般競争入札による契約が 50 億 6,219 万円（88%）となり入札の合理化が進められていると判断できる。件数ベースでは入札による契約が 370 件（86%）となっているものの、指名競争入札が一般競争入札の割合を上回っている。

これは、市の方針により予定価格が 500 万円を下回る契約は原則指名競争入札による入札方法を採用していることによる。

(iii) 課別委託契約・工事請負契約の状況

当部の委託契約及び工事請負契約の各課別の状況は以下の通りである。



土木部における委託料・工事請負費の合計金額は、57 億 4,979 万円である。下水道建設課の委託料・工事請負費総額は 47 億 1,401 万円で土木部の総契約のうち約 80% を占める。よって、金額的に大部分を占めることから下水道建設課を監査対象として選定した。

みどり課の委託料・工事請負費総額は 7,747 万円で他の課と比較して少ないが、無作為に抽出し監査対象として選定した。

（２）下水道建設課の概要

当課は、設計係と工務係から構成されている。設計係は、（１）補助事業の申請及び補助金の請求に関すること、（２）下水道工事に係る実施設計及び試掘調査に関すること、（３）設計及び積算に関する資料の整備及び保管に関すること、（４）移設協議及び依頼に関することを業務としており、工務係は、（１）下水道工事の施行及び監督に関すること、（２）下水道工事の設計変更に関すること、（３）下水道工事に係る関係機関等との連絡調整に関すること、（４）下水道工事に係る資料の整備及び保管に関することを業務としている。

市の下水道事業は、現在、平成 22 年度末下水道整備人口普及率 83%を目標に事業を実施している。

市の下水道整備人口普及率は、平成 20 年度末において 80.1%であり、大阪府下の市町村と比較して低い水準である。

これは、市の大部分で合流式を採用していることから、整備に多くの費用と時間を要すること、また、市は下水の流し先である流域下水道の上流にあたり、他市に比べて流域下水道の供用開始時期が遅かったことが要因である。

下水道管の敷設には、開削工法・推進工法などがあるが、いずれも特殊な技術力が要することから、大半が条件付一般競争入札（市の方針により 500 万円以上の工事・500 万円未満は指名競争入札）で業者を決定しており、随意契約となる場合は緊急的な性格を含む路面舗装補修や柵設置工事など付帯工事にとどまる。

積算については、都市・地域整備局の積算基準『下水道用設計標準歩掛表』や大阪府の『建設工事積算基準』・『下水道設計指針』に基づき市職員が積算を行う。各種工事に共通する工法改善等の積算への反映・工法ごとのコスト対比を行い継続的に再点検することで見積り金額を縮減する取組みを行っている。また、推進工法ごとの概算工事費の比較も行われ工事施工プロセス等の改善により積算価格の見直しも行われている。

（い）下水道建設課全般に関する監査の結果

・業務日誌の整備について（意見）

下水道建設課では、請負業者の工事施工管理以外に工事進捗状況や安全管理などについて工事監理業務として委託している。本業務で市監督員の代わりに現地に赴き、施工業者の施工体制・施工状況および工事の進捗管理を行い、日々市監督員と打合せを行っている。さらに市監督員は 2 週間に一度、施工中の安全管理について現場の安全パトロールを行う。

工事監理業務の報告書類として工事日誌の提出を求め現場監理報告を受け請負業者の指導を行うなど、打合わせ記録簿等で対応している。これらの日誌と打合せ簿を市現場監督員として日々の業務日誌としている。一般に民間の建設業では、現場監督のほかに総括管理者が定期的に現場に赴き、統一的な様式の工事管理台帳を作成し、情報共有を図っている。市の発注工事に関しては、請負業者の責任施工で実施し管理している。しかし、指導監督する市の立場か

ら、下水道建設課においては施工監理を工事監理業務として委託し、進捗管理を行っている。ただ、これでは、市監督員にとって、多岐に亘る業務内容を十分に把握し理解できているかが不明であり、ノウハウの蓄積と、具体的に業務をチェックできるよう業務日誌の整備をすべきである。

・契約の変更に関して（意見）

選定した地下埋設物調査業務の 9 件に関して、全て途中で金額の変更契約を締結していた。当該変更の主な理由は、地下埋設物管理者が所有している管理簿と、実際の埋設物との場所の違いに起因するものである。当該原因は実際に業務が開始し、試掘が開始された段階で判明する事項であるため、契約の変更が必要となることも理解できる。

しかし、変更契約は当初の契約金額を増加させる場合もあるため、競争入札を重視する立場からすると、可能な限り契約金額の変更を行わないことが原則である。

今後は、可能な限り当初積算や予見可能性の精度を高める努力をする必要があると考える。

（３）契約別監査の結果（下水道建設課）

（い）一般競争入札（抽出条件：請負額 1 億円または、落札率 95%以上）

番号	件 名	相 手 先	業者選定方法	契約額(千円)	落札率
1	平成 20 年度八尾排水区 第 21 工区下水道工事	大日本土木(株)大阪支 店	一般競争入札	481,244	74.0%
	工事内容	下水道敷設工事			
	積算方法	大阪府の建設工事積算基準等に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している。			
	実績チェック	成果物確認後、工事竣工検査調書及び工事成績報告書により実績チェックを行う。			
2	平成 20 年度恩智川東排 水区第 13 工区下水道工 事	村本建設(株)大阪支店	一般競争入札	254,205	74.0%
	工事内容	下水道敷設工事			
	積算方法	大阪府の建設工事積算基準等に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している。			
	実績チェック	成果物確認後、工事竣工検査調書及び工事成績報告書により実績チェックを行う。			
3	平成 19 年度飛行場北排 水区第 29 工区下水道工 事	真柄建設(株)大阪支店	一般競争入札	232,319	70.0%
	工事内容	下水道敷設工事			
	積算方法	大阪府の建設工事積算基準等に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算してい			

		る。			
	実績チェック	成果物確認後、工事竣工検査調書及び工事成績報告書により実績チェックを行う。			
4	平成 20 年度小阪合排水区第 19 工区下水道工事	奥村組土木興業(株)	一般競争入札	219,555	74.0%
	工事内容	下水道敷設工事			
	積算方法	大阪府の建設工事積算基準等に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している。			
	実績チェック	成果物確認後、工事竣工検査調書及び工事成績報告書により実績チェックを行う。			
5	平成 20 年度飛行場北排水区第 25 工区下水道工事	あおみ建設(株)大阪支店	一般競争入札	198,765	74.0%
	工事内容	下水道敷設工事			
	積算方法	大阪府の建設工事積算基準等に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している。			
	実績チェック	成果物確認後、工事竣工検査調書及び工事成績報告書により実績チェックを行う。			
6	平成 20 年度飛行場北排水区第 33 工区下水道工事	(株)ハンシン建設	一般競争入札	164,640	74.0%
	工事内容	下水道敷設工事			
	積算方法	大阪府の建設工事積算基準等に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している。			
	実績チェック	成果物確認後、工事竣工検査調書及び工事成績報告書により実績チェックを行う。			
7	平成 20 年度恩智川東排水区第 8 工区下水道工事	西山興業(株)	一般競争入札	139,965	74.0%
	工事内容	下水道敷設工事			
	積算方法	大阪府の建設工事積算基準等に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している。			
	実績チェック	成果物確認後、工事竣工検査調書及び工事成績報告書により実績チェックを行う。			
8	平成 19 年度小阪合排水区第 17 工区下水道工事	(株)長崎工務店	一般競争入札	104,714	70.0%
	工事内容	下水道敷設工事			
	積算方法	大阪府の建設工事積算基準等に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している。			
	実績チェック	成果物確認後、工事竣工検査調書及び工事成績報告書により実績チェックを行う。			

9	平成 20 年度恩智川東排水区第 12 工区下水道工事		中川企画建設(株)	一般競争入札	102,795	73.9%
	工事内容	下水道敷設工事				
	積算方法	大阪府の建設工事積算基準等に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している。				
	実績チェック	成果物確認後、工事竣工検査調書及び工事成績報告書により実績チェックを行う。				
10	平成 20 年度恩智川東排水区第 14 工区下水道工事		(株)鷹八建設	一般競争入札	102,441	74.0%
	工事内容	下水道敷設工事				
	積算方法	大阪府の建設工事積算基準等に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している。				
	実績チェック	成果物確認後、工事竣工検査調書及び工事成績報告書により実績チェックを行う。				
11	平成 20 年度小阪合排水区第 17 工区下水道工事		工匠土木	一般競争入札	21,853	96.1%
	工事内容	下水道敷設工事				
	積算方法	大阪府の建設工事積算基準等に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している。				
	実績チェック	成果物確認後、工事竣工検査調書及び工事成績報告書により実績チェックを行う。				
12	近鉄恩智駅周辺道路整備 (平成 20 年度小阪合排水区第 130 工区下水道)工事		(株)畑中商事	一般競争入札	51,353	95.0%
	工事内容	下水道敷設工事				
	積算方法	大阪府の建設工事積算基準等に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している。				
	実績チェック	成果物確認後、工事竣工検査調書及び工事成績報告書により実績チェックを行う。				
13	平成 19 年度福万寺排水区第 105 工区下水道工事		(株)シンセー興建	一般競争入札	32,550	95.0%
	工事内容	下水道敷設工事				
	積算方法	大阪府の建設工事積算基準等に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している。				
	実績チェック	成果物確認後、工事竣工検査調書及び工事成績報告書により実績チェックを行う。				

14	平成 19 年度飛行場北排水区第 115 工区下水道工事	柴環境㈱	一般競争入札	29,207	95.0%
	工事内容	下水道敷設工事			
	積算方法	大阪府の建設工事積算基準等に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している。			
	実績チェック	成果物確認後、工事竣工検査調書及び工事成績報告書により実績チェックを行う。			
15	平成 20 年度恩智川東排水区第 131 工区下水道工事	㈱岩崎組	一般競争入札	12,084	95.0%
	工事内容	下水道敷設工事			
	積算方法	大阪府の建設工事積算基準等に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している。			
	実績チェック	成果物確認後、工事竣工検査調書及び工事成績報告書により実績チェックを行う。			

(ii) 指名競争入札

番号	件 名	相 手 先	業者選定方法	契約額(千円)	落札率
16	平成 20 年度地下埋設物調査業務委託契約その 2	㈱榊井工業	指名競争入札	2,841	95.7%
	業務内容	八尾市相生町一丁目地内他にかかる、地下埋設物調査業務。			
	積算方法	大阪府の建設工事積算基準に基づき、標準単価に設計工数を乗じて積算している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
17	平成 20 年度地下埋設物調査業務委託契約その 4	㈱坂東設備	指名競争入札	2,562	96.6%
	業務内容	八尾市福万寺町四丁目地内他にかかる、地下埋設物調査業務。			
	積算方法	大阪府の建設工事積算基準に基づき、標準単価に設計工数を乗じて積算している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
18	平成 20 年度地下埋設物調査業務委託契約その 5	豊建設工業㈱	指名競争入札	4,916	96.7%
	業務内容	八尾市上之島町南一丁目地内他にかかる、地下埋設物調査業務。			
	積算方法	大阪府の建設工事積算基準に基づき、標準単価に設計工数を乗じて積算している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
19	平成 20 年度地下埋設物調査業務委託契約その 8	(有)林建設興業	指名競争入札	5,142	96.9%
	業務内容	八尾市東山本町二丁目地内他にかかる、地下埋設物調査業務。			

	積算方法	大阪府の建設工事積算基準に基づき、標準単価に設計工数を乗じて積算している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
20	平成 20 年度地下埋設物 調査業務委託契約その 9	真正開発	指名競争入札	3,095	95.7%
	業務内容	八尾市東山本新町一丁目地内他にかかる、地下埋設物調査業務。			
	積算方法	大阪府の建設工事積算基準に基づき、標準単価に設計工数を乗じて積算している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
21	平成 20 年度地下埋設物 調査業務委託契約その 10	松村設備工業(株)	指名競争入札	4,475	96.1%
	業務内容	八尾市高安町北五丁目地内他にかかる、地下埋設物調査業務。			
	積算方法	大阪府の建設工事積算基準に基づき、標準単価に設計工数を乗じて積算している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
22	平成 20 年度地下埋設物 調査業務委託契約その 12	(株)ビックフラット	指名競争入札	1,904	95.0%
	業務内容	八尾市南植松町二丁目地内他にかかる、地下埋設物調査業務。			
	積算方法	大阪府の建設工事積算基準に基づき、標準単価に設計工数を乗じて積算している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
23	平成 20 年度地下埋設物 調査業務委託契約その 14	(有)福田組	指名競争入札	3,994	96.9%
	業務内容	八尾市南木の本二丁目地内他にかかる、地下埋設物調査業務。			
	積算方法	大阪府の建設工事積算基準に基づき、標準単価に設計工数を乗じて積算している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
24	平成 20 年度地下埋設物 調査業務委託契約その 21	(有)キンキテック	指名競争入札	4,332	95.0%
	業務内容	八尾市教興寺五丁目地内にかかる、地下埋設物調査業務。			
	積算方法	大阪府の建設工事積算基準に基づき、標準単価に設計工数を乗じて積算している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			

(iii) 随意契約

番号	件 名	相 手 先	業者選定方法	契約額(千円)	落札率
----	-----	-------	--------	---------	-----

25	平成 20 年度飛行場北排水区実施設計業務委託契約その 41	ケイエムエンジニアリング(株)大阪支店	随意契約	1,078	95.0%
	業務内容	平成 20 年度飛行場北排水区実施設計業務 ・業務場所...八尾市志紀町一丁目地内 ・委託内容...耐震設計、設計図作成、数量計算、照査業務			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号 本業務は、平成 17 年度飛行場排水区実施設計業務委託その 20 として実施設計を完了し、平成 20 年度早期発注にむけて設計・積算中である。 大阪府流域下水道との接続については大阪府との協議によりシールド管に割り込み人孔を築造することとしていた。 当該人孔については、これまで大阪府人孔構造計算マニュアルに沿って構造を検討してきたが、大阪府との協議の結果、割り込み人孔から半かけ人孔へ構造を変更するとともに耐震設計を実施する必要性が生じた。 先の委託業務において実績があり、現場状況をよく熟知し早急に着手でき、また業務内容の一部を割愛できるため。			
	積算方法	大阪府の建設工事積算基準に基づき、標準単価に設計工数を乗じて積算している。 なお、3 者の見積を実施し積算額と比較している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
26	平成 20 年度飛行場南排水区実施設計業務委託契約その 44	(株)極東技工コンサルタント	随意契約	1,491	95.0%
	業務内容	平成 20 年度飛行場南排水区実施設計業務 ・業務場所...八尾市西弓削一丁目地内 ・委託内容...調査、設計図作成、数量計算、照査業務			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号 本路線は、平成 19 年度飛行場南排水区実施設計業務委託その 21 として実施設計を行い、平成 20 年度飛行場南排水区第 30 工区下水道工事として、今年度の工事発注に向けて設計業務を完了していたが、設計に先立ち借地交渉を行い、発進立坑用地としての借地ができなくなり、やむを得ず発進立坑用地の変更及び計画法線の変更をする必要性が生じた。 工事発注を早急に行う必要があり、さらに地下埋設物管理者との保安協議も早急に実施する必要性が生じたため、先の委託業務において実績があり、現場状況をよく熟知し早急に着手でき、また業務内容の一部を割愛できるため。			

	積算方法	大阪府の建設工事積算基準に基づき、標準単価に設計工数を乗じて積算している。 なお、3 者の見積を実施し積算額と比較している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
27	平成 20 年度八尾排水区 実施設計業務委託契約そ の 45	(株)ユーズ	随意契約	1,375	95.0%
	業務内容	平成 20 年度八尾排水区実施設計業務 ・業務場所...八尾市南本町一～三丁目、松山町一・二丁目地内 ・委託内容...調査、設計計画、設計図作成、数量計算、照査業務			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号 本業務は、平成 19 年度八尾排水区実施設計業務その 26 として実施設計を行い、平 成 20 年度八尾排水区第 21 工区下水道工事として工事発注し現場施行中でありま すが、事前の地元調整で立坑位置を決定しましたが、工事発注後再度地元 PR を行っ たところ、立坑位置について承諾が得られず、立坑位置及び法線の変更が生じた。 先の委託業務において実績があり、現場状況をよく熟知し、早急に着手でき、また業 務内容の一部を割愛できるため。			
	積算方法	大阪府の建設工事積算基準に基づき、標準単価に設計工数を乗じて積算している。 なお、3 者の見積を実施し積算額と比較している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
28	平成 20 年度飛行場北排 水区 柵設置工事その 1	(有)東海	随意契約	2,198	95.0%
	工事内容	飛行場北排水区 柵設置工事 ・工事場所...八尾市志紀町二丁目地内 ・工事内容...汚水柵設置工事			
	随契事由	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 当該箇所は、水道局で平成19～20年度において水道管入替え工事を鋭意実施中 であり、水道と下水道を同時に整備することで、市民生活の利便性、安全性、 生活環境の向上に非常に有利であることから、下水道の工事を繰上げ発注した。 発注方式としては、出合丁場になること、舗装本復旧までに柵設置工事を完了 することにより舗装本復旧の二重投資を防ぎ経済的であることから随意契約し たもの。			
	積算方法	大阪府の建設工事積算基準に基づき、標準単価に設計工数を乗じて積算している。 なお、3 者の見積を実施し積算額と比較している。			
	実績チェック	成果物確認後、工事竣工検査調書及び工事成績報告書により実績チェックを行う。			

29	平成 20 年度恩智川東排水区 下水道工事に伴う舗装補修工事		ニチワ建設(株)	随意契約	1,176	95.0%
	工事内容	恩智川東排水区 下水道工事に伴う舗装工事 ・工事場所...八尾市東山本町六・七丁目地内 ・工事内容...下水道工事に伴う舗装工事				
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号 少額契約(130 万円以下)であるため。				
	積算方法	大阪府の建設工事積算基準に基づき、標準単価に設計工数を乗じて積算している。 なお、3 者の見積を実施し積算額と比較している。				
	実績チェック	成果物確認後、工事竣工検査調書及び工事成績報告書により実績チェックを行う。				

(4) みどり課の概要

当課は、公園係及び緑化推進係の 2 係で構成され、公園等の整備、緑化の推進及び公園等の財産管理を担当している。

当課の事業は公園整備等、緑化推進を行うことが主であり、発注先は工事内容によって造園関係の会社が多くなる。平成 20 年度の工事請負契約は契約額が 500 万円未満であるため、市の方針による地方自治法施行令第 167 条第 3 号に基づく指名競争入札による発注件数割合が多い。

(5) 契約別監査の結果(みどり課)

(i) 委託契約の一覧(1 件 100 万円以上)

番号	件 名	相 手 先	業者選定方法	契約額(千円)	落札率
1	緑化推進業務委託契約	(財)八尾市緑化協会	随意契約	7,053	—
	業務内容	市の外郭団体に緑化推進業務の一環として記念樹配布業務、緑化樹配布業務、保全樹木保護対策業務、植樹祭開催に伴う植栽業務、草花植え付け業務、イベント開催に伴う業務、緑化相談業務、フラワーステーション事業を委託しているものである。			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 号の 2 第 1 項第 2 号 財団法人八尾市緑化協会については、緑化推進の為に設立された団体であり、市内公園等においてこれまで様々な緑化啓発、普及事業を行っているため。			
	積算方法	全てにおいて、標準単価及び設計工数を用いて積算を行っているのではなく、予算の金額を考慮して、総額で表示している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
2	光南公園測量設計業務委託契約	(株)リアライズ造園設計事務所	指名競争入札	2,310	88.0%

業務内容	市内の光南公園測量設計に関する業務。
積算方法	大阪府の建設工事積算基準に基づき、標準単価に設計工数を乗じて積算している。
実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。

(ii) 工事請負契約 (1 件 100 万円以上)

番号	件 名	相 手 先	業者選定方法	契約額(千円)	落札率
1	若林第 2 公園整備工事	三木梅香園(株) 八尾支店	一般競争入札	35,994	73.8%
	工事内容	既設の若林第 2 公園における拡張整備工事。			
	積算方法	大阪府の建設工事積算基準に基づき、標準単価に設計工数を乗じて積算している。			
	実績チェック	成果物確認後、工事竣工検査調書及び工事成績報告書により実績チェックを行う。			
2	第 2 万葉植物公園廃止に伴う施設撤去工事	拓有土木	一般競争入札	9,167	73.7%
	工事内容	廃止される第 2 万葉植物公園における施設撤去工事。			
	積算方法	大阪府の建設工事積算基準に基づき、標準単価に設計工数を乗じて積算している。			
	実績チェック	成果物確認後、工事竣工検査調書及び工事成績報告書により実績チェックを行う。			
3	八尾木北第 2 公園施設改良工事	(株)大阪スイコー	指名競争入札	4,462	94.9%
	工事内容	八尾木北第 2 公園における施設改良工事。			
	積算方法	大阪府の建設工事積算基準に基づき、標準単価に設計工数を乗じて積算している。			
	実績チェック	成果物確認後、工事竣工検査調書及び工事成績報告書により実績チェックを行う。			
4	服部川八丁目児童遊園便所設置工事	翠弘園	指名競争入札	3,523	73.8%
	工事内容	服部川八丁目児童遊園における便所設置工事。			
	積算方法	大阪府の建設工事積算基準に基づき、標準単価に設計工数を乗じて積算している。			
	実績チェック	成果物確認後、工事竣工検査調書及び工事成績報告書により実績チェックを行う。			
5	安中町三丁目外 2 公園時計塔設置工事	國光電気工事(株)	指名競争入札	1,803	95.4%
	工事内容	安中町三丁目公園外 2 公園における時計塔設置工事。			
	積算方法	大阪府の建設工事積算基準に基づき、標準単価に設計工数を乗じて積算している。			
	実績チェック	成果物確認後、工事竣工検査調書及び工事成績報告書により実績チェックを行う。			
6	本町第 2 公園管理事務所緑化工事	(有)ひぐち植栽	指名競争入札	1,723	92.5%
	工事内容	本町第 2 公園管理事務所における壁面緑化工事。			
	積算方法	大阪府の建設工事積算基準に基づき、標準単価に設計工数を乗じて積算している。			

	実績チェック	成果物確認後、工事竣工検査調書及び工事成績報告書により実績チェックを行う。			
7	太田第3公園施設改良工事	(株)寺川造園土木	指名競争入札	1,680	92.5%
	工事内容	太田第3公園における施設改良工事。			
	積算方法	大阪府の建設工事積算基準に基づき、標準単価に設計工数を乗じて積算している。			
	実績チェック	成果物確認後、工事竣工検査調書及び工事成績報告書により実績チェックを行う。			
8	若林第2公園整備に伴う電気設備工事	(株)テックヨシダ	指名競争入札	1,627	88.0%
	工事内容	若林第2公園整備における電気設備工事。			
	積算方法	国土交通省の公共建築工事積算基準に基づき、設計数量に標準単価を乗じて積算している。			
	実績チェック	成果物確認後、工事竣工検査調書及び工事成績報告書により実績チェックを行う。			
9	南本町第2公園施設改良工事	(有)関西農林	指名競争入札	1,577	94.7%
	工事内容	南本町第2公園における施設改良工事。			
	積算方法	大阪府の建設工事積算基準に基づき、標準単価に設計工数を乗じて積算している。			
	実績チェック	成果物確認後、工事竣工検査調書及び工事成績報告書により実績チェックを行う。			
10	柏村町三丁目児童遊園施設整備工事	たちばな造園	指名競争入札	1,470	94.6%
	工事内容	柏村町三丁目児童遊園における施設整備工事。			
	積算方法	大阪府の建設工事積算基準に基づき、標準単価に設計工数を乗じて積算している。			
	実績チェック	成果物確認後、工事竣工検査調書及び工事成績報告書により実績チェックを行う。			
11	太田第2公園改良工事	(株)庭樹園 八尾支店	随意契約	1,228	—
	工事内容	太田第2公園における改良工事。			
	随契事由	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 契約金額が130万円以下の少額であるため。			
	積算方法	大阪府の建設工事積算基準に基づき、標準単価に設計工数を乗じて積算している。			
	実績チェック	成果物確認後、工事竣工検査調書及び工事成績報告書により実績チェックを行う。			
12	太田第2公園整備に伴う追加工事	(株)庭樹園 八尾支店	随意契約	3,853	—
	工事内容	太田第2公園整備に伴う追加工事。			
	随契事由	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 昨年度の公園整備業者以外の施工になると、瑕疵担保責任の範囲が不明確になるため。			

積算方法	大阪府の建設工事積算基準に基づき、標準単価に設計工数を乗じて積算している。
実績チェック	成果物確認後、工事竣工検査調書及び工事成績報告書により実績チェックを行う。

(iii) 指摘事項及び意見（工事請負契約）

・若林第2公園整備工事（表中1）について（意見）

当該工事の工期は平成21年1月15日から平成21年3月31日であるが、3月19日において、当初の請負契約額を、5,229千円(16.9%)増額し契約変更している。これは、近隣の町内会の要請に基づき市として検討した結果、植樹の規格や数量を増やし、転落防止等の目的で手摺り付き柵に変更したものである。

当初契約額に比して20%以内の金額変更であり八尾市事務処理規程に基づき適正な承認手続を経ている。ただし、一般競争入札により請負業者が選定されていることに配慮すれば、当初からより詳細な設計につとめるべきである。

・太田第2公園整備に伴う追加工事（表中12）について（意見）

本工事は地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき。）を根拠として随意契約を選択しているが、平成19年度における同公園の整備工事を一般競争入札で落札した業者との契約になっている。前回と同一の業者と契約を締結する理由として、同一の業者以外と契約締結すると、瑕疵担保責任の範囲が不明確になるということを挙げている。しかしながら、瑕疵担保責任は、契約に基づき追及されるものであり、本工事において瑕疵が存在する場合には、あくまで、前回工事契約とは独立した本工事契約に基づき責任が生じる性質のものである。

瑕疵担保責任の範囲の適用については、慎重を期す必要がある。

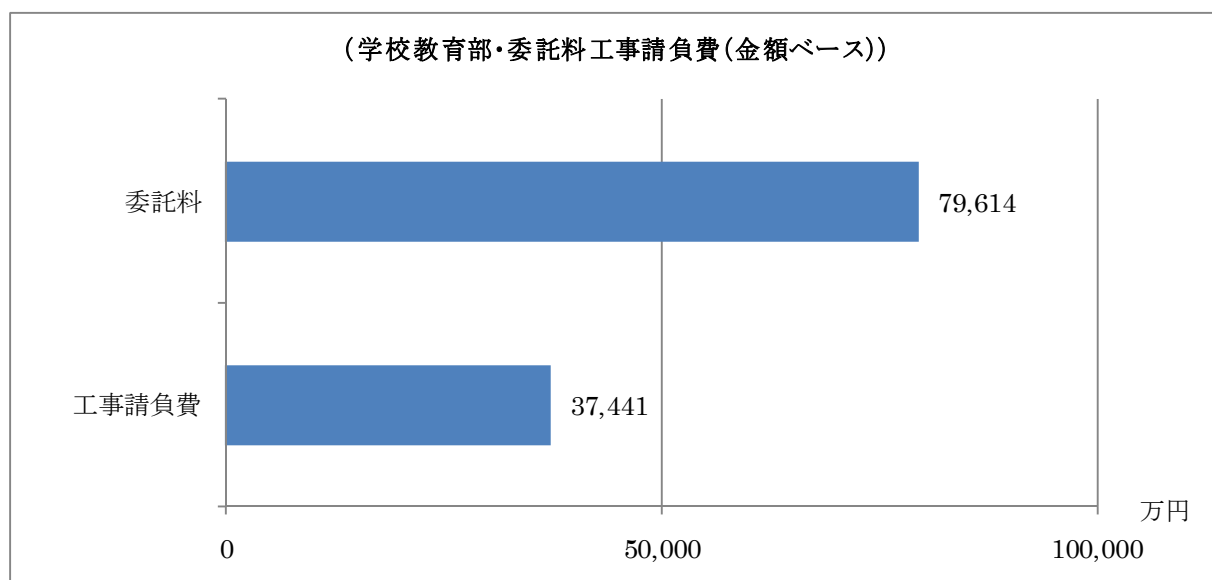
9. 教育委員会学校教育部学務給食課

(1) 学校教育部の概要

学校教育部は、総務人事課、教育政策課、施設管理課、学務給食課、指導課、教育サポートセンター、人権教育課から構成されており、それぞれ職員及び教職員の人事・給与・福利厚生、教育に関する政策の企画・立案・調整、学校園の施設整備と維持管理等、幼児・児童・生徒・教職員の保健、就学就園補助、学校給食の実施、学校園教育の指導・助言・学事事務、学校園の人権教育推進に関する指導助言と支援等に関する業務を行っている。

(i) 委託契約及び工事請負契約の状況

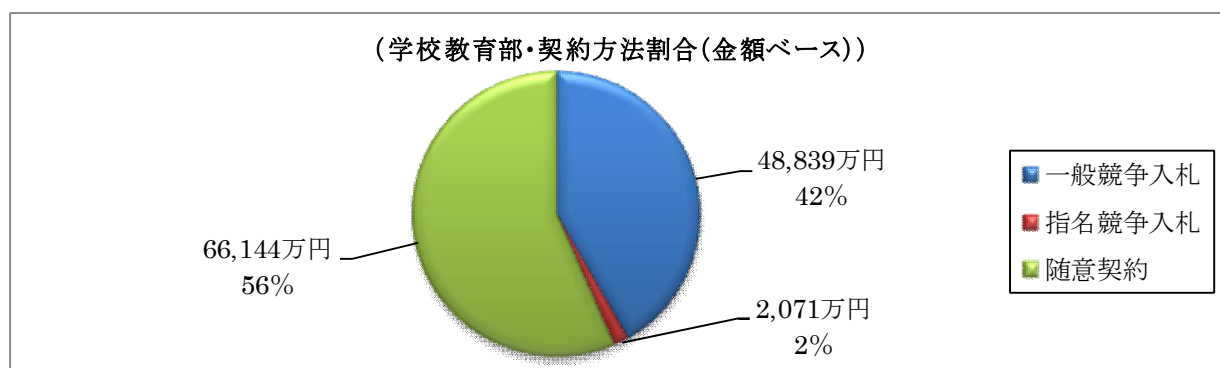
平成 20 年度の委託料及び工事請負費の状況は以下の通りである。

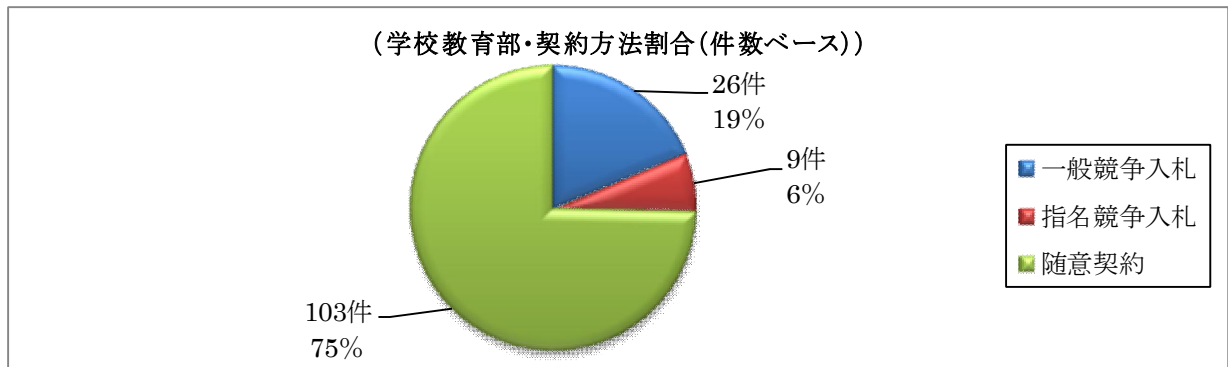


平成 20 年度の委託料は、7 億 9,614 万円である。工事請負費は 3 億 7,441 万円である。委託料の主な内容は、学校給食の委託料で 5 億 1,622 万円の他、英語指導者の委託料で 4,599 万円等である。工事請負費の主な内容は、学校園の耐震補強工事で 2 億 3,919 万円の他、学校園の改修工事の 7,277 万円等である。

(ii) 契約方法・件数・金額の状況

平成 20 年度の契約方法・件数・金額の状況は以下の通りである。

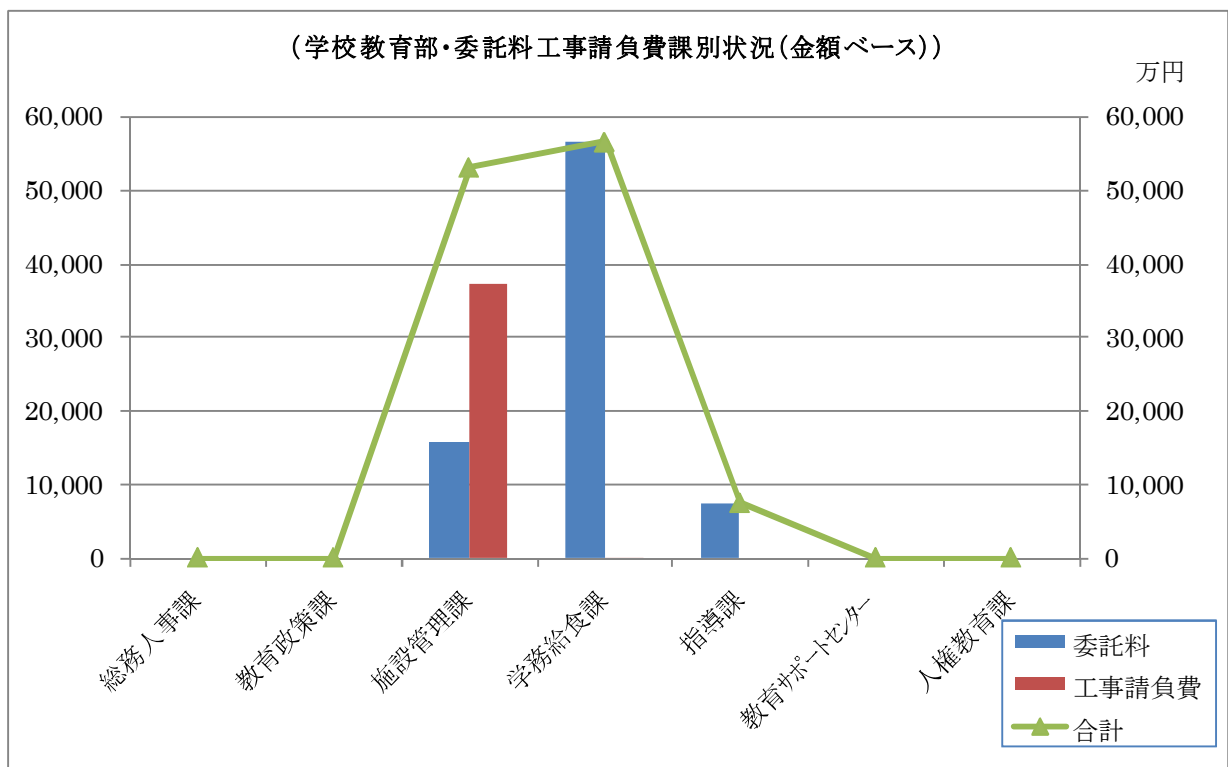




金額ベースでは一般競争入札による委託料・工事請負費が4億8,839万円で総額の42%を占めている。件数ベースでは一般競争入札による委託契約・工事請負契約は26件で総数の19%にしか満たない。随意契約による委託契約・工事請負契約は103件で全委託契約138件のうち75%をしめる。随意契約による委託契約のうち主なものは給食調理業務委託で21件ある。随意契約による工事請負契約のうち主なものは、学校園の改修工事で、24件ある。

(iii) 課別委託契約・工事請負契約の状況

平成20年度における課別委託料・工事請負費の状況は以下の通りである。



学務給食課の委託料・工事請負費の総額は、5億6,537万円で学校教育部の中で最も高額である。そのため、学務給食課を監査対象課として選定した。

(2) 学務給食課の概要

学務給食課は、学校保健係・奨学係・学校給食係で構成されている。

学校保健係は幼児、児童、生徒及び教職員の保健に関すること、学校、幼稚園の環境衛生に関すること、独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること、学校医、歯科医、薬剤師に関すること、入学前の健康診断に関すること、学校保健の統計に関することを業務としている。

奨学係は児童及び生徒の就学補助に関すること、私立幼稚園の就園補助に関すること、奨学金・奨学基金に関すること、医療補助事業に関することを業務としている。

学校給食係は、学校給食の運営、計画、統計に関すること、学校給食に使用する食材の購入や受取に関すること、調理場などの施設や設備の管理や整備、国や府からの補助金に関すること、給食調理やその業務委託に関すること、学校給食会に関すること、学校給食の栄養や衛生に関すること、栄養指導、調理指導、衛生指導に関すること、献立の作成に関すること、給食の食材の品質管理に関すること、給食関係職員の健康管理に関することを業務としている。

学務給食課の委託契約は 45 件で、工事請負契約は 1 件のみである。委託契約のうち、30 件は給食調理業務である。給食調理業務については、平成 9 年より順次委託が進められ、平成 19 年に全校での委託が完了している。また、学校毎に委託を行っていることから、委託件数は多くなっている。給食調理業務は、5 年に一度の入札のため、初年度においては一般競争入札により受託先を選定するが残り 4 年に関しては随意契約により契約更新される。

（３）学校給食調理業務について

学校給食調理業務については、一定の条件を付して公募を行い、応募者の資格を確認した上で公募条件を満たした者により、学校毎に一般競争入札を行い、落札した業者に業務を委託している。

しかし、大量調理、定時提供が必要とされる「学校給食調理業務」の特殊性のなかで、①数年来の業務経験を持ち、かつ契約諸事項等を確実に履行可能な各事業者であれば、安全で良質な給食提供が可能であること。②学校教育の一環として行われる学校給食は安定的な提供が求められる為、事業者が毎年変わるようなことは、好ましくないとされること。③市予算額内での契約が可能なこと。等々の理由により安定した期間として、5 年間は、特段の理由がない限り、毎年随意契約で契約の更新を行っているものである。なお、5 年を経過した学校については、再度競争入札に付するものである。

(4) 契約別監査の結果

(i) 委託契約の一覧 (1 件 100 万円以上)

番号	件 名	相 手 先	業者選定方法	契約額(千円)	落札率
1	就学援助システム保守サービス業務委託契約	(株)アイネス	随意契約	1,201	—
	業務内容	平成 18 年度より導入した「八尾市就学援助システム」の保守業務。 ・システム保守内容 ・問合せ対応 パッケージシステムの操作等に関する問合せの電話、ファックス等での対応 ・運用支援 ソフトウェアに関わる業務内容の支援および助言 処理立会(住記マスタセットアップ、税情報取込み、一括認定処理の年三回) ・システムに対する異常状態の問合せ、復旧支援 ハードウェア障害・ソフトウェア障害の切り分け支援 ハードウェア障害復旧後のソフトウェア環境設定(再インストール) ・ハードウェア機器保守			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 システムの開発元であり、システムのセットアップ等についても当該業者に依頼してきたため。			
	積算方法	委託業者作成による見積により決定している。 ・ソフトウェア保守...950,000 円/年 ・ハードウェア保守...16,200 円/月 ハードウェア保守については、対象機種ごとに保守費用を見積もった上で積上げて見積金額を算定			
	実績チェック	市が要請した場合もしくは委託業者が必要と判断した場合、その都度、市に対し保守内容を報告する事により実績チェックを行う。			
2	進路選択支援事業委託契約	八尾市人権協会	随意契約	4,200	—
	業務内容	自己の進路を選択し、それぞれの夢や希望を実現しようとする生徒をはじめとする青年に対して、家庭状況に見合った相談体制や個々の課題等に対応した調査・研究を行うとともに進学後の継続相談、個々のニーズの対応など自立支援等に資することを目的として行う支援事業。 ・進路希望及び進路選択にあたっての課題等の把握と相談・助言 ・奨学金制度利用状況等の把握			

		・就学継続の支援及び自立支援			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 八尾市人権協会については、事業のひとつとして、これまでも「様々な課題を有する人々の自立と自己実現に取り組む住民活動の支援に関すること」に取り組んでおり、またこの度の組織改革においては、人権協会の機能のひとつとして「人権にかかわる各種相談活動のセンターとしての役割を担う」事を掲げている。進路選択支援事業については、専門性を有する事業であるが、八尾市人権協会においては、相談員の確保など専門性を有する団体であり、本事業を委託する事にもっとも適した団体であるため。			
	積算方法	一人当たりの人件費等を積算し、業務に関わる相談員の数を掛けることにより積算。 人件費...@2,000 円×8 時間×244 日=3,904,000 円 事務費...96,000 円 合計...4,000,000 円×1.05=4,200,000 円			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
3	脊柱側弯症健診業務委託契約	(財)大阪予防医学協会	随意契約	2,977	—
	業務内容	学校保健法第 6 条第 2 項(現・学校保健安全法第 13 条第 2 項)に基づく、脊柱側弯症検診業務。 ・第 1 次検査 モアレ写真撮影 各学校巡回検診 ・第 2 次検査 X 線直接撮影			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 実施可能な機関が府下では財団法人 大阪予防医学協会しか存在しないため(平成 18 年度 学校保健主管課長会の調査による)。			
	積算方法	単価は、委託先の見積書により決定している。 1 次検査...@450 円×5,091 人×1.05=2,405,497 円 2 次検査...@2,800 円×125 人×1.05=367,500 円			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
4	学校園等健康診断用健診器具滅菌業務委託契約	日本ステリ㈱	随意契約	1,707	—
	業務内容	学校保健法第 6 条(現・学校保健安全法第 13 条)に基づき実施している定期健康診断の際に使用している検診器具の滅菌消毒業務。			

		市が所有する検診器具に対し、高圧蒸気滅菌を施し、市が指定する日時及び場所に発注数量を納入する。検診実施後は器具の回収を行い、契約有効期間まで保管責任を負う。			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 ・全国的に院外滅菌を扱う業者が少ない中、自社で滅菌センターを持ち、検診器具の滅菌・配送・回収・保管・管理まで一貫して行えることで、衛生的に質の高いサービスを受けることができ、学校における感染症予防対策に有効であるため。 ・歯科健診、内科健診、耳鼻咽喉科健診等の定期健康診断の実施期間が学校保健法施行規則（現・学校保健安全法施行規則）で定められ、限られた期間に市内 65 校園の健診を実施しなければならない中、日本ステリ株式会社は各種の健診器具を取り揃え、全国的に同様のサービスを学校健診のみならず病院等にも提供していることから、検診器具の不足や健診日程の変更にも迅速に対応ができるため。			
	積算方法	単価は、委託先の見積書により決定している。 歯鏡...@27.30×25,677 人=700,982 円 探針...@31.50×25,661 人=808,321 円 鼻鏡...@52.50×3,919 人=205,747 円 耳鏡...@26.25×3,909 人=102,611 円 舌圧子...@15.75×26,006 人=409,594 円			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
5	児童・生徒・教職員結核健診業務委託契約	(財) 結核予防会 大阪支部	随意契約	3,904	—
	業務内容	平成 20 年度八尾市立小・中学校の児童・生徒及び市立各学校園の教職員の結核健診の委託契約。 ・健診前準備...胸部健診票を学校別、教職員・生徒・児童別に作成し、区分ごとに封入 ・検診場所...X 線直接撮影(公立小・中学校、特別支援学校及び教育センター 46 ヶ所) ・健診項目...胸部 X 線直接撮影、診察、塗抹、培養 ・予定受診人数...X 線直接撮影(教職員 1,565 人児童生徒 189 人)・胸部精密検査(28 人)・塗抹(1 人)・培養(1 人)			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 結核予防会は、全国的組織で結核予防に関し総合的に運営され、健診実績があり、対象児童、生徒及び教職員の健診を一貫して任せられるため。			
	積算方法	単価は、委託先の見積書により決定している。			

6		・胸部 X 線撮影@2,100×1,754 人=3,683,400 円 ・胸部精密検査@3,675×29 人=106,575 円 ・塗抹@315×1 人=315 円 ・培養@2,100×1 人=2,100 円			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
	学校園の害虫等駆除業務 委託契約	近畿総合メンテナンス (株)	随意契約	1,944	—
	業務内容	各学校園での薬剤散布等による害虫等の駆除業務。 ・樹木については、その害虫に合わせた又、樹木をいためず人体に影響が少ない、極めて安全性の高い薬剤を使用し実施する ・ゴキブリ等については発生場所を確認の上実施する ・蜂類・ネズミ等については、発生場所を確認の上、又その害虫等に合わせた駆除をする。			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 業務については場所、回数などを決め定期的に実施するのではなく必要に応じて実施するため入札を行うのが困難である。同業他社と比較しても安価であるとともに、学校園内の害虫駆除に迅速に対応する体制をとっていることから随意契約が適切と考えるため。			
7	積算方法	単価は、委託先の見積書により決定している。(なお、見積書は 3 者から入手し比較している。) ・一般害虫駆除...@60×18,000 円=1,080,000 円 ・蜂の巣駆除...@31,500×12 件=378,000 円 ・ダニ・蟻駆除...@25,000×2 件=50,000 円 ・ゴキブリ駆除...@80,000×1 回=80,000 円			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
	尿検査業務委託契約	(社)八尾市薬剤師会	随意契約	2,624	—
7	業務内容	学校保健法施行規則第 4 条 1 項 10 及び第 5 条 1 項 7 および 9(現・学校保健安全法施行規則第 4 条 1 項 10 及び第 5 条 1 項 7 及び 9)に基づく八尾市立各学校園の園児・児童・生徒の尿検査業務。 ・検査場所...各学校園 ・検査内容...早朝第 1 尿について、たん白・潜血・糖・PH を試験紙で行い、たん白が(±)の場合はスルホサルチル酸法で確認する ・対象者...幼稚園児・小学生・中学生			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号			

			・本検査は生化学検査であり精度の高さと採尿後 5 時間以内に検査を終了する必要があることから、本市学校園に近接している団体が実施する必要があるため。 ・近年子供たちに腎臓病や糖尿病が多く見られる中、早期発見・早期治療および迅速かつ適切な学校園への指導が必要であることから、平素から市立学校園に在籍する児童・生徒の健康状態を熟知している団体が実施する必要があるため。			
	積算方法	単価は、委託先の見積書により決定している。 @73×35,809 人×1.05=2,744,759 円				
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。				
8	心臓健診業務委託契約		(医)日研会	随意契約	12,854	—
	業務内容	幼児・児童・生徒の心臓検診業務。 ・心臓一次検診...12 誘導心電図 ・心臓二次検診...12 誘導心電図・心音図・負荷心電図・医師による聴打診 ・秋期心臓検診...12 誘導心電図				
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 平成 19 年度において実施するにあたり、平成 19 年度学務給食課伺書第 1 号に基づき、指名競争入札を実施したが、不調となったため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号に基づき、応札者中、最低制限価格を入札した団体と随意契約を行った。 検診実施に当たっては前年度の検診結果をもとに経過を観察することが必要であることから、昨年度の受託業者である委託業者との契約が適当と考え契約を結んだ。				
	積算方法	単価は、委託先の見積書により決定している。(なお、見積書は 3 者から入手し比較している。) 一次検診...@1,000×7,856 人=7,856,000 円 二次検診...@3,300×1,262 人=4,164,600 円				
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。				
	教職員定期健康診断業務委託契約		(社)八尾市医師会	随意契約	7,388	—
9	業務内容	学校保健法第 8 条第 1 項(現・学校保健安全法第 15 条第 1 項)に基づく教職員定期健康診断業務。 ・対象...八尾市立各学校園の教職員(講師を含む)。但し、八尾市職員健診を受ける者(校務員・介助員等)は除く ・検査項目...聴打診、血圧測定・検尿・視力検査・聴力検査・肝機能検査・貧血検査・脂質検査・血糖検査・心電図検査・腹囲測定・身体測定 ・実施方法...健診は市立各中学校において実施する				

	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 教職員の健康診断業務は、各健診項目について単に結果を出すだけにとどまるものでなく、教職員はもとより、日常から教職員と接する児童・生徒の健康管理にも密接にかかわるものであることから、結果後の相談に応じられる機関が望ましい。よって、学校医の推薦をはじめ、平素から本市学校保健推進の一翼を担っている社団法人八尾市医師会に本業務を委託することにより、教職員の健診から健康相談まで一貫して任せることができるため、本市学校保健の向上に寄与するものと考えられるため。			
	積算方法	単価は、委託先の見積書により決定している。 @5,050×1,530 人=7,726,500 円			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
10	市立学校給食場衛生害虫防除業務委託契約	(財)大阪防疫協会	随意契約	1,045	—
	業務内容	平成 20 年度市立各小学校給食調理場のネズミ及びゴキブリ等防除業務。 ・対象場所...市立各小学校及び市立特別支援学校(計 30 校)の給食調理場とその周辺 ・実施時期...ネズミ→月 1 回の年間 12 回実施する・ゴキブリ→4 月 8 月の年間 2 回・蟻等の防除は、発生時点ごと ・使用薬剤...ネズミ→クマリン系殺鼠剤、粘着シート・ゴキブリ→シフェノリン水性懸濁剤、調査用トラップ、蟻等→有機リン系及びピレスロイド系殺虫剤及びベイト剤 ・施工方法...ネズミ→給食調理場とその周辺箇所の環境調査、食餌環境、侵入経路等を目視点検により把握し、必要に応じて上記薬剤等を使用し、防除作業に努める。ゴキブリ→シフェノリン水性懸濁剤を床面及び排水溝に対して残留噴霧処理を実施し、防除作業に努める。蟻等→ハンドスプレーにて薬剤の残留噴霧及びベイト剤を配置し、防除作業に努める。 ・処理方法...業務完了後、完了報告書に各小学校長印を押印し、学務給食課に提出する。			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 特別な経験や知識、手法等が必要とされるため。			
	積算方法	委託先の見積書により決定している。(なお、見積書は 3 者から入手し比較している。) ネズミ防除...@2,200×12 月×30 校×1.05=831,600 ゴキブリ防除...@3,400×2 回×30 校×1.05=214,200 蟻等防除...@8000×1.05=8,400(発生の都度)			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
11	調理場排気設備清掃業務	不二熱学サービス(株)	随意契約	1,260	—

	委託契約				
	業務内容	平成 20 年度八尾市立小学校・特別支援学校における給食調理場排気設備清掃業務。			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 特別な経験や知識、手法等が必要とされるため。			
	積算方法	委託先の見積書により決定している。(なお、見積書は 3 者から入手し比較している。) @40,000×30 校×1.05=1,260,000			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
12	学校給食関係職員検便業務委託契約	(財)阪大微生物病研究会	随意契約	1,353	—
	業務内容	平成 20 年度における学校給食関係職員検便業務。 ・検便実施回数...年 24 回 ・検査項目...サルモネラ菌・赤痢菌・大腸菌 O-157			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 検査業務の性質上、特に検査制度の高いことが必要とされるが、阪大微生物病研究会は制度、管理面で社会的信頼も厚く、行政検便として安価であるため。			
	積算方法	単価は、委託先の見積書により決定している。 @1,040×人数×回数			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
13	給食調理業務委託契約	日本誠食(株)ほか延べ 29 件	一般競争入札及び随意契約	516,223	—
	業務内容	市内 30 校の給食調理委託業務			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 「八尾市学校給食調理業務委託業者選定委員会」が委託業者の適格性を調査し、総合的に審議判定のうえ、一般競争入札により、受託した業者が業務を行っている。 大量調理、定時提供が必要とされる「学校給食調理業務」の特殊性のなかで、①数年来の業務経験を持ち、かつ契約諸事項等を誠実に履行した各事業者であれば、学校給食施設に熟知した従業員のもとで安全で良質な給食提供が可能であること。②学校教育の一環として行われる学校給食の作り手が、毎年変わるようなことは、教育上好ましくないとと思われること。③市予算額内での契約が可能なこと。等々の理由により安定した期間として、5 年間は、特段の理由がない限り、毎年随意契約で契約の更新を行っているものである。5 年を経過した業務については、再度競争入札に付するものである。			
	積算方法	厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」に基づく標準人件費と食数を勘案して積算			

		している。			
	実績チェック	学校内の日々の調理業務であるため特に実績チェックは行っていない。			
14	学校給食用パン及び米飯包装業務委託契約	関西食品工業(株)	随意契約	1,701	—
	業務内容	パンおよび米飯の納入にあたってのパンおよび米飯の包装に関する業務委託。			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 パンおよび米飯納入業者に合わせて委託するため。			
	積算方法	委託先の見積書により決定している。 1 学級 1 枚 17.5 円(税抜)。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
15	給食用リフト保守点検業務委託契約	(1)クマリフト(株) (2)三洋輸送機工業(株)	随意契約	(1)2,802 (2)1,073	—
	業務内容	各小学校の給食及び食器等の各階への運搬に使用している昇降機について、安全性の確保及び故障時の速やかな対応を保持するために、施工メーカーより月 1 回専門技術員を派遣させ、機器各部の点検と給油調整等の業務を行わせている。			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 施工メーカーにメンテナンスをさせることが合理的であるとするため。			
	積算方法	委託先の見積書により決定している。 (1)12,600 円×3 台×12 か月×1.05=476,280 円 14,200 円×13 台×12 か月×1.05=2,325,960 円 合計 2,802,240 円 (2)14,200 円×6 台×12 か月×1.05=1,073,520 円			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			

(ii) 指摘事項及び意見

・調理場排気設備清掃業務委託契約（表中 11）について（結果）

契約書には仕様書に基づき作業を行う事と明記されているが、仕様書が作成されておらず業務内容及び全体工数を確認することが出来ない。よって、仕様書に基づき作成される見積書は各学校ごとに作成されているが、単価は全て同一であり、見積金額の妥当性について適切に判断することはできない。

入札に際し仕様書は不可欠なものとなるため、早期に仕様書を作成することが必要である。

・就学援助システム保守サービス業務委託契約（表中 1）について（意見）

見積（積算）段階において項目ごとに細分化した見積りが取れておらず、積算方法があ

いまいである。積算段階において、単価の妥当性を検討し、作業ごとに細分化した見積りを取る必要がある。なお、平成 21 年度の当該業務に関しては、情報システム室の指導により項目ごとのに細分化した見積りを入手し検証を行っている。

・ **学校園の害虫等駆除業務委託契約（表中 6）について（意見）**

随意契約の理由があいまいであり明確ではない。確かに、本業務は、年度ごとの気象条件等に左右されるため総工数を発注段階で見積もることは困難である。しかし、過年度の統計を取る事により平均的な工数を見積もることは可能である。発注段階において総工数が確定しなくとも、入札に参加する業者がいるのならば、競争原理に基づく業者選定を行うべきである。

・ **学校給食用パン及び米飯包装業務委託契約（表中 14）について（意見）**

当該業者と長期継続して随意契約が結ばれており、過年度と同じ単価で契約されている。パン及び米飯の納入業者の選定は、大阪府スポーツ教育振興財団が大阪府下のブロックごとに決定しており、市が行ってない。また、当該契約はパンおよび米飯の納入に付随する業務であるので当該業者と随意契約とすることに合理的理由があると思料される。

しかし、納入の単価については、前年度実績ベースで決定されており、今後については、周辺市町村に価格の調査を行うなどし、価格の妥当性の検討をはかられたい。

・ **給食用リフト保守点検業務委託契約（表中 15）について（意見）**

月額単価の 12,600 円と 14,200 円の差はリフトの高さが 3 階用と 4 階用の差である。単価については、過年度から同額であり、価格の妥当性については検討されていない。また、業者から徴している見積書には単価の内訳は記載されていない。

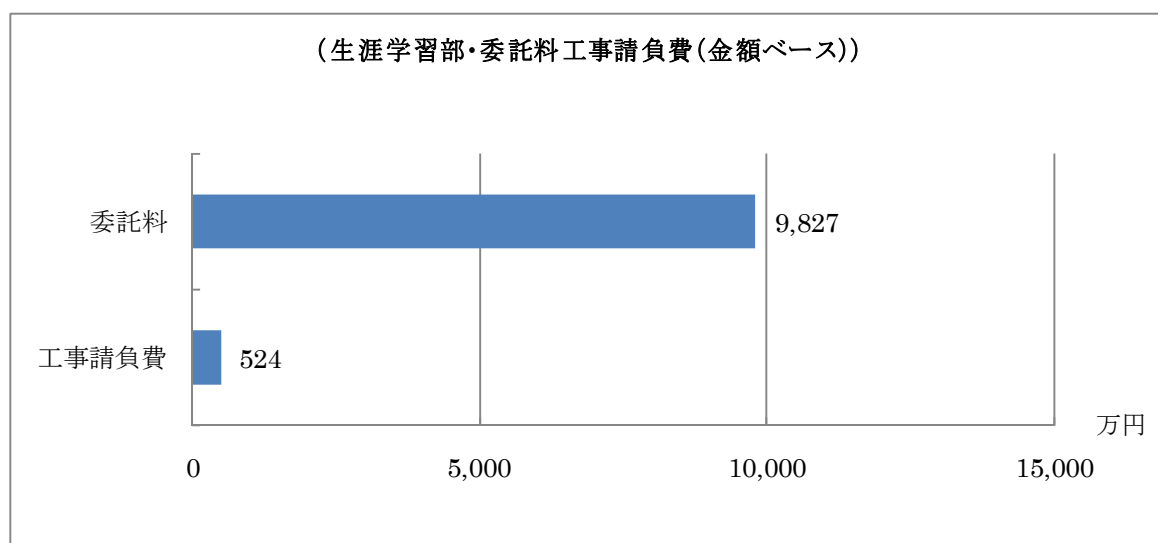
単価については、ここ数年値上げされておらず、予算の適正化には十分配慮されているところではあるが、詳細な見積書を入手するなどして、金額の妥当性の検証が必要であると考ええる。

(1) 生涯学習部の概要

当部は生涯学習スポーツ課、八尾図書館、文化財課から構成されており、生涯学習活動・生涯スポーツ活動の場や環境の整備、図書館内・館外の利用サービス、資料の受入・整備等サービスの向上、埋蔵文化財の申請事務・発掘調査、史跡の管理・整備、彫刻等の文化財の調査・指定等の業務を行っている。

(i) 委託契約及び工事請負契約の状況

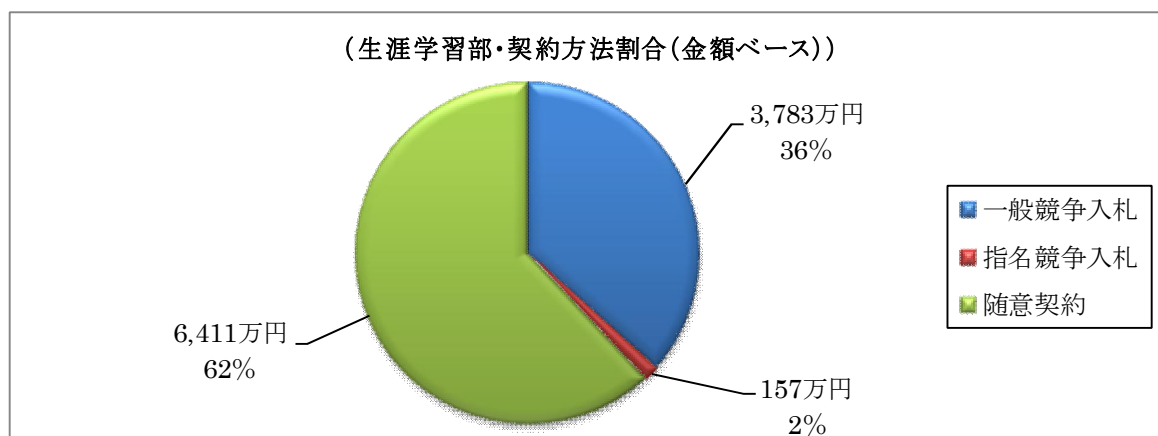
当部における、平成20年度の委託契約及び工事請負契約の状況は以下の通りである。

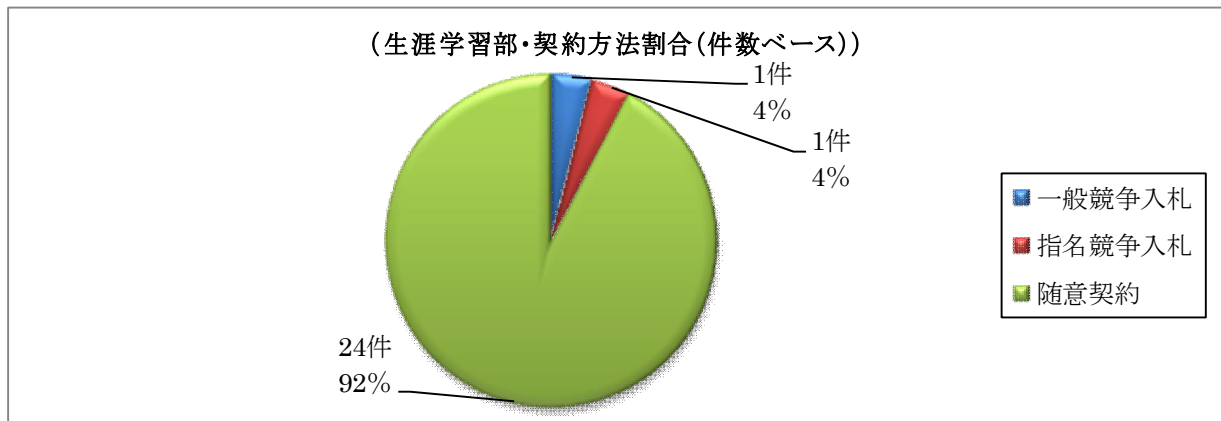


平成20年度における契約額は1億351万円である。このうち、委託契約金額が9,827万円であり、契約金額全体の95%を占めている。これは、生涯学習・生涯スポーツの推進と機会の提供という当部の業務の特色によるものであると考えられる。

(ii) 契約方法・件数・金額の状況

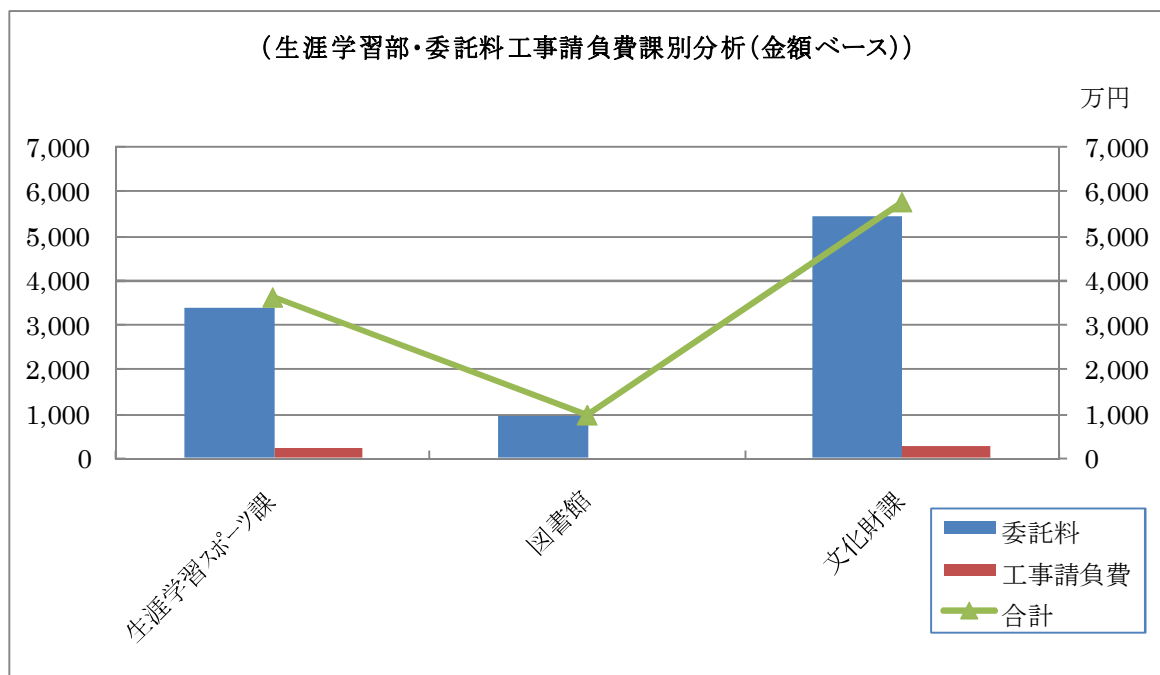
委託契約・工事請負契約を合算した上で、契約方法・件数・金額の割合の状況は以下の通りである。





金額ベースでは、一般及び指名競争入札が 3,940 万円（38%）となり比較的合理化が進められていると判断できるが、件数ベースでは、随意契約割合が 24 件（92%）と契約のほとんどが随意契約によっている。当該随意契約件数のうち 21 件が委託契約にかかるものであり、内 15 件が生涯学習スポーツ課における契約である。生涯学習スポーツ課においては市内 10 ヶ所のコミュニティセンター運営協議会との間で地区生涯学習推進事業の委託契約を締結しており、当該契約金額はいずれも 200 万円未満の金額となっているため、件数ベースにおいては金額ベースにおける場合と比較して、随意契約割合が急激に増加していると考えられる。

(iii) 課別委託契約・工事請負契約の状況



生涯学習部においては、100 万円以上の委託契約及び工事請負契約は 26 件あり、そのうち 17 件が生涯学習スポーツ課における契約であった。よって、生涯学習部における監査の対象として、生涯学習スポーツ課を選定した。

（２）生涯学習スポーツ課の概要

当課は学習推進係、市民スポーツ係からなり、学習推進係においては、生涯学習及び社会教育に係る基本的な施策の企画・立案及び調整に関すること、生涯学習に関する講座、講演会等事業の開催に関すること、生涯学習センターに関することなどを業務としており、市民スポーツ係においては、各種社会体育施設に関すること・スポーツの指導及び奨励に関することなどを業務としている。

（い）委託契約の一覧（１件 100 万円以上）

番号	件 名	相 手 先	業者選定方法	契約額(千円)	落札率
1	番組制作放送業務委託契約	やおコミュニティ放送 (株)	随意契約	1,980	—
	業務内容	生涯学習部制作の番組の企画・制作・放送に関する契約。生涯学習部制作の番組は ①生涯学習部の各課業務や施設の紹介②イベント・講習会や関連団体・個人の活動 などの紹介③生涯学習部関連施設利用者やイベントなどの主催者、スタッフのインタ ビュー④その他生涯学習部に関することを放送する目的の番組である。			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 八尾市内を中心として情報発信している市内唯一のラジオ放送局であり、他に契約先 がないため。			
	積算方法	委託業者作成による見積により決定している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
2	生涯学習施設管理システム関連機器保守業務委託契約	富士通(株)	随意契約	1,785	—
	業務内容	生涯学習施設予約・案内システム機器の保守業務。 ・清掃、注油及び一般調整 ・異常の有無の点検 ・必要な部品の性能試験 ・磨耗部品の自然磨耗の修復、部品交換及び調整 ・障害の復旧			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 生涯学習施設管理システム・サーバー機は設置以来、施設利用者の利用頻度も高 く、常に安定したサービス提供が求められているため、当システムメーカーで当該設備 を熟知している富士通株式会社と随意契約を締結するもの。			
	積算方法	委託業者作成による見積により決定している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			

3	地区生涯学習推進事業委託契約	志紀コミュニティセンター運営協議会他 9 運営協議会	随意契約	17,800 (1,780×10 箇所)	—
	業務内容	地域特性を生かした生涯学習事業の実施。			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 地域特性を活かした生涯学習事業を展開するについて、地域住民で構成された地域に密着した活動を行っているコミュニティーセンター運営協議会が最適であり、他に替わりえるものがないため、各コミュニティーセンターと随意契約を締結するもの。			
	積算方法	前年度の実績に基づき算出している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
4	平成 20 年度八尾市民体育大会事務業務委託契約	八尾市体育連盟	随意契約	2,607	—
	業務内容	市民のスポーツ精神の高揚並びに体位の向上と、市民相互の親睦をはかることを目的として開催される八尾市民体育大会にかかる事務。			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 本市民を対象とする各種大会にかかるもので、多様な種目、豊富な実績を持つ本市民で構成された社会体育団体である同連盟が最適と考えるため。			
	積算方法	前年度の実績に基づき算出している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
5	平成 20 年度八尾市社会体育事務業務委託契約	八尾市体育連盟	随意契約	2,550	—
	業務内容	市民スポーツの振興と市民相互の親睦を図ることを目的とする社会体育事務事業。			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 本市民を対象とする各種大会にかかるもので、多様な種目、豊富な実績を持つ本市民で構成された社会体育団体である同連盟が最適と考えるため。			
	積算方法	前年度の実績に基づき算出している。			
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
6	平成 20 年度大阪府中部広域防災拠点等の施設運用業務委託契約	(財) 八尾体育振興会	随意契約	7,000	—
	業務内容	大阪府中部広域防災拠点及び八尾広域防災基地調整池の平常時における施設運用委託業務。			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 八尾市にスポーツ施設の指定管理者として実績、ノウハウをもっており、施設の運営			

		管理について円滑な事業遂行が期待できるため、当団体と随意契約を締結するもの。
	積算方法	前年度の実績に基づき算出している。
	実績チェック	業務完了報告書、成果物の入手に基づき実績チェックを行う。

(ii) 指摘事項及び意見

・番組制作放送業務委託契約、生涯学習施設管理システム関連機器保守業務委託契約、地区生涯学習推進事業委託契約、平成 20 年度八尾市民体育大会事務業務委託契約、平成 20 年度八尾市社会体育事務業務委託契約（表中 1～5）について（意見）

表中 1 及び 2 の契約に関して、予算の積算が実施されておらず、契約先から入手した見積書の金額を予算金額として計上しており、表中 3 の契約に関しては、見積書の入手も実施しておらず、予算金額、契約金額の算出について根拠となる資料が存在しなかった。

また、表中 4 及び 5 の契約に関しては予算見積りが前年度ベースで行われており、個別の事業の積み上げとなっていないため、計上金額の妥当性の検証ができなかった。この 2 契約については事業実施の全額を補助しておらず(市民体育大会事務に関しては予算規模 6,185,419 円中委託金 2,607,900 円、社会体育事務事業に関しては 9,942,935 円中委託金 2,550,000 円)、参加者の負担額や審判に対する報酬を引き下げるなどの支出額の抑制により事業経費を賄っていることから事業規模及び委託金額は抑制されているものと考えられる。

確かに、前年度ベースの金額と当課のシーリングの兼ね合いで委託金額を決定する方法でも市全体の予算抑制の観点からは有効かもしれない。しかし、公費支出の妥当性を検証する観点からは、当該事業にかかる市による積算を行い、委託金額の算出根拠明確化を図ることが望ましい。

・番組制作放送業務委託契約、生涯学習施設管理システム関連機器保守業務委託契約（表中 1, 2）について（意見）

八尾市財務規則第 116 条第 2 項によると、「契約担当者は、随意契約を行おうとするときは、予定価格を定め、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴さなければならない」としている。

しかし、表中 1 の契約に関しては、八尾市内を中心として情報発信している市内唯一のラジオ放送局であり、同事業者としか契約し得ないとの理由により、表中 2 の契約に関しては、生涯学習施設管理システム・サーバー機は設置以来、施設利用者の利用頻度も高く、常に安定したサービス提供が求められており、当システムメーカーで当該設備を熟知している業者と契約することが効率性、経済性の観点から望ましいとの理由により随意契約を締結している。

このような特殊性から、他の業者から同一規格・同一仕様の見積書を入手することが困

難であるとして、その入手が行われていなかった。しかし、例え同一費用に対応した見積書を入手できなくても、類似する業務、仕様部品、工数など部分的な見積書を入手し、契約予定者の見積書を精査に活用することが望ましい。

・生涯学習施設管理システム関連機器保守業務委託契約（表中 2）について（意見）

表中 2 の業務の契約体系は、月額単価×12 ヶ月で契約しているが、1 ヶ月における保守点検業務の従事日程などの細かな規程は設けられておらず、業務の履行確認に関しては業務完了届を入手しているにすぎない。契約金額確定の基礎となる 1 ヶ月の業務量を把握しないのは、業務の委託者としての履行確認としては不十分であるといわざるを得ない。よって、業務の履行を確認する手段として、1 ヶ月のうち何日間保守点検業務に従事したのかを確認する、又は、どのような保守点検項目に関して点検を実施したのかを確認するなど履行確認手続を工夫する必要がある。

（iii）工事請負契約の一覧（1 件 100 万円以上）

番号	件 名	相 手 先	業者選定方法	契約額(千円)	落札率
1	生涯学習センター南内側 外壁雨水浸透防止工事	(株)ショウリュウ	随意契約	1,230	—
	工事内容	生涯学習センター南内側外壁の雨水浸透防止工事。			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号 契約金額が 130 万円以下の工事であるため。			
	積算方法	教育委員会施設管理課が設計書を作成している。設計に当たっては大阪府の要綱等に基づいている。			
	実績チェック	成果物確認後、工事竣工検査調書及び工事成績報告書により実績チェックを行う。			
2	山本球場施設改修工事	(株)中川企画建設	随意契約	1,249	—
	工事内容	山本球場のスコアボード階段の設置工事。			
	随契事由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号 契約金額が 130 万円以下の工事であるため。			
	積算方法	教育委員会施設管理課が設計書を作成している。設計に当たっては大阪府の要綱等に基づいている。			
	実績チェック	成果物確認後、工事竣工検査調書及び工事成績報告書により実績チェックを行う。			

第3章 総 括

市の平成20年度決算における健全化判断比率は、実質公債費比率が6.8%、将来負担比率は82.6%といずれも早期健全化基準（それぞれ、25%、350%）を下回っており、この指標からみれば、財政状況はおおむね健全な状態にあるといえるが、平成21年度予算の歳入は、地方交付税で増収はあるものの、法人市民税や固定資産税の減収が見込まれており、「八尾市行財政改革アクションプログラム」を確実に推進し、財源を捻出せねばならない状況にある。

本年度は、このような財政状況を踏まえた上で歳出のかなりの部分を占める委託契約と工事請負契約を監査テーマに選定した。架空請求や水増し請求といった不正防止の観点からまだ多くの課題が残されており、契約検査課の統括機能の強化や随意契約チェックリストの作成、活用など体制整備を図っていく必要があると考える。

本年度の包括外部監査を以下に総括する。

i) 積算根拠の明示

業務委託等を実施する場合、予算の積算根拠を明らかにする意義は、①公共サービスの提供者として、適正な業務サービスの対価を示すことと、②財政を健全化すべく効率化・合理化によりコスト削減を実現する機会を模索することであろう。

しかしながら、各所管部署が作成するコスト積算資料は、単価と数量（時間・工数）と資料を作成するうえでの関係が不明確なものが多くみられた。積算の過程の示し方・留意点・チェック項目などをガイドラインとしてまとめるなどの改善が必要である。

随意契約については、不正防止の観点から作業等の履行確認の徹底が必要であるが、そのためには実績と照合すべき見積工数の資料の具備が必須である。本年度監査においては、予算の積算段階における工数見積り、作業等の履行確認に関し、不十分な事例が多くみられた。

確かにここ数年、厳しい財政状況から対前年比一定率削減の予算シーリングが行われたため、予算額がコスト積算額を大幅に下回るケースが増加し、コスト積算を緻密に行う動機が薄れつつあったことは理解できる。しかしながら、適正な業務対価を把握することは、公共サービスの提供者としての基礎的な業務である。積算書作成に当たってのガイドラインもなく、作成方法も所管課任せになっていた。

さらにコスト削減という観点からも、課題がある。

例えば、基幹業務システム最適化の取り組みとして、平成20年度において外部有識者

による CIO 補佐官を登用している。情報化コストの削減やいわゆる、ベンダー・ロック・インを未然に回避する上でも外部有識者の招聘は有効といえる。

しかし、定常業務について現状の積算価格根拠資料は、所管課ごとに様式が異なるうえ、単価や作業工数の明示がなく‘〇〇システム保守一式’というように総額が記載されているのみである場合が多い。

CIO 補佐官へ肝心の判断材料が提示されなければ、招聘の効果も大幅に減殺されかねない。専門家を含めた検討チームを設置し、契約額の妥当性を判断するために具体的に必要な情報は何か洗い出しを行い共通仕様を定める必要がある。

ii) 随意契約とするかの判断の厳格化

随意契約は、競争原理が働きにくく不正や不当に高い価格で契約が締結されるおそれがあるため、一般競争入札による選定が原則とされ、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号から 9 号に該当する場合のみ、随意契約が認められる。

随意契約を採用した理由として、業務の特殊性・専門性があるとされているものの、業務内容から常識的に判断すると疑問に思わざるを得ないものや、なかには単に従来より随意契約を締結しているからとされているものが散見された。

例えば、情報システム端末の入力パンチャー業務は、明らかに代替業者がいない業務とはいえ、代替可能であるがゆえにアウトソーシングされた業務である。しかしながら専門性が高いとして随意契約とされていた。定数削減で人員余力がないことは理解できる。しかし委託期間が長期にわたってしまったため、受託者が交代するとシステム運用に支障がでるという事情に過ぎないのではないかと推測される事例もみられた。

過年度の契約単価が再検討されることなく踏襲されている事例、過去の積算根拠すらも担当者の異動等により失われている事例、施設の利用度が低い水準であるにも関わらず、定額の委託料が継続されている事例もみられた。

これらの事例は、顕在化していないが、行政コスト削減の余地とみなせるのではない。透明性を確保することにより、非効率を顕在化させる取り組みが肝要である。

iii) 重複の排除

全庁的な視点から業務の重複を排除する取り組みが十分に行われていない。

契約検査課は 200 万円以上の工事請負契約・工事請負関連委託業務・清掃業務及び警備業務に関する入札事務を担当し、それに満たないものは各所管課が随意契約の判断を含め契約事務を担当するような仕組みになっており、全庁的な統制機能は弱い。これでは、各部局で共通する業務が、個別発注されている可能性が高く、スケールメリット・契約事務手数の点で非効率である。本来、契約検査課は各所管課の契約の妥当性を検査し、契約情報も一元管理することによって部局横断的な業務発注を合理的に行う部署であるべきでは

ないか。

また、現行の制度下では、以下の業務については、条例に基づき長期継続契約の締結が可能となっている。情報機器の保守業務についても、「八尾市長期継続契約に関する取扱要領」の解釈により可能とのことであり、長期継続契約により契約事務手続の合理化が図れるはずである。

- ・ 清掃・警備業務
- ・ 施設の維持管理に係る保守点検業務
- ・ 業務用機器に関する賃貸借

入札制度改革と歳出の定率削減の結果、委託料・工事請負費は年々減少しここ数年は最低制限価格での落札が目立つようになっている。このような時期こそ長期継続契約の締結が検討されるべきではないか。

八尾市行財政改革プログラムにおける「税金を1円たりとも無駄にしない」、「最少の経費で最大の効果を挙げる」が掛け声に終わることのないよう、高い職業意識を保持して職務を遂行していただきたい。

以 上